

国立国語研究所学術情報リポジトリ

独立行政法人国立国語研究所平成20年度事業報告書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.ninjal.ac.jp/records/3095

事業報告書

平成 20 年度

2008



独立行政法人
国立国語研究所

はじめに

国立国語研究所は昭和23年に設置され、平成13年4月に独立行政法人に移行しました。

独立行政法人は、独立行政法人通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について、所管府省におかれた評価委員会の評価を受けることとされ、また、同法第38条により、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書を添えることとされています。

本書はここに規定された事業報告書として、研究所の第2期中期計画第3年次即ち平成20年度における事業の実績についてまとめたものです。

本書の作成に当たっては、研究所の平成20年度のすべての仕事を中期計画に沿って17の業務に区分し、事業概要、進捗^{ちよく}状況、成果報告書等の作成状況など、なるべく統一された視点からそれぞれの業務について明らかにするよう努めました。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）への対応状況について、新たに18番目の区分を設けまとめました。

この事業報告書により、研究所の事業をより広く知っていただくことができ、研究所への御理解と御支援を賜る一助となれば幸いです。

平成21年6月

独立行政法人 国立国語研究所長

杉 戸 清 樹

独立行政法人国立国語研究所 平成20年度事業報告書 目次

※目次中の枠内は、中期目標、中期計画の項目に対応

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	10
(1) 研究所の概要	
(2) 研究所の所在地	
(3) 資本金の状況	
(4) 役員の状況	
(5) 常勤職員の状況	
3. 財務諸表（要約）	13
4. 財務情報	15
(1) 財務諸表の概況	
(2) 施設等投資の状況	
(3) 予算・決算の概況	
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	
5. 事業の説明	19
(1) 財源構造	
(2) 事業説明（付：各事業の財務データ）	

第2期中期目標の序文等

I 提供サービス・業務の質向上に関する措置

1 国語の記録・保存及び実態把握、国語施策への貢献等

(1) 基幹的な調査研究の実施

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等	23
----------------------	----

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究	33
------------------------------	----

③ 研究成果の活用による日本語像の提案

3. 研究成果の活用による日本語像の提案	41
----------------------	----

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究	55
5. 電子政府のための調査研究	57

2 日本語教育に関する情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

6. 日本語教育情報資料の作成・提供	62
--------------------	----

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

7. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及	70
---------------------------	----

3 情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

8. 調査研究成果の公表	78
9. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施	85
10. 電話質問への対応	97

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

11. 情報・データの収集・作成	99
12. 情報の集積・提供システムの整備・改善	105

4 内外関係機関との連携協力

13. 研究者の受入及び派遣等	107
14. 国際シンポジウムの開催	109
15. 連携大学院への参画	110

Ⅱ 業務運営の効率化措置等

16. 業務運営の効率化措置	117
17. 予算・資金計画・収支計画	125
18. 整理合理化計画への対応	127
科学研究費補助金による研究の実施状況	133
資 料	
独立行政法人通則法	165
独立行政法人国立国語研究所法	187
独立行政法人国立国語研究所に関する省令	196
独立行政法人国立国語研究所業務方法書	200
独立行政法人国立国語研究所の中期目標(平成18年度～22年度)	202
独立行政法人国立国語研究所の中期計画(平成18年度～22年度)	206
平成20年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	217
役職員	227
予算・建物・土地	228

1. 国民の皆様へ

(1) はじめに

国語研究所は、昭和23年に設立され、国語及び国民の言語生活、外国人への日本語教育に関する科学的調査研究を行い、その成果を基盤として国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興に寄与することを目的とした活動を継続しています。平成18年度から、国語研究所は独立行政法人として、第2期中期目標（中期計画）期間に入りました。

今期中期計画は、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人に対する総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘、また勧告の方向性を踏まえた文部科学大臣の見直し案の決定を受け、将来の国語研究所の姿を模索し、見直しを具体化するために策定したものです。

この過程で、国語研究所の責務が、国民の言語生活の向上と外国人への日本語教育の振興に寄与することにあると改めて確認いたしました。そして、そのための確かな基盤とすべき科学的な調査研究の成果を継続して蓄積し、発信することを目指した新中期計画を立て、平成18年4月から着手しました。

平成20年度は、今期中期計画期間の第3年次に当たります。後述のとおり、中期計画に掲げた各種の研究・事業及び運営管理について、それぞれの計画目標を達成することを目指して着実に推進しました。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）への対応の検討・実施に努めるとともに、この計画で指摘のあった「大学共同利用機関法人への移管」が国において平成21年10月1日と予定されたことを受けて、事業内容や実施スケジュールなどの見直しを行いました。

(2) 研究・事業

① 国語の調査研究

国語の調査研究は、中期目標・中期計画に示されるとおり、国語の記録・保存及び実態把握を確実に行うとともに、それに基づいて国語の問題点や課題等を明らかにし、関連する具体的な提案等を行うほか、国語政策の企画立案や文化審議会の審議に資する基礎資料を提供することを目的としています。そのため、今期の計画では、中・長期的な視野に立って実施する「基幹的な調査研究」として3件、その時々での短期的な課題を対象とする「喫緊の課題に対応した調査研究」として2件、合わせて5件の課題を実施することとしました。

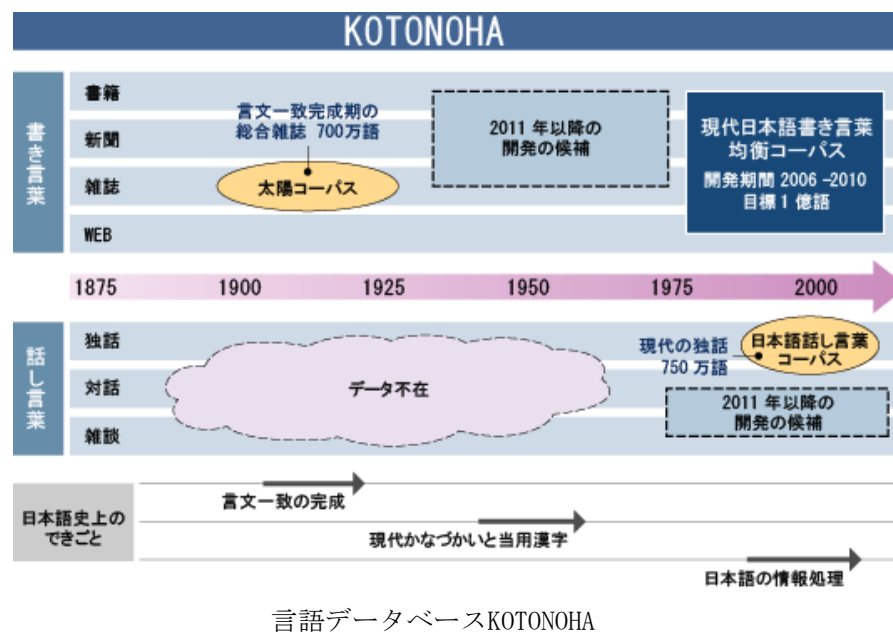
具体的には、「基幹的な調査研究」では、研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」及び研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」の2件を実施し、それを踏まえて「研究成果の活用による日本語像の提案」に向けた研究を行っています。また、「喫緊の課題に対応した調査研究」では、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」及び「電子政府のための調査研究」の2件を行っています。中期計画第3年次に当たる本年度の各課題の実施状況は、概略以下のとおりです。

【基幹的な調査研究】

ア 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

国語を確実に記録・保存すると同時に、今後の日本語研究の重要な基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース(『現代日本語書き言葉均衡コーパス』)の開発・構築を行っています。時期を同じくして採択された文部科学省科学研究費特定領域研究「日本語コーパス」(平成18年度～22年度の5年計画)との相互補完的な関係の中で、より一層充実した大規模データベースを構築すべく事業を推進しています。

本年度は、前年度に引き続き、策定した全体計画に基づいて、収録するテキストのサンプリングと電子化、形態素解析システムの整備拡充など、具体的な構築の各段階における作業を順調に進めるとともに、データ公開に必要な法人・個人との著作権処理の交渉をさらに進め、許諾件数を順調に伸ばしました。また、当該データベースを活用するための研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための研究を進め、公開可能となったサンプルをさらに追加して、全文検索の試験公開を行うホームページで約4000万語の検索を可能にしました。成果物としては、コーパス構築に関する基本的な情報をまとめた「内部報告書」をさらに4冊作成しました(前年度までと合わせて計10冊となります)。



イ 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

国語の実態把握を多面的に行うために、次の3つの小課題に分けて実施しています。

(ア)「敬語・敬意表現に関する経年調査」については、愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を、ほぼ20年間隔で経年的に明らかにすることを目的とした第3次の調査を企画実施しました。外部資金として文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(A)の交付を受け、前年度に整備した研究態勢に基づき、現地自治体などの協力も得ながら、約400人の住民を対象とした面接調査を実施して分析に必要なデータを獲得しました。

- (イ)「全国規模の「ことば」情報の収集・分析」については、各地の中核的研究者から構成される全国方言調査委員会を開催し、今後の臨地調査に向けて内容・方法の具体的な検討を進めるとともに、過去の調査対象項目の網羅的なデータベース化により、調査項目選定の基盤作りをしました。また、全国方言調査委員の協力を得て、各地の情報を得るためのメール調査、伝統的方言の記述調査なども試験的に実施しました。
- (ウ)「中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査」については、国語研究所が過去に実施した言語生活調査の調査項目を基盤として、近年の言語生活の変容を十分に考慮しながら、多様な観点からの質問項目を精選して、全国の住民920人を対象に面接調査を実施しました。

ウ 研究成果の活用による日本語像の提案

医療の分野を対象として『病院の言葉』を分かりやすくする提案を行うために、「病院の言葉」委員会を開催し、年度内の提案に向けて計画的・集中的に検討を重ねました。また、構築中の「大規模汎用日本語データベース」の活用、医療者・非医療者双方への各種調査の実施により、検討に必要な基礎資料を多角的に整備しました。平成20年10月に中間報告を発表し、それに対する意見公募を経て、予定どおり平成21年3月に最終報告を発表しました。市販の普及書をはじめ学会・論文、マスコミ、医療系のメディア、講演など、多様な媒体によって成果普及に努めた結果、医療関係者のみならず一般からも大きな反響を得ています。

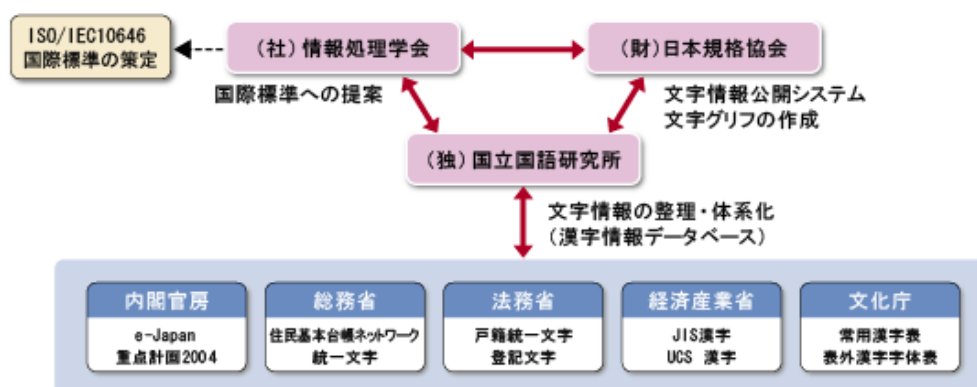
【喫緊の課題に対応する調査研究】

ア 文化審議会の審議課題に関する調査研究

文化庁文化部国語課と連絡を取りながら、文化審議会国語分科会で審議中の「常用漢字表の見直し」に資する資料を作成・提供しています。本年度は、構築中の「大規模汎用日本語データベース」を活用した「漢字音訓一覧表」「漢字頻度表」、さらに『俺』等の表記について(表記と内訳)を審議資料として提供し、審議の進行に貢献しました。また、既に審議された「国語力」については、これに関連して実施した『「国語力観」に関する全国調査』の結果をさらに分析し、報告書の作成を進めました。

イ 電子政府のための調査研究

電子政府構築事業の一環として、経済産業省から委託を受け、国語研究所、社団法人情報処理学会、財団法人日本規格協会の3者が連合体で実施してきた「汎用電子情報交換環境整備プログラム」は、本年度が第2期(平成18年度～20年度)の最終年次に当たります。法務省における事務の電子化に必要な「戸籍統一文字」及び「登記統一文字」について、学術的な側面から整理体系化をさらに進め、成果報告書を経済産業省に提出しました。この課題は、これによりすべての契約事項を予定どおり完了しました。



「汎用電子情報交換環境整備プログラム」実施体制

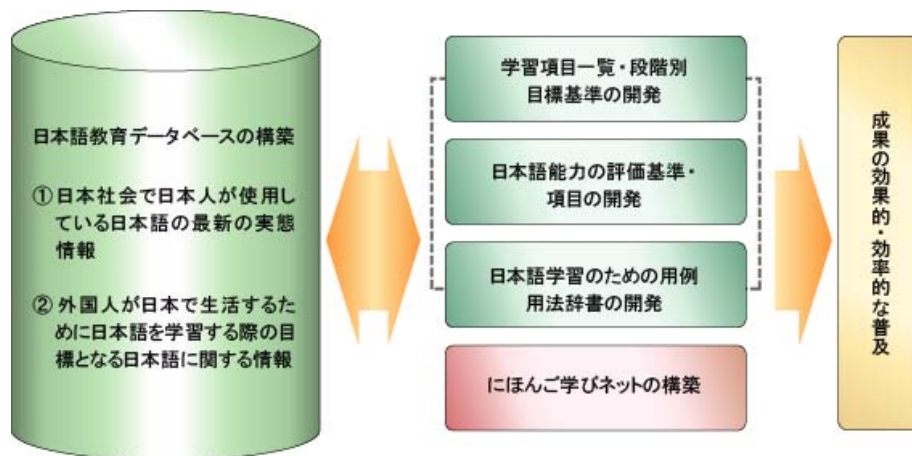
② 日本語教育の調査研究

日本社会は、人口50万人以上の政令都市4つ分以上の数に匹敵する外国人が在住しており、日本語を使ったコミュニケーションに様々な形態と課題が見られます。第2期中期計画では、「生活言語としての日本語」の実態把握を柱として、日本語学習に必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標としています。

一方、平成19年12月に、独立行政法人整理合理化計画における国語研究所の事務及び事業の見直し（p.9（6）及びp.127 事業項目18を参照）として、日本語教育事業について、「他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る」ことが指摘されました。そこで、改めて日本語教育の中核的機関としての役割を再確認し、第2期中期計画の目標を検討し、指標等の提供を行う次のア、ウの継続、イの目標の変更、エの日本語教育の基盤となる日本語教育データベースの構築は継続という結論を得ました。

そして、「生活言語としての日本語」を取り巻く様々な形態の把握と課題の解決に向けて、初年度（平成18年度）と、2年目（平成19年度）に本格的な調査のための準備を行い、今年度は本格的な調査、試行、仮説の提示などの段階として次のア～オの活動を行いました。

これらの活動を進めるに当たり、これまでと同様、所外の専門家を交えた言語教育データベース研究会やコミュニケーション能力研究会を通じて協働体制を築くとともに、研究会や学会等での成果の発表、成果普及セミナーの開催、日本語データのWebサイト「日本語教育ネットワーク」（<http://www.kokken.go.jp/nihongo>）からの発信を随時速やかに行い、それぞれの活動で作成された資料や進捗状況をWebサイトから発信し、成果の普及と社会的貢献により一層努めています。



日本語教育研究プロジェクト関係図

ア 学習項目一覧・段階別目標基準の開発

日本社会の一員として外国人が豊かに暮らすために身に付けるべき日本語能力を明らかにするために、コミュニケーション能力の枠組みと構成要素を探り、「領域」「分野」「行動」「下位行動」という枠組みを設定し、学習項目一覧（暫定版）を作成しました。また、学習項目一覧と段階的目標基準の作成については、昨年度に引き続き、質問紙調査やインタビュー調査などにより目標言語使用調査やニーズ調査を実施しました。並行して、日本語使用実態及び学習ニーズに関する先行研究の一覧を作成しました。

イ 日本語学習のための用例用法辞書の開発

当初の目標は、3,000語の意味記述の提示と今後の学習辞書の見本となるものの提供でした。前述の見直しの指摘（p.4 ②を参照）を受けて、「日本語教育における辞書の可能性」並びに「非母語話者のための日本語語彙の意味用法の記述法」の提示を目標にしました。今年度は、これまでの知見を踏まえ、電子版での用例用法の提示の仕方の試行版として「日本語観察館」を、意味記述や見出し等の確認のため所内及び協力者に限定して公開しました。また、母語別日本語用例用法辞書、特に中国語・スペイン語母語話者に分かりやすい辞書記述の在り方について検討しました。

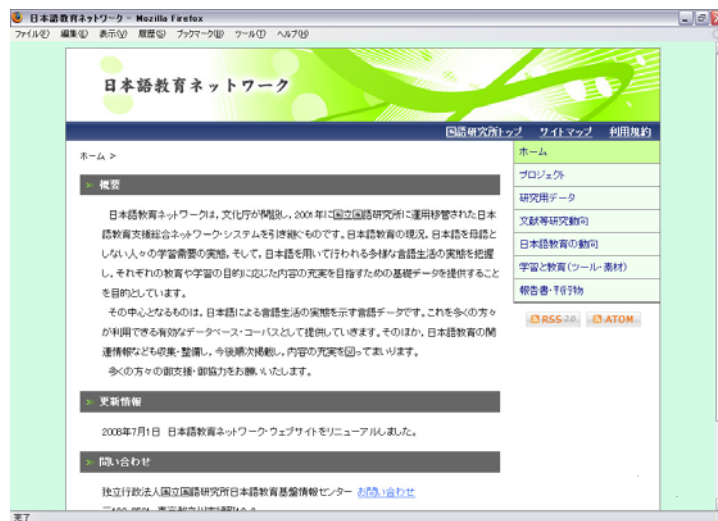
ウ 日本語能力の評価基準・項目の開発

日本語母語話者に、日本語学習者が書いた複数の文章を読んで順位付けをしてもらい、どのような観点をういたかを問う手順で、日本語母語話者の評価に関するデータを収集しました。並行してインタビュー調査と質問紙調査も進めました。これらにより、評価項目の観点を洗い出し、その評価項目を用いた調査を行い、評価時に、どういう項目を、どの程度重視しているかという観点から評価者を分類しました。

また、漫画の表現を素材に、表現の持つ意図を一般の日本語母語話者に解釈してもらい、同一人物間や母語話者間での解釈の同異についての情報を収集し、分析しました。得られた結果は、オの「にほんご学びネット」での問題作成や利用者への提示情報作成に利用しました。さらに、表現意図の分類試案、表現意図の解釈の相違と誤解について追究しています。なお、使用した漫画表現は、検索抽出できるデータベースとして公開しました。

エ 日本語教育データベースの構築

所内外との共同体制を築きつつ、日本語教育を支える言語情報を整備するため、Webサイト「日本語教育ネットワーク」〈<http://www.kokken.go.jp/nknet/>〉の運用、提供するデータの収集、整備を行いました。そして、約400人の日本語会話データ、約20人の日本語習得データをはじめ、擬態語・擬声語データ、日本語教育用基本語彙6種比較データ、漫画表現意図検索データベース、世界学校教科書目次比較データベース、二文字漢字語属性情報データベースなど、日本語教育データベースを構成する様々なデータベースの順次公開を始めています。



Webサイト「日本語教育ネットワーク」

オ にほんご学びネットの構築

インターネットを通じて日本語学習者が発話と記述の練習を行ったり、診断を受けたりすることができ、合わせて日本語学習者の日本語データが収集できるシステムの開発が目標でしたが、前述の指摘(p.4 ②を参照)等を受けて検討した結果、発話と記述の練習ができるものの開発に変更し、今年度を開発の最終年度としました。発話の練習ツールは開発を終了し、運用実験に入るところです。記述の練習ツールはプログラムの開発は終了しましたが、問題文や回答文の文字表示に問題が生じ、プログラムの再確認をしています。

カ 成果の普及

中間的な報告形式で具体的な成果を示すセミナーを中核的日本語教育機関の人材を対象に開催しました。また、日本語教育資料の集成である『日本語教育年鑑2008年版』、教授活動研究の論文集『日本語教育論集』第25号の刊行をしました。『日本語教育ブックレット』は一部増刷を行い、最終号とした10号の発刊を、10号までの合本としての発行の検討と合わせて作業を進めました。

Webサイト「日本語教育ネットワーク」は、日本語教育の基盤情報を提供するサイトとしてのリニューアルを終了し、順次発信を行っています。

(3) 情報の発信

国語研究所の調査研究の成果、日本語・日本語研究や日本語教育に関する資料・情報、研究活動・研究成果の普及資料等を効果的かつ効率的に情報発信するため、刊行物、インターネット、催しなどの様々な手段を適切に利用しました。

調査研究成果の公表に関しては、引き続き所員の研究発表活動の一層の活性化を奨励するとともに、専門家を対象とした研究発表会（「言語生活の研究法：方言と文字」）の開催や日本語研究、日本語教育の発展に寄与することを目的とした査読付き論文誌『日本語科学』、『日本語教育論集』の2誌を編集刊行するなどして、成果公表に努めました。

また、国語研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、成果普及図書としては『新「ことば」シリーズ』（「辞書を知る」）、『病院の言葉を分かりやすく-工夫の提案-』を刊行し、一般向け講演会「ことば」フォーラムでは（「敬語と方言-ふるさとのことば-」、「病院の言葉を分かりやすく」）等を実施しました。「病院の言葉を分かりやすく」は、国語研究所の「病院の言葉」委員会の活動の成果を分かりやすく一般に提案し、普及するためのものです。この活動・事業は、マスコミ等でも広く取り上げられました。また、これまでのフォーラムの当日記録・配布資料や広報紙をWebページで公開しました。また、国語研究所創立60周年記念事業の1つとして、英文により研究成果の紹介の冊子を作成し、広く国内外の図書館、研究機関、大学等に配布し、PDF版をインターネット上に公開しました。このように、普及書、講演会、インターネット等の複合的活用を図りつつ、総合的に普及広報を実施しました。

電話等により、国民一般から国語研究所に寄せられる言葉に関する質問については、電話質問への対応を実施し、寄せられた質問に答えるとともに、質問内容を蓄積し、また、FAQの作成も行っています。

発信情報の充実のために、日本語・日本語研究や日本語教育に関する情報・資料の収集・整理を継続しました。研究文献、研究情報の収集、整理を実施し、日本語、日本語教育の研究に関する目録情報、図書館蔵書目録、日本語の状況に関する新聞記事目録等の作成・公開、『国語年鑑2008年版』、『日本語教育年鑑2008年版』の刊行、国語研究所蓄積資料の整備、研究報告及び研究資料の電子化と公開等を推進しました。「日本語情報資料館」のサイトでは、コンテンツの充実を図りつつ、管理・運用を継続しました。また、情報提供システムの改善・強化を図るため、有識者10名を対象にインタビュー形式による満足度調査を行い、システムの改善・強化のための意見を得、また、システムのホームページの改善と電子化資料の管理、検索システムの更新を実施しました。さらに、管理・検索システムとしては、電子化資料管理の有力なソフトであるDSpaceを導入するなど、内容の充実やシステムの改善に向けての取り組みを着実に実施しました。



『国語年鑑2008年版』



『日本語教育年鑑2008年版』

(4) 内外関係機関との連携協力

国語研究所は、国内・海外の研究機関や研究者との研究交流や事業協力を行うことを重視しています。海外との関係機関等とは、海外の研究者の招へいや研究員の海外の機関への派遣、学術交流協定に基づく韓国の国立国語院、中国の北京日本学研究中心及び華東師範大学との学術交流のほか、博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外の研究者の受入れなどに積極的に取り組みました。

また、政策研究大学院大学や一橋大学との連携大学院プログラムにも参画し、日本語教育や日本語研究等において指導的役割を果たす人材を養成しています。

(5) 管理・運営

国語研究所は、第2期中期計画に掲げた具体的な研究事業の効率的・効果的な遂行を目的として、平成18年度において研究組織を第1期中期計画中の3部門6領域から2部門1センター11グループに再編し、柔軟かつ機動的な研究活動を実施し得る体制に刷新しました。

また、所長、理事はじめ幹部職員から構成される運営会議を引き続き国語研究所運営の中心機関として位置付け、併せて各種委員会・部会等の必要な見直しを行いました。

さらに、適切な人材配置や人材育成、勤務に関する職員の自己把握等に資することを目的として、平成19年度に引き続き人事評価制度の試行を行いました。また、内部統制の充実を図るため、監査室の設置、「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づく内部監査などを行いました。

一方、国民に開かれた業務運営の推進を図るため、国語研究所を紹介するホームページサイトについて「病院の言葉」Webサイトの構築や検索システムの改修等を行い、内容の拡充とシステムの整備を進めました。このほか、報道機関への情報提供や啓発図書の刊行、研究発表会等の各種行事などを通じての普及広報活動を積極的に展開しました。

研究に必要な外部資金の導入に努め、科学研究費補助金、委託事業、著作権使用料等で得られた額は2億4,079万円となりました。

（６）独立行政法人整理合理化計画への対応

「独立行政法人整理合理化計画」において、国語研究所に関しては、「組織の見直し」として「大学共同利用機関法人へ移管する」ことが決定されたほか、「事務及び事業の見直し」としてもいくつかの事業について平成20年度までに廃止または見直しの検討を行うこととされました。このため、国語研究所内に法人移管準備検討委員会等を設置し、閣議決定の趣旨に沿って鋭意検討を進めました。

また、大学共同利用機関法人への移管時期を平成21年10月1日とすることが国において予定されたことから、第2期中期目標期間が当初の5年から3年6か月に短縮されることとなりました。このため、各研究・事業について平成21年9月30日までに一定の成果が得られるよう、事業内容や実施スケジュールなどの見直しを行いました（p.127 事業項目18を参照）。

さらに、第171回国会において、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」の審議が行われ、平成21年3月31日に成立しました。これにより独立行政法人国立国語研究所は、10月1日をもって、大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管（以下、「法人移管」という。）され、同機関が設置する大学共同利用機関の1つとなることとなりました。

2. 基本情報

(1) 研究所の概要

① 目的

独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（独立行政法人国立国語研究所法第3条）

② 業務の内容

研究所は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（独立行政法人国立国語研究所法第12条）

③ 沿革

昭和23年12月	国立国語研究所が発足し、研究所庁舎として明治神宮聖徳記念絵画館の一部を借用
昭和29年10月	東京都千代田区神田一ツ橋の一橋大学所有の建物を借用し、移転
昭和37年4月	東京都北区西が丘（旧北区稲付西山町）に移転
昭和43年6月	文化庁設置とともに、国立国語研究所は文化庁附属機関となる
昭和49年3月	『日本言語地図』全6巻完成
昭和51年1月	高速漢字プリンター完成
昭和51年10月	日本語教育センター設置
昭和54年3月	皇太子殿下御視察
平成元年6月	『方言文法全国地図』刊行開始
平成6年1月	第1回国際シンポジウム開催
平成6年4月	「国際社会における日本語についての総合的研究」開始
平成11年11月	第1回「ことば」フォーラム開催
平成13年4月	独立行政法人国立国語研究所発足（管理部及び3研究部門）
平成13年10月	政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターとの連携による大学院教育開始
平成14年10月	中国・北京日本学研究中心と学術交流合意締結

平成15年 4 月	第 1 回「外来語」言い換え提案発表
平成15年10月	韓国・国立国語研究院（現・国立国語院）と学術交流合意締結
平成16年 5 月	『日本語話し言葉コーパス』公開
平成17年 1 月	中国・華東師範大学と学術交流合意締結
平成17年 2 月	東京都立川市緑町に移転
平成17年 4 月	一橋大学との連携による大学院教育開始
平成18年 4 月	日本語教育部門を日本語教育基盤情報センターに改編
平成21年 3 月	「病院の言葉」を分かりやすくする提案発表

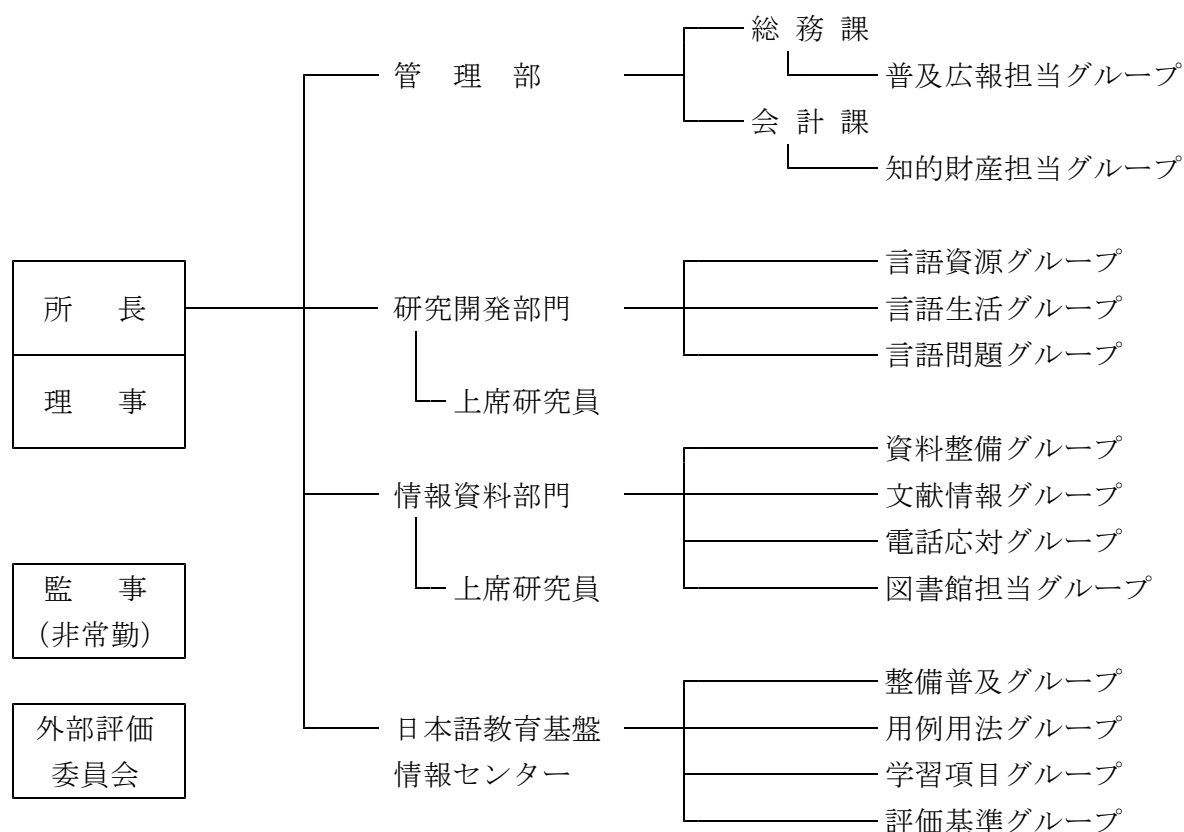
④ 設立の根拠となる法律名

独立行政法人国立国語研究所法（平成11年12月22日法律第171号）

⑤ 主務大臣

文部科学大臣

⑥ 組 織 図



(2) 研究所の所在地

〒190-8561 東京都立川市緑町10-2

電話 042-540-4300

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,615	0	0	10,615
資本金合計	10,615	0	0	10,615

(4) 役員の状況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
所 長	杉戸 清樹	平成17年4月1日 ～21年3月31日	昭和50年4月 国立国語研究所採用 平成17年3月 独立行政法人国立国語研究所 日本語教育部門長退職 平成17年4月 独立行政法人国立国語研究所長
理 事	徳重 眞光	平成19年10月1日 ～21年4月30日	昭和52年4月 文部省採用 平成17年4月 国立大学法人東北大学理事 平成19年10月 文部科学省大臣官房付退職 (役員出向) 平成19年10月 独立行政法人国立国語研究所理事

(5) 常勤職員の状況（平成21年1月1日現在）

常勤職員は57人（前年（平成20年1月1日）比1人増加，1.7%増）であり，平均年齢は45歳（前年45歳）となっている。このうち，国等からの出向者は7人，民間からの出向者は0人である。

3. 財務諸表（要約）

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	344	運営費交付金債務	154
その他	15	未払金	148
		その他	44
固定資産		固定負債	
有形固定資産	9,874	資産見返負債	41
その他	1	その他	3
		負債合計	390
		純 資 産 の 部	
		資本金	
		政府出資金	10,615
		資本剰余金	-791
		利益剰余金	20
		純資産合計	9,844
資産合計	10,233	負債純資産合計	10,233

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用 (A)	1,144
業務費	
人件費	614
減価償却費	12
その他	268
一般管理費	
人件費	175
減価償却費	8
その他	67
財務費用	
支払利息	1
経常収益 (B)	1,154
運営費交付金収入	1,076
その他	78
臨時損益 (C)	0
その他調整額 (D)	0
当期総利益 (B-A+C+D)	10

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	68
研究業務及び一般管理支出	-336
人件費支出	-768
運営費交付金収入	1,111
その他収入・支出	61
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	-2
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	-9
IV 資金増加額 (または減少額) (D=A+B+C)	57
V 資金期首残高 (E)	287
VI 資金期末残高 (F=E+D)	344

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務費用	1,093
損益計算書上の費用	1,145
(控除) 自己収入等	-53
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	188
III 引当外賞与見積額	-4
IV 引当外退職給付増加見積額	-14
V 機会費用	133
VI 行政サービス実施コスト	1,396

(参考) 財務諸表の科目の説明 (主なもの)

① 貸借対照表

現金及び預金：現金，預金

有形固定資産：土地，建物，工具，器具及び備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち，未実施の部分に該当する債務残高

未払金：当期に要した人件費，業務費のうち支払が翌期に行われるもの

政府出資金：国からの出資金であり，独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業 務 費：独立行政法人の業務に要した費用

人 件 費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財 務 費 用：ファイナンス・リースによる利息の支払

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、受託収入、業務収入、研究業務及び一般管理支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：ファイナンス・リースに係るリース債務の返済が該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業 務 費 用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額

機 会 費 用：政府出資に国債の利回りを勘案した利率を乗じて算定した金額

4. 財務情報

（１）財務諸表の概況

① 主要な財務データの経年比較・分析

（経常費用）

平成20年度の経常費用は1,144百万円と、前年度比34百万円増（3.0%増）となっており、大きな増減はない。

（経常収益）

平成20年度の経常収益は1,154百万円と、前年度比38百万円増（3.4%増）となっており、大きな増減はない。

(当期総利益)

平成20年度の当期総利益は10百万円と、前年度比5百万円増(100.0%増)となっている。これは、業務収入の増8百万円(50.0%増)が主な要因である。

(資産)

平成20年度末現在の資産合計は10,233百万円と、前年度末比151百万円減(1.4%減)となっており、大きな増減はない。

(負債)

平成20年度末現在の負債合計は390百万円と、前年度末比29百万円増(8.0%増)となっており、大きな増減はない。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは68百万円と、前年度比38百万円減(35.8%減)となっている。これは、人件費の増83百万円(12.1%増)が主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△2百万円と、前年度比1百万増(100.0%増)となっており、大きな増減はない。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△9百万と、前年度比1百万円増(12.5%増)となっており、大きな増減はない。

表1 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常経費	1,438	1,218	1,146	1,110	1,144
経常収益	1,415	1,218	1,151	1,116	1,154
当期総利益	-23	0	5	5	10
資 産	10,934	10,697	10,504	10,384	10,233
負 債	341	293	299	361	390
利益剰余金	15	16	5	10	20
業務活動によるキャッシュ・フロー	10	16	58	106	68
投資活動によるキャッシュ・フロー	-35	-13	-20	-1	-2
財務活動によるキャッシュ・フロー	-2	-6	-8	-8	-9
資金期末残高	163	160	190	287	344

(注1) 当研究所の立川市移転に伴い平成17年1月5日に土地、建物等の国有財産の現物出資を受けている。

(注2) 平成18年度(第2期中期計画)から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

表2 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調査研究事業	14	12	-2	0	0
日本語情報資料収集事業	-7	-8	9	0	0
研修事業	7	-4			
国際研究協力事業	0	-3			
法人共通	-37	4	-2	5	9
合 計	-23	1	5	5	9

（注）平成18年度（第2期中期計画）から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

表3 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調査研究事業	63	39	8,559	8,392	8,229
日本語情報資料収集事業	38	22	1,097	1,068	1,044
研修事業	6	2			
国際研究協力事業	5	1			
法人共通	10,821	10,633	848	923	960
合 計	10,934	10,697	10,504	10,384	10,233

（注）平成17年度に比べて平成18年度の調査研究事業及び日本語情報資料収集事業が増加し、法人共通が減少しているのは、面積比による配賦計算を始めたためである。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

該当事項はない。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

表4 行政サービス実施コスト計算書の経年比較

（単位：百万円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
業務費用	1,359	1,179	1,094	1,053	1,093
うち損益計算書上の費用	1,438	1,223	1,147	1,111	1,145
うち自己収入	-79	-44	-52	-58	-53
損益外減価償却累計額	47	188	188	188	188
損益外減損損失相当額	0	0	1	0	0
引当外賞与見積額	0	0	0	4	-4
引当外退職給付増加見積額	-36	38	1	-50	-14
機会費用	169	186	170	129	133
(控除)法人税及び国庫納付金	0	0	0	0	0
行政サービス実施コスト	1,539	1,591	1,454	1,324	1,396

(2) 施設等投資の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当事項はない。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当事項はない。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当事項はない。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	1,321	1,321	1,174	1,174	1,095	1,095	1,129	1,129	1,111	1,111	
受託収入	51	55	30	29	20	37	0	49	0	41	
版權使用料・ 施設等使用料等	9	20	7	11	9	10	9	17	9	25	
計	1,381	1,396	1,211	1,214	1,124	1,142	1,138	1,195	1,120	1,177	
支出											
事業経費	431	464	408	418	472	423	462	354	456	371	各事業間での調整
受託事業費	51	55	30	29	20	31	0	49	0	41	
移転関連経費	187	150	—	—	—	—	—	—	—	—	(注)
一般管理費	131	128	168	189	59	112	57	101	56	103	
人件費	581	622	605	577	573	580	619	593	608	627	
計	1,381	1,419	1,211	1,213	1,124	1,146	1,138	1,097	1,120	1,142	

(注) 平成16年10月に竣工した当研究所は、新設配備された施設設備等の保証期間や建物設備等の瑕疵責任期間が切れたことにより新規の保守契約等が発生したことなどによる。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

- ① 人件費においては、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費（退職手当及び福利厚生経費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。）の5%以上を削減する。

② 人件費以外においては、当中期目標期間終了年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減することを目標としている。この目標を達成するため、下記の措置を講じているところである。

- ・ 業務運営を効率化のため一般競争入札による外部委託を推進
- ・ 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進

5. 事業の説明

（１）財源の構造

当法人の経常収益は1,154百万円で、その主な内訳は、運営費交付金収益1,076百万円（経常収益の93.2%）、業務収入24百万円（経常収益の2.0%）、受託収入41百万円（経常収益の3.5%）となっている。

（２）事業説明（付：各事業の財務データ）

以下（次ページ以降）に、各事業の平成20年度の実施状況、成果等を説明する。

その際、各事業の実施根拠となっている第2期中期目標（青色欄）、同中期計画（黄色欄）、平成20年度計画（緑色欄）をそれぞれの事業に対応させて引用して示す。

また、各事業の決算額等を「事業費」として示す。

【5（2）事業説明】

第2期中期目標の序文等

[凡例]

青

：第2期中期目標の文言

黄

：第2期中期計画の文言

緑

：平成20年度計画の文言

〔中期目標〕

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに，国語施策の立案，国語教育，外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり，一層の振興を図る必要がある。

このため，研究所は，我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ，国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配意しつつ，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて，我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため，研究所の中期目標は，以下のとおりとする。

〔中期計画〕

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

〔年度計画〕

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成20年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

〔中期目標〕

中期目標の期間

研究所が行う業務，特に科学的な調査及び研究については，客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり，その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから，中期目標の期間は，平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

I 提供サービス・業務の質向上に関する措置

〔中期目標〕

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び実態把握，国語政策への貢献等

〔中期目標〕

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化，情報化など国語をとりまく社会状況の変化は，国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては，このような現状を踏まえ，調査研究の柱となる基幹的調査研究を，中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに，その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し，その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

（1）基幹的な調査研究の実施

〔中期目標〕

（1）基幹的調査研究は，時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として，次の調査研究を実施すること。なお，この調査研究の成果は，文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

〔中期計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

〔年度計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

〔中期目標〕

- ① 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。

〔中期計画〕

- ① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。

ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに实际的に活用するための研究を行う。

ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

〔年度計画〕

- ① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

について、次のことを実施するとともに、コーパス事業の民間との共同体制について検討する。

ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指す。そのため、前年度までに策定した全体計画に基づき、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理、電子化など、具体的な構築の各段階における作業を継続する。

イ 当該データベースを実際的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進め、公開可能となったサンプルの試験的な公開を行う。

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等

【事業概要】

本研究の目的は、これからの日本語研究において重要な研究基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース（書き言葉均衡コーパス）を開発・構築することである。

本プロジェクトは、文部科学省科学研究費特定領域研究「代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備」（平成18-22年度、領域代表者：前川喜久雄）と緊密な連携のもとに行うもので、両者は相互補完的な関係にある（特定領域研究については、p. 137を参照）。

本コーパスは、現代日本語の書き言葉を対象とした初めての本格的なコーパスであり、統計的な考え方に基づいて設計する“均衡コーパス”である。また、本コーパスは日本社会にとって多方面での活用が確実な知的資源としての価値を有する。具体的には、新聞、雑誌、書籍等から書き言葉のサンプルをバランスよく収集し、言語研究用の情報を付与して高度な検索ができるデータを作成する。データは、著作権処理を施し、インターネット上で公開する。併せて、本コーパスを実際に活用するための調査研究や構築に必要なデータ整備を進め、コーパスを使った日本語研究の基礎を確立する。

本コーパスの完成により、日本語研究は新たな段階を迎える。すなわち、英語や中国語などと比べて立ち遅れていた日本語のコーパス整備状況が大幅に改善され、正確な実態把握や定量的分析に基づく客観的な方法がより一般化し、日本語研究の活性化が図られる。社会的には、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、国語教育、日本語教育に係る教材の作成、国語辞典編集の効率化、言語情報処理の精度向上など幅広い分野での貢献が期待できる。

本コーパスの開発期間は5年間で、目標とする収録語数は1億語（運営費交付金により約5,000万語、外部資金により約5,000万語）以上である。

〔事業費〕運営費交付金：68,960千円

（人件費38,685千円、旅費交通費262千円、物件費29,245千円、
刊行費768千円）

文部科学省科学研究費補助金特定領域研究：106,884千円

(人件費53,913千円，旅費交通費3,525千円，物件費19,267千円，
その他30,179千円)

※事業費は20年度決算額で，百円の単位を四捨五入した。(以下の事業についても同じ。)

【担当組織】(*は，特定領域研究による雇用者を表す)

責 任 者：前川喜久雄

担 当 者：山崎誠(副責任者)，田中牧郎，丸山岳彦，柏野和佳子，森本祥子，小沼悦，
山口昌也，高田智和，小椋秀樹，小磯花絵，小木曾智信，齋藤達哉

特別奨励研究員：*佐野大樹，間淵洋子，*富士池優美(9/1より運営費交付金で雇用)，
*近藤明日子

研究補佐員：*阿左美厚子，秋元祐哉，稲益佐知子，田中弥生，大矢内夢子(6/1～)，
*大石有香，*神野博子，舞木右(5/1～)，西部みちる，*大島一(6/1～)，
小林正行，宮内佐夜香，竹内ゆかり，*渡部涼子，*小川志乃(10/1～)，
*小西光(12/1～)，*平山允子

非常勤研究員：原裕，藤本雅子，渡辺美知子

派遣社員：中村壮範，*高木美子，*杉田英之(1/1～)

所外協力者：宮島達夫(国語研究所名誉所員)，ソ・サンギョ(韓国・延世大学)，
黄居仁(台湾・中央研究院)，マルコ・バローニ(イタリア・トレント大学)

【調査及び研究の進捗状況】

○ 大規模データベースの構築

(1) 構築作業について

以下の図1に沿って順次構築状況を説明する。

生産実態(出版)サブコーパス	流通実態(図書館)サブコーパス
約3,500万語 書籍，雑誌，新聞 平成13～平成17年	約3,000万語 書籍 昭和61～平成17年
非母集団(特定目的)サブコーパス 約3,500万語 白書，法律，国会会議録，検定教科書，日本語教育教科書 ベストセラー，Web掲示板，ブログ，学術論文，韻文等 対象期間はさまざま(最長30年)	

図1 現代日本語書き言葉均衡コーパスの全体構成

① 生産実態(出版)サブコーパス及び流通実態(図書館)サブコーパス

書籍：生産実態及び流通実態合わせて7,100サンプルのサンプリングを行い，それと
並行して電子化(文字入力)を行った。入力したサンプルに対するタグ付けは，昨年度
分と合わせて約11,000サンプルに対して行った(そのうち今年度入力分は6,500サンプ

ル)。書籍全体では、必要サンプル数に対して、サンプリングで約79%，電子化（文字入力）で約77%，タグ付けで約73%の達成率である。

新聞：全国紙4紙（朝日，毎日，読売，産経）及びブロック紙3紙（北海道，中日，西日本）から600サンプルのサンプリング及び400サンプルの電子化（文字入力）を終了，約300サンプルのタグ付けを終了した。新聞全体では必要サンプル数に対して，サンプリングで約75%，電子化（文字入力）で約63%，タグ付けで約56%の達成率である。

雑誌：1,050サンプルのサンプリングを行い，約900サンプルを電子化（文字入力），約600サンプルのタグ付けを終了した。雑誌全体では必要サンプル数に対して，サンプリングで約38%，電子化（文字入力）で約33%，タグ付けで約22%の達成率である。

② 非母集団（特定目的）サブコーパス

- ・平成20年度における全国100自治体の広報紙から約600万字を抽出し，入力した。
- ・昭和51年～平成17年の映画・テレビのシナリオ約500編を入力した。
- ・ヤフー株式会社より提供を受けたブログから約27,000記事（約500万語）を抽出し，個人情報や顔文字等コーパスに収録するにあたって問題となる箇所を外注によりチェックし，問題情報のマニュアル化の準備を進めた。
- ・韻文（俳句，短歌，詩）の収録対象となる範囲を決定した。

③ 解析用辞書UniDicの整備拡充を行った。構築中のデータの解析結果から未登録語を採録し，年度当初の語彙素数111,127・書字形158,011に対して，語彙素数147,464・書字形214,283に増補した。なお，平成20年7月にUniDic1.3.9を公開した。

④ コアデータの設計と構築

機械学習用に精度の高い解析を行うコアデータについては，白書，新聞，書籍各20万語の整備を終了した。これらのデータに対しては，文節境界の情報を人手で付与した。非母集団（特定目的）サブコーパスのYahoo!知恵袋（500万語）からランダムに選んだ10万語分の形態素解析結果を人手により修正した。新聞，白書，書籍それぞれ10万語を対象に長単位での情報付与を開始した。

（2）著作権処理について

① 団体への依頼

新聞社については予定していたすべての会社との交渉を終え，覚書を取り交わした。雑誌については多くのサンプルが当たっている会社から個々に交渉を始めた。

② 個別の著作権処理の状況

平成20年3月末現在，書籍（生産実態＋流通実態＋ベストセラー）の処理対象サンプル数22,100に対し，著作権者へ連絡済みのものが15,443サンプル，そのうち許諾が得られたものが9,863サンプルである。連絡が取れた場合を母数とした許諾率は約64%である。

③ 連絡先不明者への呼びかけサイト

著作権処理において大きな比率を占める連絡先が分からない著作権者に対して，その人の著作物が書き言葉コーパスで著作権処理の対象となっていることを知らせ，連絡してもらうための専用のサイトの開設準備を進めた。

(3) モニター公開

コーパスの構築や活用により有益なフィードバックを得るため、平成20年7月に著作権処理の済んだサンプル約2,800万語を研究利用に限定して公開した。対象は所属を持つ研究者である。平成21年3月末現在、380人以上の申し込みがあった。また、このモニター公開を利用した研究発表の場を特定領域研究の公開ワークショップ（研究成果報告会）の中で開催した。

○ データベースの活用に関する調査研究

コーパスが構築途上であるため、本格的な活用は先のことになるが、今年度は、次の3項目について実施した。

(1) 『日本語話し言葉コーパス (CSJ)』を使った研究

具体的成果は、次項目「成果報告書等の作成状況」を参照のこと。

(2) 特定領域研究におけるコーパスを活用するための研究

コーパスを評価する5つの研究班がそれぞれコーパスの活用を前提にした調査研究を行っている（具体的にはp.137を参照）。特に、言語政策班では、言語問題グループの研究課題「研究成果の活用による日本語像の提案」（p.41 事業項目3を参照）と連携して、医療分野における難解用語の抽出と言い換え、常用漢字表・人名漢字表等の在り方に関する調査研究を進めている。

○ データ提供法の開発

平成19年3月に開設した著作権者への利用方法の説明のための検索デモンストレーションサイトにデータを追加し、約4,000万語が検索できるようになった。平成21年3月末現在の内訳は、白書500万語、Yahoo!知恵袋500万語、書籍2,400万語、国会会議録500万語である。また、前後文脈に対する正規表現検索や著者の性別・生年代情報の追加など機能面でも充実を図った。

特定領域研究においては、係り受け情報や語義タグ等により高度な検索を可能にする支援システムの開発を行っている。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 成果報告書

以下の内部報告書※4冊を刊行した。

※研究活動の過程で整備される研究関連文書（マニュアルや予備的な分析結果など）のこと。論文等への引用、外部からの要請による資料公開、プロジェクト活動記録の保存などを目的に作成している、

- ① 「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における収録テキストの抽出手順と事例」（柏野和佳子、丸山岳彦、稲益佐知子、田中弥生、秋元祐哉、佐野大樹、大矢内夢子、山崎誠）
- ② 「語彙密度を利用した『現代日本語書き言葉均衡コーパス』テキスト分類の試み」（佐野大樹、丸山岳彦、山崎誠、柏野和佳子、秋元祐哉、稲益佐知子、田中弥生、大矢内夢子）

- ③ 「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』形態論情報規程集改定版」
(小椋秀樹, 小磯花絵, 富士池優美, 原裕)
- ④ 「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』形態論情報データベースの設計と実装」
(小木曾智信, 中村壮範)

①は、サンプリングの際の具体的な手順を実例とともに示したものである。②は、コーパスに収録される個々のサンプルが選択体系機能言語学における語彙密度という指標によってどのように分類されるか、その可能性を論じたものである。③は、昨年度刊行した形態論情報規程集の改定版である。短単位、長単位、文節の各認定規程の最新版を掲載した。また、語種情報や人名の扱いについての記載を新たに付け加えた。④は、コーパス構築に当たって運用している形態論情報データベース及びそのシステムの解説である。

(2) 論文

① 査読付き論文

なし

② 論文集掲載論文

- ・ Sano, Motoki and Elizabeth Thomson, "Japanese Folk Tales: text structure and evaluative expression", Bridging Discourses:ASFLA 2007 online proceedings, ASFLA 2008年7月
- ・ Sano, Motoki, "The Rhetoric of Editorials: a Japanese case study", Communicating Conflict, pp. 97-118, Continuum, 2008年7月
- ・ Maruyama, Takehiko, Makoto Yamazaki, and Kikuo Maekawa, "Statistical sampling method used in the Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese", The proceedings of 18th International Congress of Linguists.
- ・ 相澤正夫, 小椋秀樹, 斎藤達哉「漢字表の設計と活用」, 『言語政策に役立つ, コーパスを用いた語彙表・漢字表等の作成と活用』(特定領域研究「日本語コーパス」言語政策班中間報告書), pp. 49-56, 2008年9月

③ 招待寄稿

- ・ 丸山岳彦「作文の文体情報 --- 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』から見えるもの ---」『日本語教育』140, pp. 26-36, 日本語教育学会
- ・ 前川喜久雄「日本語コーパス開発の現状と展望」『英語コーパス研究』15, pp. 3-16, 英語コーパス学会, 2008年6月

④ 商業誌掲載論文

- ・ 小磯花絵「転記テキストの仕様について」『日本語学』27-5, pp. 63-71, 明治書院, 2008年4月
- ・ 前川喜久雄「コーパスとは何か」『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 6-14, 至文堂, 2008年12月
- ・ 前川喜久雄, 山崎誠「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』, 『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 15-25, 至文堂, 2008年12月

- ・小椋秀樹「コーパスのための形態論情報」『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 26-34, 至文堂, 2008年12月
- ・小木曾智信「形態論情報の自動付与とその問題点」『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 35-43, 至文堂, 2008年12月
- ・小磯花絵「話しことばコーパスの情報」『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 53-60, 至文堂, 2008年12月
- ・丸山岳彦「日本語コーパスの現状」『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 122-130, 至文堂, 2008年12月
- ・山崎誠「国立国語研究所における諸研究－語彙調査の系譜の中心にして－」『国文学解釈と鑑賞』74-1, pp. 183-191, 至文堂, 2008年12月

(3) 学会発表(口頭発表, ポスター発表), 講演

- ・前川喜久雄「国立国語研究所のコーパス整備計画KOTONOHA―その現状と問題点―」電子情報通信学会技術研究報告思考と言語TL2008-1, pp. 82-95, 電子情報通信学会, 2008年5月
- ・小磯花絵「コーパスと内省に基づく研究の比較から見えてくるもの」人工知能学会研究会資料 SIG-SLUD-A801, pp. 23-28, 人工知能学会, 2008年7月
- ・小磯花絵「カラ従属節による節末形式の「投射」について」人工知能学会研究会資料 SIG-SLUD-A801, pp. 35-40, 人工知能学会, 2008年7月
- ・Maruyama, Takehiko, Makoto Yamazaki, and Kikuo Maekawa, "Statistical sampling method used in the Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese", 18th International Congress of Linguists. Seoul, 2008年7月
- ・Sano, Motoki and Takehiko Maruyama, "Lexical Density in Japanese Texts: classifying text samples in Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese", 35th International Systemic Functional Congress, Sydney, 2008年7月
- ・Sano, Motoki, "Lexical Density in Japanese Texts: classifying text samples in the Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese (BCCWJ)", Proceedings of ISFC 35 : voices around the world, pp. 359-364, 35th ISFC Organizing Committee, 2008年7月
- ・丸山岳彦「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の設計と構築 Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese ---its design and compilation---」, (韓国 国立国語院 招へい), 2008年7月22日
- ・前川喜久雄「折り返し点にたつて」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議(奈良県新公会堂), 予稿集pp. 1-4, 2008年9月6日
- ・山崎誠, 小椋秀樹, 小沼悦, 柏野和佳子, 佐野大樹, 高田智和, 富士池優美, 間淵洋子, 丸山岳彦, 森本祥子, 山口昌也「平成19年度研究進捗状況報告: データ班 代表性を有する現代日本語書籍コーパスの構築」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議(奈良県新公会堂), 予稿集pp. 5-10, 2008年9月6日
- ・田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 近藤明日子, 鈴木一史「平成20年度研究進捗状況報告: 言語政策班 言語政策に役立つ, コーパスを用いた語彙表・漢字表等の作成とその活用」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議(奈良県新公会堂)

- 堂), 予稿集pp. 33-40, 2008年9月6日
- ・佐野大樹「大規模バランスコーパスにおけるテキスト分類－システミック理論の観点から－」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議(奈良県新公会堂), 予稿集pp. 83-90, 2008年9月7日
 - ・小磯花絵, 小木曾智信, 小椋秀樹「短単位情報に基づくジャンル間の文体に関する分析」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議(奈良県新公会堂), 予稿集pp. 99-106, 2008年9月7日
 - ・相澤正夫, 斎藤達哉, 小椋秀樹「常用漢字表の見直しに役立つ漢字表の作成と提供」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議(奈良県新公会堂), 予稿集pp. 121-128, 2008年9月7日
 - ・小磯花絵「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』にもとづくジャンル間の文体差に関わる要因の分析」社会言語科学会第22回研究大会発表論文集, pp. 192-195, 社会言語科学会, 2008年9月
 - ・佐野大樹「大規模バランスコーパスにおけるテキスト分類に向けて－語彙密計測からみたコンテキスト情報－」日本機能言語学会第16回秋季大会(お茶の水女子大学), 2008年10月11日
 - ・丸山岳彦「日本語コーパスの現状と課題 —『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を中心に—」(獨協大学 国際教養学部 言語文化学科 招へい), 2008年10月16日
 - ・柏野和佳子「書籍の文章の多様性をとらえる観点付与の設計—『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の収録文章を対象に—」第30回ことば工学研究会(武蔵野美術大学新宿サテライトROOM) 予稿集pp. 11-22, 2008年10月31日
 - ・前川喜久雄「大規模言語資源の開発とその問題点(特に著作権処理について)」WebDB Forum 2008 特別セッション「企業の巨大データ徹底解剖—新たな研究の可能性と産学連携—」, 情報処理学会, 2008年12月
 - ・山崎誠「現代日本語書き言葉均衡コーパスと日本語研究の展開」東京外国語大学グローバルCOE第7回講演会(東京外国語大学), 2008年12月15日
 - ・Maekawa, Kikuo, "Compilation of the Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese in the KOTONOHA Initiative", Proc. Second International Symposium on Universal Communication, pp. 169-172, National Institute for Information and Communications Technology, 2008年12月
 - ・山崎誠「複合辞の文体的特徴—BCCWJにおける複合辞の分布」複合辞研究会(筑波大学), 2009年2月22日
 - ・柏野和佳子, 丸山岳彦, 稲益佐知子, 秋元祐哉, 田中弥生, 佐野大樹, 大矢内夢子, 山崎誠「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』のサンプル収録方法」言語処理学会第15回年次大会[NLP2009](鳥取大学)予稿集 pp. 196-199, 2008年3月3日
 - ・小磯花絵, 小木曾智信, 小椋秀樹, 宮内佐夜香「コーパスに基づく多様なジャンルの文体比較—短単位情報に着目して—」言語処理学会第15回年次大会[NLP2009](鳥取大学)予稿集 pp. 594-597, 2009年3月4日
 - ・山崎誠, 丸山岳彦, 柏野和佳子, 佐野大樹, 秋元祐哉, 稲益佐知子, 田中弥生, 大矢内夢子「現代日本語書き言葉均衡コーパスのサンプル長と言語的特徴—固定長サンプルと

- 可変長サンプルの質的な違い」言語処理学会第15回年次大会[NLP2009](鳥取大学)予稿集 pp. 618-621, 2008年3月5日
- ・前川喜久雄「中間評価を終えて」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 1-4, 2009年3月15日
 - ・山崎誠「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における固定長サンプルと可変長サンプルの比較」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 5-12, 2009年3月15日
 - ・小木曾智信, 「ジャンル別UniDic作成の試み」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス) 予稿集 pp. 17-22, 2009年3月15日
 - ・丸山岳彦, 山崎誠, 柏野和佳子, 佐野大樹, 秋元祐哉, 稲益佐知子, 田中弥生, 大矢内夢子「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプリングの概要(3)ー代表性を実現するためのサンプリング手法ー」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 33-42, 2009年3月15日
 - ・山口昌也, 間淵洋子, 西部みちる, 小林正行, 大島一, 高田智和「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における電子化フォーマットとその応用」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 43-48, 2009年3月15日
 - ・高田智和, 小林正行, 間淵洋子, 西部みちる, 大島一, 山口昌也「書籍コーパス(流通実態サブコーパス)の「外字」」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 49-52, 2009年3月15日
 - ・森本祥子, 前川喜久雄, 小沼悦, 新井田貴之, 大石有香, 神野博子, 竹内ゆかり, 舞木右「著作権処理の進捗状況と著作権法改正の動きについて」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 53-56, 2009年3月15日
 - ・小椋秀樹, 小木曾智信, 小磯花絵, 富士池優美, 宮内佐夜香, 渡部涼子, 竹内ゆかり, 小川志乃, 小西光, 原裕, 中村壮範「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における形態論情報付与作業の進捗状況」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 57-64, 2009年3月15日
 - ・小木曾智信, 小椋秀樹, 小磯花絵, 富士池優美, 宮内佐夜香, 渡部涼子, 竹内ゆかり, 小川志乃, 小西光, 原裕, 中村壮範「形態論情報データベースの構成」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 65-70, 2009年3月15日
 - ・斎藤達哉「コーパスを用いた公共性の高い文章における表記改善への視点」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ(研究成果発表会)(東京工業大学大岡山キャンパス), 予稿集pp. 109-116, 2009年3月15日

- ・近藤明日子「中学校教科書の教科特徴語の抽出と考察－『現代日本語書き言葉均衡コーパス』語彙との比較から－」，特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（東京工業大学大岡山キャンパス），予稿集pp. 117-122，2009年3月15日
- ・田中牧郎「語彙政策とコーパス－医療用語を例に－」，特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（東京工業大学大岡山キャンパス），予稿集pp. 191-198，2009年3月15日
- ・Maekawa, Kikuo, "KOTONoha: A Corpus Compilation Initiative at the National Institute for Japanese Language", Proc. 22nd International Conference on the Computer Processing of Oriental Languages, ICCPOL2009 committee, 2009年3月
- ・田中弥生「電子コミュニケーションにおける情報要求の諸相－クチコミサイト アットコスメを対象に－」，社会言語科学会第23回大会（東京外国語大学），予稿集pp. 28-35，2009年3月29日

（４）デモンストレーション

- ・小木曾智信，小椋秀樹，近藤明日子「近代文語文を対象とした形態素解析辞書・近代文語UniDic」『日本語学会2008年度春季大会予稿集』，pp. 211-218，平成20年5月

（５）広報誌・マスコミ等

- ・小木曾智信「現代日本語の確立過程を調べる」『国語研の窓』35，p. 6，国語研究所，2008年4月
- ・丸山岳彦，山口昌也「研究室から：『現代日本語書き言葉均衡コーパス』進捗報告（１）」『国語研の窓』36，pp. 2-3，国語研究所，2008年7月
- ・小椋秀樹「語種から見た現代の書き言葉」『文化庁月報』480，p. 27，文化庁，2008年9月
- ・小磯花絵「「入れ物」と「物入れ」」『国語研の窓』37，p. 1，国語研究所，2008年10月
- ・小椋秀樹「研究室から：『現代日本語書き言葉均衡コーパス』進捗報告（２）」『国語研の窓』37，p. 2，2008年10月
- ・小磯花絵「白書の文の特徴を調べる」『文化庁月報』481，p. 27，文化庁，2008年10月
- ・柏野和佳子「コーパスで探る日本語の姿－外来語－」『文化庁月報』483，p. 29，文化庁，2008年12月
- ・森本祥子「研究室から：『現代日本語書き言葉均衡コーパス』進捗報告（３）」『国語研の窓』38，p. 4，2009年1月

（６）その他

「KOTONoha」のホームページを運用し，書き言葉コーパスの普及に努めた。（<http://www.kokken.go.jp/kotonoha/>）。また検索デモンストレーションサイト（<http://www.kotonoha.gr.jp/demo/>）を通して，サンプルが実際にどのように利用されるかを示した。このサイトは3月31日現在で平成19年3月の開設から数えて49,205人（延べ）の利用者があった。

また，KOTONohaのパンフレットを作成し，著作権者への説明に使用するほかイベント等での配布を行った。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

〔中期目標〕

- ② 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。

〔中期計画〕

- ② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。
- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。
- イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

〔年度計画〕

- ② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。
- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために、本調査を実施する。
- イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を進めるために、次のことを行う。
- ・平成19年度に実施した全国約1000地点での面接調査のデータを分析するとともに、その結果を踏まえて面接調査の第2年次調査を実施する。
 - ・「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査(メール調査)を実施する。また、地域詳細調査(協力調査)のデータ集約サーバの運用を試行する。
 - ・国民の文字生活について、文字認知能力の経年変化を明らかにするために、調査方法の検討を引き続き行う。

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究

【事業概要】

本研究の目的は、次の3つのプロジェクトに関して成果を得ることである。

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目（第1回 昭和28年，第2回 昭和47年）の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し，敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析する。

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1,000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

以上3つのプロジェクトに共通する学術的な意義は，中・長期的な国語の変化を科学的に検討するための「全国的平均像」をとらえる点にある。計量的な側面から国語の使用実態に関する全国的平均像や「日本の縮図」を得た研究は，諸学界を見渡してもいまだ存在しない。この問題を解決するために，全国規模で人口比に基づくランダムサンプリングを行い，全国約1,000地点で面接調査を実施する。

さらに，Web調査（ネット会社と共同研究）やメール調査といった情報通信技術を利用した国語研究所独自の「ことば」情報全国ネットワークの構築などを通して，言語生活の実態並びに変化を全国規模で把握するための方法について，迅速性や信頼性等の観点からも検討する。このような重層的な実証的研究は世界でも初めての試みである。以上により，日本全体の中での岡崎市の位置付けを明確に把握するための基礎資料を得ることも期待できる。

〔事業費〕運営費交付金：27,898千円

（人件費11,902千円，旅費交通費2,715千円，物件費13,281千円）

科学研究費補助金※：11,800千円

（人件費4,636千円，旅費交通費4,242千円，物件費1,906千円，
その他1,016千円）

※（1）敬語・敬意表現に関する経年調査に該当

【担当組織】

責任者：横山詔一

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

担 当 者：杉戸清樹，吉岡泰夫，尾崎喜光，熊谷智子，朝日祥之，塚田実知代，
磯部よし子

研究補佐員：阿部貴人

所外協力者：井上史雄（明海大学），江川清（広島国際大学），真田信治（大阪大学），
久木田恵（愛知教育大学），辻加代子（神戸学院大学），西尾純二（大阪府立
大学），吉野諒三（統計数理研究所），片岡邦好（愛知大学），松田謙次郎（神
戸松蔭女子学院大学），松丸真大（滋賀大学），松本渉（統計数理研究所），
J.K. Chambers（トロント大），W. Labov（ペンシルバニア大），D.Preston（ミ
シガン州立大）

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

担 当 者：大西拓一郎，尾崎喜光，三井はるみ，朝日祥之，高田智和，横山詔一，
米田純子

研究補佐員：吉田雅子，鎌水兼貴

非常勤研究員：エリック・ロング，竹田晃子，和田志子

所外協力者：16人

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

担 当 者：尾崎喜光，大西拓一郎，熊谷智子，三井はるみ，朝日祥之，高田智和，
横山詔一，米田純子

研究補佐員：鎌水兼貴，阿部貴人

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（A）「敬語と敬語意識の半世紀－愛知県岡崎
市における第三次調査－」）の交付を受け，愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化
の模様を明らかにするため，第三次敬語調査を平成20年11月と平成21年2月に実施した。

併せて，平成20年6月，平成21年3月に経年調査班，新規調査班，記述調査班の全体会
議を開催し，進捗状況を確認した。なお，本調査においては，岡崎市との協力体制を構築
したり，同一人物への経年調査（パネル調査）の対象者を確保するために，現地の地区総
代との協力体制も構築した。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

信頼性の高い全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに，
確実な基盤を持った調査対象項目を構築することを目的として，「ことば」情報全国ネッ
トワークにおける各地の中核的研究者からなる「全国方言調査委員会」において，平成20
年9月及び平成21年1月に打合せの会合を開催し，臨地調査の方法・手続きと調査項目（約
300）を決定し，将来の本格的な分布調査を見越した準備調査を全国21地点で開始した。

また、先行して行われてきた地理的調査における調査対象項目のデータベース化と調査項目並びに分析基盤の確立に向けての整備を継続した。さらに全国方言調査委員の協力のもと、昨年度と同様にメール調査（年間2回、昨年度とは異なる合計40項目）を実施するとともに、全国2地点において伝統的方言を対象とした記述調査を継続した。そのほか、Webによる方言地図の表示方法などについても、ヤフー株式会社と共同研究を行った。

（3）中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するため、平成20年度は現在の視点から考えて今後の言語生活に変化が予想される新たな事象を調査項目とした全国調査を、全国の住民920人を対象に平成21年3月に実施した。実査は民間の調査会社に委託した。ちなみに、平成19年度に実施した調査は、過去からの変化を把握する目的で、国語研究所が過去に調査した言語生活に関する事象を調査項目とした。

平成20年度の全国調査では「読む、話す、聞く、書く」の言語活動についての設問をはじめとして、方言と標準語の使い分けに関する設問、現在変化が進行しつつあると予想される表現に関する設問、近所の人との付き合いなどに関する質問項目が設けられている。平成19年度の調査とともに20年度の調査で収集されたデータは、国語研究所が実施してきた言語生活研究の成果をさらに補強するとともに、戦後の文字認知能力の経年変化なども含んだ言語生活に関する通時的な検討の手がかりとして貢献することが期待できる。

【成果報告書等の作成状況】

（1）研究書・普及書

- ・大西拓一郎『現代方言の世界』（朝倉書店），120p，2008年6月
- ・尾崎喜光編『対人行動の日韓対照研究一言語行動の基底にあるもの一』（ひつじ書房），273p，2008年10月
- ・吉田雅子（共著）『小学館ことばのえじてん』（小学館），431p，2008年11月
- ・吉田雅子（共著）『方言と地図』（フレーベル館），84p，2009年2月

（2）成果報告書

- ・国語研究所全国方言調査委員会、『全国方言準備調査 調査票』，86p，2009年1月
- ・国語研究所全国方言調査委員会、『全国方言準備調査 絵カード票』，65p，2009年1月
- ・国語研究所全国方言調査委員会、『【内部資料】日本語方言地域概要報告』，196p，2009年2月
- ・国語研究所全国方言調査委員会、『方言文法調査ガイドブック 3』，179p，2009年3月

（3）論文

① 査読付き論文

- ・ONISHI, Takuichiro, 'Application of GIS Technology to Studies in Japanese Dialectology', "Linguistic Atlantica"27-28, pp.76-80, 2008年4月
- ・熊谷智子，木谷直之「発話のくり返し，語りの重ね合い ―三者面接調査における共感表出行動―」『待遇コミュニケーション研究』6号，pp.65-80，2009年1月

- ・ Asahi, Yoshiyuki, ‘Cookbook method’ and koine-formation: a case of the Karafuto dialect in Sakhalin.’” *Dialectologia*,” 2, pp.1-21, 2009年3月
- ・ 朝日祥之, 松田謙次郎「敬語研究と実時間的言語変化研究との接点を求めて」『社会言語科学』11巻1号, pp. 39-50, 社会言語科学会, 2008年8月
- ・ 横山詔一, 朝日祥之, 真田治子「記憶モデルによる敬語意識の変化予測」『社会言語科学』, 11巻1号, pp. 64-75, 2008年8月

② 論文集掲載論文 (単行本掲載論文, 科研報告書掲載論文などを含む)

- ・ ONISHI, Takuichiro, ‘Proto-Japanese and the distribution of dialects’, “Proto-Japanese” (John Benjamins), pp. 57-78, 2008年4月
- ・ 大西拓一郎「静岡方言の文法・語彙—山口博士による解明とその継承—」『方言研究の前衛—山口幸洋博士古希記念論文集』(桂書房), pp. 128-141, 2008年9月
- ・ 三井はるみ「佐賀方言の順接仮定条件表現」, 井上文子編『方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究』(科研報告書), pp. 24-36, 2009年3月
- ・ 三井はるみ, 熊谷康雄「談話データの収集・整備について」, 熊谷智子編『三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究』(科研報告書) pp. 6-13, 2009年3月
- ・ 尾崎喜光編『加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究』(科研報告書), 2009年3月
- ・ 尾崎喜光「若年層における対人配慮意識—どのような場面で他者への配慮を意識するか—」, 野田尚史編『日本語の対人配慮の多様性』(科研報告書), 2009年3月
- ・ 熊谷智子 (共著)「会話における話題選択の日韓比較」, 尾崎喜光編『対人行動の日韓対照研究—言語行動の基底にあるもの—』(ひつじ書房), pp. 197-239, 2008年10月
- ・ 熊谷智子編『三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究』(科研報告書), 115p, 2009年3月
- ・ 熊谷智子「秋田県若年層会話における…」, 井上文子編『方言談話データベースを活用した…』(科研報告書), pp. 14-23, 2009年3月
- ・ 朝日祥之「樺太方言と北海道方言の関係についての一考察—サハリンでの現地調査データをてがかりとして—」, 山口幸洋博士の古希をお祝いする会編『方言研究の前衛—山口幸洋博士古希記念論文集』, 178-194, 桂書房, 2008年9月
- ・ Asahi, Yoshiyuki, ‘Endangered Languages and Japanese Language Education in Sakhalin’ “Proceedings of the FEL XII Twelfth conference of the foundation for the endangered languages,” 63-70, Leeuwarden: Fryske Academy, 2008年9月
- ・ 朝日祥之「サハリンの樺太方言における二拍名詞アクセント」『北海道方言研究会年報』85号, pp. 42-56, 北海道方言研究会, 2008年9月
- ・ Asahi, Yoshiyuki/Kelly, Stephanie/Roeder, Rebecca, ‘Report on the thirteenth international conference on Methods in Dialectology, Leeds, England, August 4-8 2008.’” *Dialectologia*,” 2, pp. 113-126, 2009年3月
- ・ 吉岡泰夫, 朝日祥之「これからの国語教育」, 西原鈴子 西郡仁朗編『社会言語科学講

座4 教育・学習』, pp. 42-59, ひつじ書房, 2008年8月

- ・阿部貴人「アクセントの切換えにおける中間方言形の形成」『方言研究の前衛—山口幸洋博士古希記念論文集』(桂書房), pp. 234-252, 2008年9月
- ・Asahi, Yoshiyuki, Linguistic features of a Japanese variety in a Japanese diaspora: an evidence from a Sakhalin Japanese Speaker of Uilta, Toshiro Tsumagari (ed.) 'Sakhalin no gengo sekai' (Linguistic world in Sakhalin), Hokkaido University, 27-40, 2009年3月

③ 招待寄稿 (依頼原稿を含む)

- ・吉田雅子「方言関係新刊書目」『日本方言研究会第86回研究発表会発表原稿集』(日本方言研究会), pp. 82-87, 2008年5月
- ・吉田雅子「方言関係新刊書目」『日本方言研究会第87回研究発表会発表原稿集』(日本方言研究会), pp. 78-84, 2008年11月
- ・Yokoyama, Shoichi., & Sanada Haruko, S curve analysis with multiple logistic regression for language change., *GLOTTO THEORY: International Journal of Theoretical Linguistics*, 1, (University of Saints Cyril and Methodius), pp. 120-123, 2008年7月

④ 商業誌掲載論文

- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図(4)言語地図を描こう その2」『言語』37-4 (大修館書店), pp. 90-95, 2008年4月
- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図(5)レイヤを使う」『言語』37-5 (大修館書店), pp. 90-95, 2008年5月
- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図(6)分布を比べる」『言語』37-6 (大修館書店), pp. 88-93, 2008年6月
- ・鍵水兼貴「陸上競技のことば—競技名を中心に—」『日本語学』27-9 (明治書院), pp. 12-20, 2008年8月
- ・尾崎喜光「日本語研究における量的調査と質的調査」『比較日本文化研究』12 (風響社), 2009年3月

(4) 学会発表 (口頭発表, ポスター発表)

- ・大西拓一郎「地理情報としての方言—方言学とGIS—」『空間情報シンポジウム2008』(インフォマティクス・地理情報システム学会), pp. 189-195, 2008年7月
- ・ONISHI, Takuichiro, 'Comparing the Distribution of Dialects, Societies and Environments in Japan', "Thirteenth International Conference on Methods in Dialectology" ((University of Leeds), p. 49, 2008年8月
- ・大西拓一郎「方言から日本語のルーツを探る」『第10回日本進化学会プログラム・要旨集』, p. 106, 2008年8月
- ・三井はるみ「条件表現の地理的変異 —『方言文法全国地図』の概観を中心に—」『日本語学会2008年度春季大会予稿集』, シンポジウム「日本語の条件表現—体系と多様性を

- めぐって一」, pp. 51-54, 2008年5月
- ・ 三井はるみ「方言の研究法 一体系と多様性をめぐって一」『平成20年度国立国語研究所公開研究発表会 言語生活の研究法:方言と文字』, pp. 15-28, 2008年12月
 - ・ 高田智和, 鎌水兼貴「「略字・俗字」の使用に関する意識調査」『日本言語学会第136回大会予稿集』, pp. 402-407, 2008年6月
 - ・ 吉田雅子「DVD『奈良田のことば (仮題)』作成経過報告」, 山梨ことばの会第66回研究会, 2008年10月
 - ・ 尾崎喜光「若者の言語行動の中の配慮意識」, 大阪府立大学公開シンポジウム『日本語コミュニケーションの中の対人配慮ー古典から現代までー』当日配布資料, 2008年8月
 - ・ 熊谷智子 (共著)「三者面接調査における経験の語り合い ー初対面回答者による「共 - 成員性」の表示と調査談話への適応ー」『社会言語科学会第22回大会発表論文集』, pp. 28-31, 2008年9月
 - ・ 朝日祥之「サハリンの継承言語と日本語」『継承言語研究に関するワークショップ』, 琉球大学, 2009年2月
 - ・ 朝日祥之「サハリンの社会言語学ー残留日本語を中心として」, 第35回多言語化現象研究会, 国立民族学博物館, 2008年11月
 - ・ 朝日祥之, 阿部貴人「岡崎調査から見える敬語と敬語意識」, 第131回変異理論研究会, 岩手県公会堂, 2008年11月
 - ・ 朝日祥之「国立国語研究所の地方都市調査と岡崎・伊賀上野」, 第131回変異理論研究会, 岩手県公会堂, 2008年11月
 - ・ 朝日祥之「『スイマセン／スミマセン』のコミュニケーション機能ー岡崎敬語調査データから」ワークショップ「同一データの複眼的分析からわかること: 岡崎敬語調査 3 場面の再分析」第22回社会言語科学会, pp. 261-262, 2008年9月
 - ・ Asahi, Yoshiyuki, 'Endangered Languages and Japanese Language Education in Sakhalin.' A paper presented at FELXII Twelfth International conference of Foundation for Endangered Languages, Fryske Academy, The Netherlands. 2008年9月
 - ・ Asahi, Yoshiyuki, 'Dialect transplantation studies in Japanese context' A lecture given at the Meertens Institute, The Netherlands, 2008年9月
 - ・ 朝日祥之「ウイルタ語・ニブフ語話者の日本語樺太方言に見られる特徴」, 北海道大学大学院文学研究科公開シンポジウム『サハリンの言語世界』北海道大学, 12-17, 2008年9月
 - ・ Asahi, Yoshiyuki, 'On the relationship of two Japanese regional koines: Evidence from Sakhalin and Hokkaido Japanese.' A paper presented at METHODS XIII Thirteenth International Conference on Methods in Dialectology, University of Leeds, UK, 2008年8月
 - ・ 朝日祥之, 阿部貴人「言語生活の現在」, 招待講演, 韓国国立国語院, 2008年7月
 - ・ Asahi, Yoshiyuki 'Dynamism of a real-time change in Japanese honorifics : Evidence from a Japanese city of Okazaki.' A paper presented at CIL18 International Congress of Linguists, Korea University, Korea, 2008年7月

- ・朝日祥之「サハリンの樺太方言における二拍名詞アクセント」, 第178回北海道方言研究会, 札幌市北区区民センター, 2008年6月
- ・朝日祥之「サハリンに残された樺太方言に見られる言語変容—二拍名詞のアクセントを例として—」『第86回日本方言研究会研究発表会』日本方言研究会（日本大学）, 2008年5月
- ・阿部貴人「パターン分析から見えるもの」第22回社会言語科学会・ワークショップ2, 2008年9月
- ・横山詔一, 真田治子「言語変化のS字カーブによる鶴岡市の共通語化予測」『日本語学会2008年度春季大会予稿集』, 2008年5月
- ・Yokoyama, Shoichi., Asahi, Yoshiyuki., & Sanada Haruko., A Multiple Logistic Curve Model for a Change in Language in Okazaki City, The 18th International Congress of Linguistics, Korea University, Korea, 2008年7月
- ・横山詔一, 真田治子「言語変化のS字カーブによる鶴岡市の共通語化予測」, 招待講演, 韓国国立国語院, 2008年7月
- ・横山詔一, 高田智和, 當山日出夫, 米田純子「平成明朝体のデザイン変異に関する共時的認知分析」『情報処理学会研究報告2009-4』, pp. 33-40, 2009年1月

（5）広報誌・マスコミ等

① 広報誌

- ・大西拓一郎「方言分布の形成過程を知るために」『文部科学時報』1595, pp. 44-45, 2008年12月
- ・三井はるみ「デジタルマップになった『日本言語地図』」『国語研の窓』36, p. 5, 2008年7月
- ・三井はるみ「第3部 辞書のいろいろ：3 方言の辞書」『新ことばシリーズ22』, pp. 6-67, 2009年3月
- ・尾崎喜光「言語使用の地域差・年齢差を調べる」『国語研の窓』36, p. 5, 2008年7月
- ・熊谷智子「会話のやりとりと言葉の省略」『文化庁月報』No. 484, p. 29, 2009年1月
- ・Asahi, Yoshiyuki/Kelly, Stephanie/Roeder, Rebecca, "Report on the thirteenth international conference on Methods in Dialectology, Leeds, England, August 4-8 2008." Dialectologia, 2, 113-126, 2009年3月
- ・朝日祥之「半世紀に渡る調査研究からみた言語生活—愛知県岡崎市における敬語調査から—」『文化庁月報』, 486, p. 27, 2009年3月
- ・朝日祥之（共著）「半世紀に渡ることば遣いの変化に迫る—第三次岡崎調査」『国語研の窓』37, 2008年10月
- ・朝日祥之「敬語の変化を経年的に明らかにする」『文部科学時報』1587号, pp. 72-73, 2008年4月

② マスコミ等

- ・尾崎喜光「<くらしの中の日本語>「まえで（前で）」—空間限定された用法—」「同「そうでしょ？」—使いにくい丁寧語—」「同「近道—遠い日の光景と言葉—」『信

濃毎日新聞』, (2008年4月10日, 5月8日, 6月12日)

- ・尾崎喜光「<ことばの加齢変化> 1 「そうかね？」ー若者使えばギャグにー」「同 2 「よく降りますなあ」ーネクタイ締め, あぐらかくー」「同 7 「一服しようか」ー遊びではなく仕事の時にー」「同 8 「食べてごらん」ー優しさ込めた命令ー」, 『朝日新聞』 [be on Sunday], (2008年11月2日, 11月9日, 12月14日, 12月21日)
- ・朝日祥之「岡崎で『ことば調査』」『東海愛知新聞』, 2008年11月23日
- ・朝日祥之「うみたてたまご『ことばの調査』」ミクスネットワーク, 2008年12月1日

③ 研究成果の活用による日本語像の提案

〔中期目標〕

- ③ 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

〔中期計画〕

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の２点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。
- ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。
- イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

〔年度計画〕

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。
- ア 国語政策の企画立案や推進に役立つ基礎資料の提出に向けて、下記(2)の喫緊課題を含む問題点・課題等について文化庁との連絡協議を行う。
- イ 医療・介護の分野を対象として、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を行うために、平成19年度に組織した「病院の言葉」委員会を開催し、検討を進めて提案を行う。また、引き続きデータベースを活用して検討に必要な資料を整備する。

3. 研究成果の活用による日本語像の提案

【事業概要】

学術的に信頼度の高い調査研究や大規模データベースに基づき、日本語のあるべき姿についての提案を行う。調査研究の成果や大規模データベースの活用により、改善が期待される言語問題の現状を把握し、改善に向けた提案を行う。そのことによって、国語の科学的な調査研究に基づいた社会的貢献を果たすことを目指す。

○ 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

第2期中期計画の、1(1)③ア「分野別の『外来語』について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う」ことについては、第1期中期計画期間中に実施した『『外来語』言い換え提案』の成果と方法を継承し、医療・介護分野の難解な用語を、分かりやすくする言葉遣いの工夫について提案を行う。この活動は、「病

院の言葉」委員会を設立し、この委員会から「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」（仮称）を発表する形で進める。併せて、委員会の活動を支える調査研究を行い、検討のための資料を作成し、委員会に提出する。実施は、平成18年度～20年度とする。

〔事業費〕運営費交付金：27,900千円

（人件費12,550千円，旅費交通費1,185千円，物件費12,233千円，
刊行費1,932千円）

1 (1)③イ「公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した分かりやすく、親しみやすい方向への改善例の提案」については、平成21年度～22年度に実施予定であったが、法人移管を受け実施しない。

【担当組織】

責任者：田中牧郎

担当者：相澤正夫，吉岡泰夫

研究補佐員等：金愛蘭（特別奨励研究員），桐生りか

所外協力者：有森直子（聖路加看護大学），関根健一（読売新聞社），徳田安春（聖路加国際病院），中山恵利子（阪南大学），矢吹清人（矢吹クリニック院長），吉山直樹（新潟県立看護大学），以上6人は「病院の言葉」委員会作業部会員・編集部会員。ほかに、委員会委員，管理部担当者。

【調査及び研究の進捗状況】

○ 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

◆ 概要

平成20年度は、「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」の活動を進め完了させた。この提案活動は、平成14～18年度に実施した「『外来語』言い換え提案」が行った、分かりにくい言葉を分かりやすく伝える工夫を提案する活動を、より実効性のあるものとした。専門分野を限ってその分野の専門家を交えて分かりやすい言葉遣いの工夫を検討し、その結果をその分野の専門家に向けて提案することで、言葉遣いの工夫が実際に普及し、問題の改善が実現することをねらった。扱う分野には、分かりやすくしてほしいという国民の要望の高い、医療の分野を選んだ。平成19年4月に「病院の言葉」委員会準備委員会を設立し、調査手順や活動態勢の検討を行った後、平成19年10月に「病院の言葉」委員会を正式に設立し、本格的な調査と調査データに基づく委員会での検討に着手していたものである。

平成20年度は、委員会での集中的な検討を重ねるとともに、検討結果の取りまとめを行い、平成20年10月に中間報告を発表し、意見公募を経た後、平成21年3月に最終報告を発表した。また、最終報告書に基づきながら独自の内容も盛り込んだ市販本を、平成21年3月に刊行した。委員会活動の成果は、上記の報告書・市販本で公表したほか、論文、学会、マスコミなど各種メディアを通して繰り返し発表するとともに、医療機関等での講演や医療メディアを通じた普及にも努めた。当初の計画どおり平成20年度に活動を完結させ、予

想を上回る成果を上げることができた。

◆ 委員会の開催

「病院の言葉」委員会の平成20年度の顔ぶれは次のとおりである。名簿に＊を付した委員は、実務委員を兼ねている。

委員長	杉戸清樹	国立国語研究所 所長
委員	＊有森直子	聖路加看護大学 准教授
	生坂政臣	千葉大学医学部附属病院総合診療部 教授
	＊稲葉一人	中京大学法科大学院 教授（民事訴訟法・紛争解決学）
	井部俊子	日本看護協会 副会長
	＊生出泉太郎	宮城県薬剤師会 会長
	齋藤宣彦	日本医学教育学会 会長
	真田信治	大阪大学大学院 教授（社会言語学）
	＊柴田実	NHK放送文化研究所 主任研究員
	＊関根健一	読売新聞東京本社 用語委員会 幹事
	土屋文人	日本薬剤師会 副会長
	＊徳田安春	聖路加国際病院 聖ルカ・ライフサイエンス研究所臨床実践研究推進センター 副センター長
	鳥飼玖美子	立教大学大学院 教授（異文化コミュニケーション）
	＊中山恵利子	阪南大学国際コミュニケーション学部 教授（日本語教育）
	宝住与一	日本医師会 副会長
	＊三浦純一	公立岩瀬病院 医局長
	村田幸子	福祉ジャーナリスト
	＊矢吹清人	医療法人清愛会 矢吹クリニック 院長
	＊吉山直樹	日本プライマリ・ケア学会 理事 新潟県立看護大学 教授 内科医
	和田ちひろ	患者支援団体 いいなステーション 代表
	＊徳重眞光	国立国語研究所 理事
	＊相澤正夫	国立国語研究所 研究開発部門長
	＊吉岡泰夫	国立国語研究所 研究開発部門 上席研究員
	＊田中牧郎	国立国語研究所 研究開発部門 グループ長

言葉の専門家（言語研究者、報道機関などの有識者）と医療の専門家（医師、看護師、薬剤師）を中心に、患者支援や医事紛争の調停といった活動をしている専門家も加え、総勢24人の態勢で実施した。

委員全員が集まる「全体会」では、活動の方針や基本的な姿勢について議論し、意見公募の実施方法や中間報告・最終報告の発表方法、その後の普及方法などを議題にした。委員会の中に「実務委員会」を置き、調査データの分析、語彙の選定、工夫の類型の設定、個々の語についての分かりやすくする工夫の検討、中間報告書・最終報告書の原稿作成、公募意見の分析など、様々な実務を行った。

平成20年度における全体会と実務委員会の開催回数、開催日は次のとおりである。各回の議事要旨はホームページで公開している。

「病院の言葉」委員会（全体会）

開催回数：5回（4月25日、9月12日、10月1日、12月3日、1月30日）

「病院の言葉」委員会実務委員会

開催回数：7回（5月27日、7月2日、7月25日、8月26日、9月24日、11月5日、12月25日）

また、実務委員会の内部に「作業部会」を設け、平成19年度に調査の企画と実施を行ったが、平成20年度の前半には、個々の医療用語についての検討を集中して行う「拡大作業部会」を設置し、通常の作業部会委員のほかに医療者の委員も加え、医学の専門的知見も踏まえた検討を行った。作業部会委員は、有森直子、関根健一、徳田安春、中山恵利子、相澤正夫、吉岡泰夫、田中牧郎（部会長）の7人であり、拡大作業部会にはほかに、生出泉太郎、三浦純一、矢吹清人、吉山直樹が加わり11人の委員で構成した。作業部会、拡大作業部会は、随時開催したほか、メールや郵送による議論や検討作業を重ねた。

さらに、平成20年度の後半には、やはり実務委員会の内部に、市販本の編集作業を行う「編集部会」を設置し、使いやすい本を作るための検討と、最終報告には含まない挿絵の作成やコラムの執筆を行った。編集部会の委員は、関根健一、矢吹清人、吉山直樹、相澤正夫、吉岡泰夫、田中牧郎（部会長）の6人である。

◆ 調査の実施と分析

平成19年度に実施した次の3つの調査の結果得られたデータについて、平成20年度は分析を本格化させ、医療者の言葉が患者に伝わらない原因を研究し、原因に応じた言葉遣いの工夫の方法について検討を進めた。併せて、提案に取り上げる語彙の選定作業も続けた。

① 言葉の頻度調査（コーパス調査） 平成19年10月～平成20年1月に実施

医療媒体（約1,900万語）と一般媒体（約2,300万語）をコーパスと扱い、語彙頻度表を作成して相互に比較するなど統計的手法によって医療用語を抽出した後、難解度・重要度によってレベル分けを行って、検討対象とする語彙の絞り込み作業に役立てた。医療用語約2万語を抽出し、さらに難解度・重要度の高い2,000語弱を抽出した。なお、この調査と調査データの分析方法の研究には、特定領域研究「日本語コーパス」の研究プロジェクトの成果も活用した。

② 医師に対する問題語記述調査 平成19年11月実施

医師451人に対して、患者への情報伝達で問題に感じた言葉とその時の出来事や対応を書き込んでもらう調査を、インターネットで実施した。364人から回答があり、問題に感じている言葉約800語と、具体的な出来事約1,500件が集まった。この800語を①の調査の2,000語弱に足し込み、語彙選定のためのリストとしたほか、1,500件の書き込みを分類・整理し、言葉が伝わらない原因の分析と、言葉遣いの工夫の検討に役立てた。

③ 医療者に対する用語意識調査 平成20年3月実施

①②の調査データをもとに絞り込んだ100語について、医療者がどのように使い、患

者に理解してもらうことがどの程度必要で、どの程度困難と意識しているかを把握する調査を、インターネットで実施した。医師3,000人と看護師・薬剤師1,280人を対象とし、医師650人、看護師・薬剤師995人から回答が得られた。後述する④の調査で得られた国民の認知度・理解度と、医療者の使用実態の落差をとらえたり、医療者の意識を定量的にとらえることで、語彙選定や分かりやすい言葉遣いの工夫を考える材料としたりした。

以上の3つの調査は、企画と実施は平成19年度に行ったが、得られたデータを提案に生かすための本格的な分析は、平成20年度に行った。分析結果は整理して委員会に資料として提出したほか、一部を学会や論文で発表した。これらの分析が進んだ段階で、もう1つの調査を企画し実施した。

④ 非医療者に対する理解度等の調査 平成20年8月実施

①の調査と同じ100語について、非医療者の認知度、理解度を把握し、同時に誤解や混同がどの程度広がっているかについても探る調査を、インターネットで実施した。全国の20歳以上の男女約10,000人を対象とし、4,276人から回答が得られた。この調査の結果をもとに、語別の認知率、理解率、誤解率を算出し、言葉が伝わらない原因別に言葉を分類したり、③の調査と突き合わせて語別の対応方法を検討したりするのに、役立てた。

以上の調査の実施と分析は、提案に取り上げる語彙の収集・抽出・選定と、分かりやすくする工夫の類型や表現の検討など、一連の作業を行いながら進めていった。その流れをまとめると、図1のようになる。

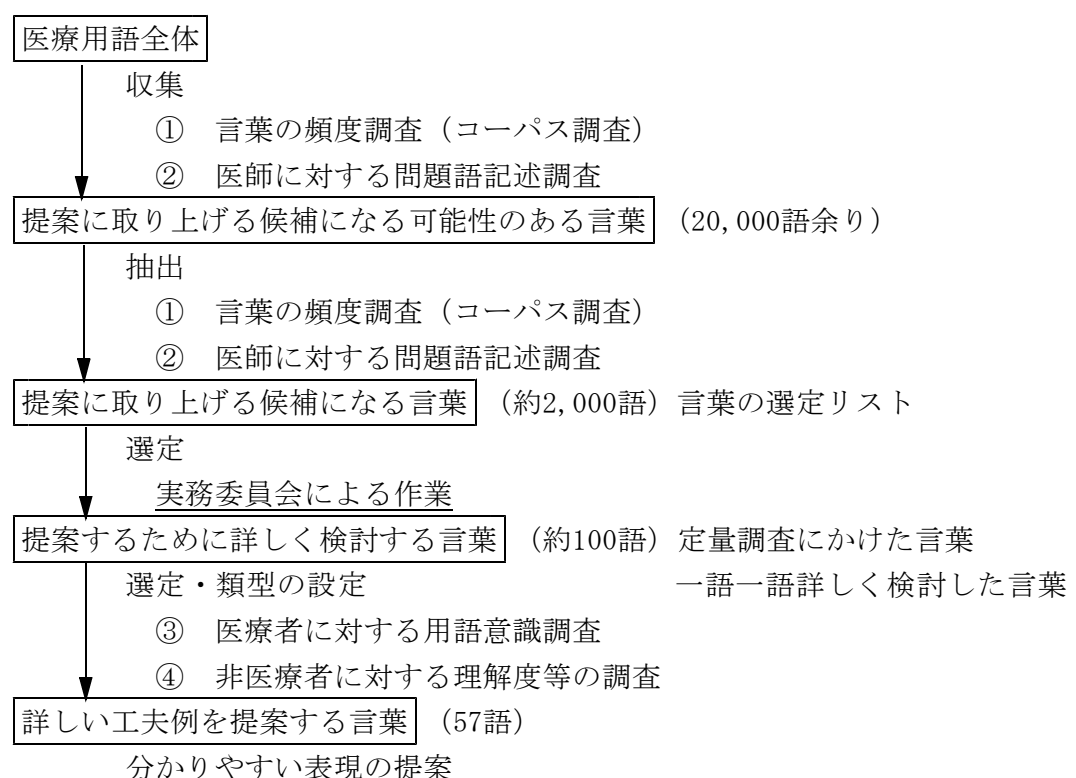


図1 言葉の収集と絞り込みの手順

◆ 中間報告の内容

委員会による検討の成果については、まず平成20年10月21日に中間報告を発表した。中間報告書の構成は次のとおりである。

I. 「病院の言葉」を分かりやすくする提案を行う目的

II. 「病院の言葉」を分かりやすくする工夫の類型

III. 類型別の工夫例

類型A 日常語で言い換える

類型B 明確に説明する

(1)正しい意味を (2)もう一步踏み込んで (3)混同を避けて

類型C 重要で新しい概念を普及させる

IV. 検討の経過

V. 資料

Iで活動の背景や目的を記した後、IIで、調査結果に基づく検討の結果をもとに、「病院の言葉」が伝わらない原因を整理し、原因に応じた工夫の類型を図2のように整理した。

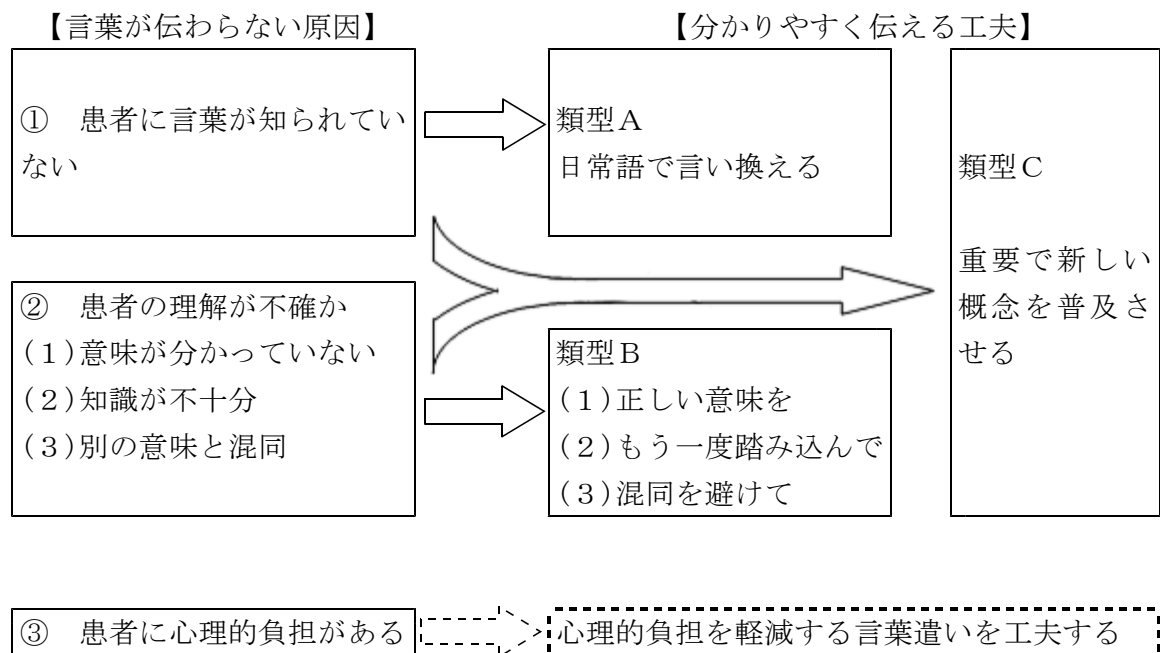


図2 「病院の言葉」を分かりやすくする工夫の類型

IIIでは、分かりやすく伝える工夫の類型ごとに、類型A13語（「イレウス」など）、類型B(1)15語（「インスリン」など）、類型B(2)17語（「悪性腫瘍」など）、類型B(3)3語（「合併症」など）、類型C9語（「インフォームドコンセント」など）の、合計57語を事例に、具体的な工夫の方法を示した。

◆ 中間報告の発表方法と意見公募

中間報告の発表方法は、次の3つによった。

(1) 報道発表を行って、マスコミなどを通して周知した

文部科学記者会を通じて記者への説明会を開催したこともあり、発表日の夜のテレビニュースやラジオニュース、翌日朝刊の記事に大きく取り上げられ、一部のメディアではニュースの特集とされたり、一面に掲載されたりした。また、医療界の新聞・雑誌・インターネット上のメディアなどにも繰り返し取り上げられた。

(2) 中間報告書を医療機関などに送付した

送付した主な機関は、臨床研修指定病院（病院長・看護師長・薬剤師長・研修担当責任者）、大学・短大の医療系学部及び学科（学部長・学科長）、日本医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本医学会とその分科会などである。報告書送付の際にはアンケート用紙を同封し、中間発表に対する意見や感想を集めるよう努めた。

(3) 中間報告の全文を見やすい形でホームページに掲載した

報告書の印刷用ダウンロードだけでなく、取り上げた言葉別に見やすく閲覧できるよう、ホームページ専用の形式を工夫し、だれでも閲覧しデータが利用できるようにした。また、提案そのものだけでなく、調査データや委員会の議事要旨なども掲載した。

中間発表日の10月21日から12月1日までを意見公募期間とし、中間報告への意見を広く募った。(2)の方法で周知を図った機関にはアンケート用紙によって意見を回収し、ホームページにも同じアンケートを掲載しだれでも回答できるようにした。その結果、約900件のアンケート及び意見が回収できた。提案が参考になるかどうかという質問には、95%以上が「参考になる」と回答し、中でも「非常に参考になる」が50%を超えた。具体的な意見を記述したものが500件以上あり、詳しく建設的な意見が目立ったのは、提案が与えた力が大きかったことを物語っていると考えられた。提案の趣旨や基本的枠組みを支持する意見が多かったので、最終報告で大きく修正する必要はないと判断した。個々の語の記述について改善案を記すものがあり、13語について最終報告で補正した。また、挿絵を入れてほしい、コミュニケーションの問題についても扱ってほしいという意見も多かったが、これらの意見には、最終報告と同時に刊行した市販本で対応することとした。

◆ 最終報告の発表

平成21年3月7日に最終報告を発表した。最終報告書の構成は次のとおりである。

I. 「病院の言葉」を分かりやすくする提案を行う目的

II. 「病院の言葉」を分かりやすくする工夫の類型

III. 類型別の工夫例

 類型A 日常語で言い換える

 類型B 明確に説明する

 (1)正しい意味を (2)もう一步踏み込んで (3)混同を避けて

 類型C 重要で新しい概念の普及を図る

IV. 検討の経過

V. 中間報告に寄せられた意見

VI. 資料

中間報告になかった「V. 中間報告に寄せられた意見」を新たに加え、「IV. 検討の経過」の章を書き改めた。それ以外の章は、部分的な補正に止まった。これは、中間報告に対する意見には提案への批判や反対の意見があまりなかったこと、詳細で建設的な意見が多くありそれらを紹介することに意義を見出したことによるものである。

最終報告の発表の形式は、まず中間報告の発表の場合と同様、次の3つによった。

(1) 報道発表を行って、マスコミなどを通して周知した

文部科学記者会に資料配付を行う形で報道発表を行った。翌日の朝刊以降に取り上げられ、医療界の新聞・雑誌・インターネット上のメディアなどにも紹介された。中間報告から大きな変更がなかったことで、一般報道機関ではニュースとして取り上げられる機会は、中間報告の時に比べると減少したが、提案が医療界にどう受け止められたかについて、医療界のメディアが詳しく取り上げるものが多かった。

(2) 最終報告書を医療機関などに送付した

中間報告に対して意見を寄せてくれた機関や個人に、最終報告書を送付した。

(3) 最終報告の全文を見やすい形でホームページに掲載した

報告書の印刷用ダウンロードだけでなく、取り上げた言葉別に見やすく閲覧できるよう、ホームページ専用の形式を工夫し、だれでも閲覧しデータが利用できるようにした。提案そのものだけでなく、調査データや委員会の議事要旨なども掲載した。最終報告の発表を機に、ホームページの構成を更新し、より利用しやすいものとした。

◆ 市販本の編集と刊行

最終報告書の内容をもとに、医療者が手引きとして使いやすい本に編集し直した市販本（普及書）を編集し、平成21年3月15日に刊行した。市販本の構成は次のとおりである。

この本のねらい

分かりやすく伝えるには

分かりやすく伝える工夫の例

類型A 日常語で言い換える

類型B 明確に説明する

(1)正しい意味を (2)もう一步踏み込んで (3)混同を避けて

類型C 重要で新しい概念の普及を図る

この本ができるまで

前述した最終報告書のI～IVの各章に対応し、内容もほぼ同じである（「この本ができるまで」は簡潔に書き改めた）。

「分かりやすく伝える工夫例」の一語一語の説明の中には「挿絵」を多数加えることとし、医療者から患者への説明に実際に使うことを想定して作成した。また、紙面の随所に「コラム」を多数挿入した。コラムは5つ（コミュニケーション、言葉、診察室から、実施した調査、寄せられた意見）に分類し、計30編を入れた。これらは、委員が分担したり

共同したりして執筆した。

初刷3,500部を発行後直ちに2刷3,500部を発行し、現在のところ市販本の普及は大変に好調である。

国立国語研究所「病院の言葉」委員会編著『病院の言葉を分かりやすく－工夫の提案－』，勁草書房，2009年3月15日刊行，A5判並製，264ページ，定価2,000円（税別）

【成果報告書等の作成状況】

（１）報告書

- ・国立国語研究所「病院の言葉」委員会『「病院の言葉」を分かりやすくする提案（中間報告）』，国立国語研究所，2008年
- ・国立国語研究所「病院の言葉」委員会『「病院の言葉」を分かりやすくする提案』，国立国語研究所，2009年

（２）普及書

- ・国立国語研究所「病院の言葉」委員会『病院の言葉を分かりやすく－工夫の提案－』，勁草書房，2009年

（３）論文・学会発表

- ・相澤正夫『福祉言語学』事始『日本語科学』23，国語研究所，2008年4月
- ・金愛蘭，桐生りか，近藤明日子，田中牧郎『一般向け専門用語』抽出の試み－医療用語を例に－，日本語学会2008年度春季大会発表，2008年5月
- ・田中牧郎「難解用語の問題とその対処」，一橋大学・国語研究所・韓国国立国語院主催国際シンポジウム「言語の公共性と言語教育」，2008年7月
- ・田中牧郎「言語問題と政策展開という観点から－難解用語の問題を例に－」，第22回社会言語科学会研究大会ワークショップ「多言語・多文化社会の言語政策について考える－Linguistics as a social welfareの観点から－」，2008年9月
- ・田中牧郎「語彙政策とコーパス－医療用語を例に－」，特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度公開ワークショップ，2009年3月
- ・西崎祐史，吉岡泰夫，徳田安春，早野恵子，三浦純一，本村和久，竹井淳子「電子カルテ時代の医療面接技法の評価と患者満足度の関連性について」，第40回日本医学教育学会大会発表，2008年7月
- ・西崎祐史，吉岡泰夫，徳田安春，藤谷志野，田巻弘道，森信好，瀬戸山健，野村征太郎「医療コミュニケーション適切化の研究」，第2回聖ルカ・アカデミアプログラム・抄録集，2008年
- ・西崎祐史，吉岡泰夫，徳田安春，早野恵子，三浦純一，本村和久，竹井淳子「医療面接技法の評価と患者満足度の関連性について」『第40回日本医学教育学会大会予稿集』第39巻・補冊，2008年7月
- ・吉岡泰夫「医療者と患者の異文化コミュニケーション」，日本予防医学リスクマネージ

メント学会第6回学術総会患者参加型医療の推進に向けて、2008年

- ・吉岡泰夫「医療コミュニケーション適切化のための社会言語学的研究」, 『Journal of Policy Studies』No.28, 関西学院大学総合政策学部研究会, 2008年
- ・吉岡泰夫, 相澤正夫, 田中牧郎, 宇佐美まゆみ, 早野恵子, 徳田安春, 三浦純一, 西崎祐史「ポライトネス理論を応用した医療コミュニケーション教育プログラムの有効性, 日本語学会2008年度秋季大会発表, 2008年11月
- ・吉岡泰夫, 早野恵子, 徳田安春, 西崎祐史, 三浦純一「医療コミュニケーション適切化に有効なポライトネス・ストラテジー教育プログラム」, 第40回日本医学教育学会大会発表, 2008年7月
- ・吉岡泰夫, 早野恵子, 徳田安春, 三浦純一, 本村和久, 相澤正夫, 田中牧郎, 宇佐美まゆみ「良好な患者医師関係を築くコミュニケーションに効果的なポライトネスストラテジー」, 『医学教育』39-4, 日本医学教育学会, 2008年8月
- ・吉岡泰夫, 早野恵子, 徳田安春, 西崎祐史, 三浦純一「医療コミュニケーション適切化に有効なポライトネス・ストラテジー教育プログラム」『第40回日本医学教育学会大会予稿集』第39巻・補冊, 2008年7月
- ・Yasuharu Tokuda, Sawako Okamoto, Yasuo Yoshioka, Masao Aizawa, Makiro Tanaka, Kazuhisa Motomura and Keiko Hayano: The Influence of Medical 「Jargon Mixed with Foreign Terminology in the Japanese Clinical」, Environment (Internal Medicine) Vol.47-No.14, 2008年7月
- ・Yasuharu Tokuda, M.D., Yasuo Yoshioka, PhD, Keiko HayaNo, M.D. et al. (他6名), Physician's Use of Local Dialects during Communication with Patients, General Medicine: The Journal of the Japanese Society of General Medicine, Vol.9 No.1, pp 13-19, 2008年

(4) 講演

- ・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」, 医療マネジメント考える会, ノバルティスファーマ主催, 2008年11月21日
- ・田中牧郎「その言葉, 患者さんに伝わっていますか?—「病院の言葉」を分かりやすくする提案—」, 医療広報フォーラム, 日本広報協会主催, 2008年11月28日
- ・田中牧郎「専門用語と日常用語」, 第8回手話研究セミナー, 日本手話研究所主催, 2009年1月18日
- ・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案プロジェクトの取り組みについて」, 医療安全支援センタージョイントミーティング全国大会, 平成20年度医療安全支援センター総合支援事業, 2009年1月29日
- ・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案—患者の理解と判断を支える医療へ—」, 医療従事者ネットワーク講演会, 東京都福祉保健局主催, 2009年2月6日
- ・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」, 第8回北区登録手話通訳者研修会, 東京都北区主催, 2009年2月13日
- ・田中牧郎「『病院の言葉』委員会による『病院の言葉』を分かりやすくする提案」, 認定病院患者安全推進協議会平成20年度患者安全推進全体フォーラム, 日本医療機能評価

機構主催，2009年2月21日

- ・ 田中牧郎「病院の言葉を分かりやすくする研究報告」，トレーニングセミナー—モデル事業を円滑にするために—，東京大学大学院医学系研究科医療安全管理学講座等主催，2009年3月3日
- ・ 田中牧郎『病院の言葉』を分かりやすくする提案，第35回「ことば」フォーラム，国語研究所主催，2009年3月7日
- ・ 三浦純一「患者を支える医師の言葉」，第35回「ことば」フォーラム，国語研究所主催，2009年3月7日
- ・ 矢吹清人「診察室のやさしい言葉」，第35回「ことば」フォーラム，国語研究所主催，2009年3月7日
- ・ 吉岡泰夫『病院の言葉』を分かりやすくする提案，医療安全推進運動公開フォーラム，2009年3月28日
- ・ 和田ちひろ「病院の言葉を分かりやすく 患者の視点からのコメント」，第35回「ことば」フォーラム，国語研究所主催，2009年3月7日

(5) 医療雑誌

- ・ 相澤正夫「医者のことばクリニック【せん妄】」『クリニックマガジン』36-2，クリニックマガジン，2009年3月
- ・ 相澤正夫「特集 あなたの言葉は大丈夫？ 伝わらないのはワケがある」『月刊ケアマネジメント』，環境新聞社，2009年3月
- ・ 田中牧郎『病院の言葉』を分かりやすく 国語研が手引き作成『クリニックマガジン』465，クリニックマガジン，2008年8月
- ・ 田中牧郎「今月の人」『最新医療経営Phase 3』289，日本医療企画，2008年
- ・ 田中牧郎「専門用語を言い換えてわかりやすい医療を」『整形爛漫』，武田薬品工業，2008年9月
- ・ 田中牧郎「特別用語集『病院のことば』」『週刊朝日MOOK 手術数でわかるいい病院2009』通巻30号，pp. 15-23，2009年2月
- ・ 田中牧郎「医者のことばクリニック【重篤】」『クリニックマガジン』36-1，クリニックマガジン，2009年2月
- ・ 田中牧郎「病院の言葉 患者に伝わる言葉を—『病院の言葉』を分かりやすくする提案—」『スマートナース』11-3，メディカ出版，2009年3月
- ・ 田中牧郎「医療のことば 第1回 エビデンス，重篤—日常語で言い換えを—」『調剤と情報』15-3，じほう，2009年3月
- ・ 早野恵子，吉岡泰夫「あなたの病院では「～様」？それとも「～さん」？」『看護管理』18-11，医学書院，2008年
- ・ 早野恵子，吉岡泰夫「医療コミュニケーションの研究はなぜ必要なのでしょうか？—私たちは接遇研修にはないものを求めています—」『看護管理』19-1，医学書院，2009年1月
- ・ 安井はるみ，吉岡泰夫，道端由美子，西崎祐史，橋本久美子「病院の会話の可能性と現状の問題 —患者・家族と医療者が良好な関係を築くコミュニケーションの工夫—」『看

『看護管理』19-2, 医学書院, 2009年2月

- ・矢吹清人「難しい医療用語の説明 患者がわかりやすい言葉に言い換えを」『くらしとからだ』58, テーミス, 2008年
- ・吉岡泰夫「患者とともに歩むための言葉の提案」『週刊医学界新聞』2799, 医学書院, 2008年9月
- ・吉岡泰夫, 早野恵子, 有満憲恵, 道端由美子「看護のコミュニケーションに活用できるポライトネス・ストラテジー」『看護管理』19-3, 医学書院, 2009年3月
- ・吉岡泰夫「看護コミュニケーションを底支えするポライトネス・ストラテジー」『看護教育』50-3, 医学書院, 2009年3月
- ・吉岡泰夫「医者のことばクリニック【合併症】」『クリニックマガジン』36-3, クリニックマガジン, 2009年3月
- ・「医療者－患者間の誤解をなくす『言葉』への取り組みが始まる」『ナース専科』28-6, アンファミエ, 2008年5月
- ・「『難解医学用語』は国民の問題 言い換え例を検討, 国立国語研」『リビングウィル』130, 日本尊厳死協会, 2008年5月
- ・「『医療用語を分かりやすく』国語研が言い換え例を提示」『日経メディカル』492, 日経PB社, 2008年11月
- ・「『病院の言葉』を分かりやすくする－国立国語研究所からの提案－」『日本医事新報』4412, 日本医事新報社, 2008年11月
- ・「病院のことばを分かりやすくする」『鉄門だより』650, 東京大学医学部鉄門倶楽部, 2008年12月
- ・「患者との言葉のギャップを埋めるために－「病院の言葉」を分かりやすくする提案（中間報告）から－」『調剤と情報』15-1, 日本薬剤師会監修, じほう, 2009年1月
- ・「『病院の言葉』患者に分かりやすく 説明の工夫例などで報告書 現場での応用を提案」『Japan Medicine』1591, じほう, 2009年3月

（６）広報紙等

- ・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案の中間報告を発表しました」『国語研の窓』38, 国語研究所, 2009年
- ・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」『文部科学時報』1597, 文部科学省, 2009年
- ・田中牧郎「専門語の辞書」『新「ことば」シリーズ』22, 国語研究所, 2009年

（７）新聞報道等

- ・「難解な医者の言葉 国語研, 手引作成へ」『北海道新聞』2008年4月2日夕刊
- ・「難解・誤解多い『病院の言葉』 分かりやすく言い換え検討」, 『産経新聞』2008年5月30日朝刊
- ・「医療 難解100語言い換え」『朝日新聞』2008年7月8日朝刊
- ・「難しい医療用語を言い換える（日野原重明）」『朝日新聞』2008年9月13日土曜日版
- ・「『病院の言葉』を易しく」『下野新聞』2008年9月29日朝刊

- ・「難解医療用語に『説明の手引』」『朝日新聞』2008年10月22日朝刊
- ・「難解医療用語分かりやすく」『産経新聞』2008年10月22日朝刊
- ・「『病院言葉』分かりやすく」『日本経済新聞』2008年10月22朝刊
- ・「医療用語言い換え提案 国語研」『読売新聞』2008年10月22日朝刊
- ・「医療用語57語を言い換え」『東京新聞』2008年10月22日朝刊
- ・「『医療の難解語』言い換え手引 患者の心的負担減らす」『朝日新聞』2008年10月23日朝刊
- ・「春秋」『日本経済新聞』2008年10月23日朝刊
- ・「編集手帳」『読売新聞』2008年10月26日朝刊
- ・「余録」『毎日新聞』2008年11月2日朝刊
- ・「医療はコミュニケーションから」『SANKEI EXPRESS』2008年11月4日
- ・「天声人語」『朝日新聞』2008年11月5日朝刊
- ・「医師の説明分かる？」『毎日新聞』2008年11月5日朝刊
- ・「平易で明確，患者の不安解消」『北海道新聞』2008年11月5日朝刊
- ・「斜面」『信濃毎日新聞』2008年11月22日朝刊
- ・「医療用語：言い換えや分かりやすく説明した手引書発売へ」『毎日新聞』2009年3月8日朝刊
- ・「この人と（68）病院の言葉を分かりやすく」『えくてびあん』27-3，2009年3月
- ・「病院の言葉を分かりやすくする提案をまとめた」，ひと2009，『北海道新聞』2009年3月16日朝刊
- ・「エビデンス プライマリーケア 医療用語分かりますか？ 難解57語言い換え提案 国立国語研究所」『西日本新聞』2009年3月22日朝刊

（８）テレビ・ラジオ等

- ・吉岡泰夫，田中牧郎「医療のことば」，NHK－BS文字放送（毎週連載）2008年4月～2009年3月
- ・「患者に伝わらなかった医療用語」，CBCラジオ「多田しげおの気分爽快」2008年4月14日放送
- ・「医師の言葉がわからない」，テレビ東京「主治医が見つかる診療所」2008年4月14日放送
- ・「医療用語を分かりやすく」，NHK総合テレビ「気になることば」2008年4月22日放送
- ・「病院用語」，BS-i「健康トリプルアンサー」2008年6月27日放送
- ・「あなたはどこまでわかりますか？ 難解な医学用語を簡単に！」，広島ホームテレビ「Jステーション」2008年8月26日放送
- ・「医療用語を分かりやすく」，NHK総合テレビ「ニュース7」2008年10月21日放送
- ・「医療用語を分かりやすく」，NHK総合テレビ「ニュースウオッチ」2008年10月21日放送
- ・「医療用語の言い換え」，NHKラジオ第一放送「NHKジャーナル」2008年10月21日放送
- ・「今どきの日本語 もっとやさしく医療のことば」（日テレG+「読売ニュースナビ」

2008年11月12日放送

- ・「医療のことばをわかりやすく」, NHK総合テレビ「金曜トーク (東海地方版)」2008年11月21日放送
- ・「医療のことば」, MBSラジオ (毎日放送ラジオ)「ノムラでノムラだ」2008年11月27日放送

(9) インターネットのメディア

- ・田中牧郎「医療用語を患者の視点で 言葉遣いの工夫」, asahi.com「リレーエッセー あたたかい医療」, 2008年10月8日, <http://www.asahi.com/health/essay/>
- ・田中牧郎「患者は『弱者』 理解度思いやるコミュニケーションを」, asahi.com「リレーエッセー あたたかい医療」2008年12月1日, <http://www.asahi.com/health/essay/>
- ・田中牧郎「病院の言葉を分かりやすく」, 多摩てばごNETインタビュー, 2009年2月10日, <http://www.tamatebakonet.jp/person/bn0902.html>
- ・田中牧郎「著者の一言 病院の言葉を分かりやすく」, 勁草書房ホームページ, 2009年3月12日, <http://www.keisoshibo.co.jp/hitokoto/hitokoto5.htm>
- ・田中牧郎「医療者が歩み寄り 病院の言葉を明解に」, キャリアブレイン「医療羅針盤」, 2009年3月28日, <http://www.cabrain.net/news/article/newsId/21253.html>
- ・「『病院の言葉』 こう工夫すれば患者も理解!」, m3.com「医療維新」2008年10月21日, http://www.m3.com/tools/IryoIshin/081021_1.html
- ・「病院のコトバを分かりやすくしよう! 国立国語研究所の“提言型プロジェクト”」 QLifeSQUARE, 2008年12月, <http://www.qlife.jp/square/hospital/story856.html>/多摩てばこネット
- ・「『病院の言葉』を明解に 国語研が都庁で講演」, キャリアブレインニュース, 2009年2月9日, <http://www.cabrain.net/news/>
- ・「医療用語を明解に伝える工夫 国語研が最終報告」, キャリアブレインニュース, 2009年3月9日, <http://www.cabrain.net/news/>
- ・「国語研の最終報告が書籍化」, キャリアブレインニュース, 2009年3月9日, <http://www.cabrain.net/news/>
- ・「病院の言葉を分かりやすく」, QLifeSQUARE「イベント調査隊が行く」, 2009年3月11日, <http://www.qlife.jp/square/events/story2664.html>
- ・「『病院の言葉』を分かりやすくする説明案が発表」, 日経メディカルonline, 2009年3月11日, <http://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/mem/pub/hotnews/int/200903/509775.html>

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

〔中期目標〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

〔中期計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

〔年度計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次の①及び②を実施する。

- ① 文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、審議に資する基礎資料を作成し提出する。なお、「国語力」については、上記(1)②イの、文字認知能力の経年変化を明らかにするための研究に関連付け、その中で実施する。
- ② 電子政府の基盤を支える「漢字情報データベース」の構築を更に進める。

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究

【事業概要】

中期計画の「喫緊課題対応型調査研究の実施」の具体的な事業の1つとして、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」を実施する。これにより、(1)文化審議会国語分科会で現在進行中の審議に資する基礎資料を作成・提供するとともに、(2)既に審議され答申が出ている課題についても、施策の遂行に資する基礎資料を作成・提供する。(1)については、現在審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を、(2)については、既に審議された「国語力」に関する基礎資料を作成・提供する。なお、遂行に当たっては、国語施

策の企画立案や推進に役立つ基礎資料とするため、文化審議会国語分科会漢字小委員会の審議動向を的確に把握するとともに、担当する文化庁国語課との連絡協議を緊密に行う。

〔事業費〕運営費交付金：1,111千円

(人件費647千円，旅費交通費85千円，物件費379千円)

【担当組織】

責任者：相澤正夫

担当者：小椋秀樹，斎藤達哉，三井はるみ，田中牧郎

【調査及び研究の進捗状況】

(1)「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

平成17年4月から文化審議会国語分科会で審議を継続している「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」では，常用漢字表の見直しが重要な審議課題となっている。本課題では，前年度までに，国語研究所が実施した「現代雑誌200万字言語調査」の成果を活用して，『現代雑誌の漢字調査(頻度表)』（平成17年10月），『現代雑誌の語彙調査』に基づく漢字音訓一覧表』（平成17年11月），『現代雑誌の語彙調査』に基づく表記一覧』（平成18年11月）の3冊を作成・提供している。また，国語研究所が現在構築中の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』のうち，利用可能となった「白書コーパス」(約120万語分)に基づいて，常用漢字を中心に漢字の使用実態を把握するための頻度調査を行い，結果を関連学会で発表している。

本年度は，引き続き国語分科会漢字小委員会の傍聴を継続し，審議動向の把握に努めた。時機をとらえて小委員会事務局である文化庁国語課と連絡を取り，6月に現在構築中の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の書籍データを基に「漢字音訓一覧表」(280字種)を作成し，審議資料として提供した。併せて，同データに基づく「漢字頻度表」も提供した。7月には「『俺』等の表記について(頻度と内訳)」を審議資料として提供し，懸案となっていた審議の収束・決着に貢献した。8月以降も小委員会事務局の要請に応じて，個別的な語表記情報を4回に渡って提供した。なお，国語分科会総会(平成21年1月27日開催)の配布資料「『新常用漢字表(仮称)』に関する試案(案)」の「音訓の選定」の項目には，国語研究所提供の資料を参照した旨，明記されている。また，以上と並行して，今後さらに多様な媒体を対象として漢字の音訓一覧を作成するために，基礎となる漢字データベース(現時点では非公開)の整備拡充を行った。

(2)「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月)では，「国語力」はきわめて多様な側面を持つ重層的な「力」として示されており，複雑な内容を持っている。本課題では，18年度前半までに，国民各層を対象とした国語力観に関する全国規模の意識調査を実施し，その成果を『「国語力観」に関する全国調査』(平成18年12月)としてまとめている。

平成20年度は，この報告書のデータをさらに分析し，国民各層の国語力観を支える日常

の言語生活の多様性について検討した。調査データを踏まえて教育への提言を行った論考等と併せ、成果は、平成21年度前半に報告書としてまとめる予定である。

【成果報告書等の作成状況】

（１）「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

本課題の成果として、次の基礎資料を作成し、文化審議会国語分科会に提供した。

- ・『『現代日本語書き言葉均衡コーパス』に基づく漢字音訓一覧表』（平成20年6月2日）
- ・『『現代日本語書き言葉均衡コーパス』に基づく漢字頻度表』（平成20年6月2日）
- ・『『俺』等の表記について（頻度と内訳）』（平成20年7月2日）

また、本課題に関連して、次の研究発表を行った。

- ・相澤正夫，斎藤達哉，小椋秀樹「常用漢字表の見直しに役立つ漢字表の作成と提供」（特定領域研究「日本語コーパス」平成20年度全体会議（平成20年9月7日），予稿集あり）

（２）「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

本課題に関連して、既に作成した『「国語力観」に関する全国調査』（平成18年12月）のデータ分析に基づき、報告書作成の準備を進めた。

5. 電子政府のための調査研究

【事業概要】

本研究は、競争的公募により経済産業省からの委託を受け、国語研究所、情報処理学会、日本規格協会が3者連合体を組んで実施する調査研究（平成14年度～17年度には「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ1を実施、平成18年度～20年度では「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ2として継続）である。

このプロジェクトで構築中の「文字情報データベース」に蓄積された約7万字に及ぶ文字情報は国語研究所だけが保持・管理している国家レベルの資産である。具体的には、戸籍や住民基本台帳、登記簿の行政情報処理の実務で扱われている人名・地名・法人名等の固有名についての学術的な文字同定の成果をも含み、量のみならず質の面でも価値の高い独創的な資料となっている。それはあたかも「メートル原器」のような「行政用文字の原器」だと称されている。

このプロジェクトの成果は、総務省の住民基本台帳ネットワークシステムや法務省の登記業務の根幹を支えており、政府の施策に果たす役割の大きさははかりしれない。そのほか、経済界や産業界への波及効果も小さくない。例えば、マイクロソフト社の新OS「ビスタ」に搭載されたフォントは、本事業の成果に基づいている。

〔事業費〕運営費交付金：なし

経済産業省から交付される汎用電子情報交換環境整備プログラム委託費：12,057千円

【担当組織】

責 任 者：横山詔一

担 当 者：高田智和，田中牧郎，米田純子

研究補佐員：井手順子，虎岩千賀子

非常勤研究員：笹原宏之，豊島正之

研究協力者：（社）情報処理学会，（財）日本規格協会，（株）大修館書店

【調査及び研究の進捗状況】

平成14年度から17年度までの「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ1では，「戸籍統一文字」約56,000字，「住民基本台帳ネットワークシステム統一文字」約21,000字，延べ約77,000字に対して，辞書，国語施策，戸籍行政，文字コード規格などに基づいて文字情報を付与し，体系性を有する文字情報データを作成し，文字情報データベースに登載した。平成18年度から20年度までの「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ2では，法務省の登記事務の電算化に必要な「登記統一文字」約68,000字のうち，「登記固有文字」と呼ばれる約12,000字を調査対象に加え，フェーズ1で整理・体系化を行った文字情報データ（「漢字情報テーブル」）の拡充を行っている。

平成20年度は，下記3点の課題を設定し，調査研究を行った。

- （1）「登記固有文字」の検討
- （2）辞書典拠不明文字の調査
- （3）「漢字情報テーブル」の拡充・整備

（1）「登記固有文字」の検討

「登記固有文字」約12,000字について，フェーズ1の整理方法に基づき，辞書，文字コード規格などの文字情報を付与し，学識経験者や実務家などに意見を求めつつ，文字情報データベースに蓄積された文字との同定を行った。「登記固有文字」には現行の中国簡化字や韓国国字も含まれており，今後の調査研究において，東アジア漢字文化圏を視野に入れる必要性を確認した。また，「登記固有文字」とフェーズ1までに制作された平成明朝体グリフとの照合も行い，平成明朝体がいまだ準備されていない文字の一覧表を日本規格協会に提示し，日本規格協会の本プロジェクト内課題であるグリフ制作を支援した。

（2）辞書典拠不明文字の検討

地名文字に由来する「住民基本台帳ネットワークシステム統一文字」の「地名外字」約230字について，「自治体地名外字」資料（総務省提供），「登記所外字」資料（法務省提供）等と照合を行い，「地名外字」の典拠・字体について検討をするとともに，現地役場等に赴き土地関係資料の精査を行った。

また，漢和辞典・漢字字典に掲載されていない「戸籍統一文字」約1,100字について，辞書以外の文献資料・非文献資料を用いて，典拠及び使用例の収集を行い，文字の同定を行った。

なお，これらの調査の成果は，国際文字コード規格（ISO/IEC 10646）への追加文字提

案の際に必要な「エビデンス（証拠）」として活用され、情報処理学会の本プロジェクト内課題である文字コード標準化に協力した。

（３）「漢字情報テーブル」の拡充・整備

「戸籍統一文字」と「住民基本台帳ネットワークシステム統一文字」に基づく漢字情報データベース（これを「漢字情報テーブル」と呼んでいる。）に、「登記統一文字」の情報を加えるとともに、これまでの同定結果を総合的に見直し、「漢字情報テーブル」の整備を行った。

【成果報告書等の作成状況】

（１）成果報告書

- ① 『経済産業省委託 平成20年度基準認証研究開発委託費 汎用電子情報交換環境整備プログラム 成果報告書』

これは、国語研究所、情報処理学会、日本規格協会の３者で取りまとめて経済産業省に提出した報告書である。そこでは、国語研究所が担当した文字情報の整理・体系化について、平成20年度の達成状況及び成果を報告した。この成果報告書は、学識経験者や実業界の代表による委員会のほか経済産業省によって内容が精査され、その充実度が所定の水準を満たすことが認定された。

- ② 『経済産業省委託 平成20年度基準認証研究開発委託費 汎用電子情報交換環境整備プログラム 成果報告書別冊 文字対応作業委員会編「文字一覧表」』

- ③ 『平成20年度 経済産業省委託 汎用電子情報交換環境整備プログラム 文字対応作業委員会資料（「辞書非掲載字」資料）』

（２）論文

- ① 査読付き論文

なし

- ② 論文集掲載論文（単行本掲載論文，科研報告書掲載論文などを含む）

・高田智和・井手順子・虎岩千賀子，「「行政用文字」の調査研究—汎用電子情報交換環境整備プログラム—」，『日本語科学』第23号，2008年4月

- ③ 招待寄稿

なし

- ④ 商業誌掲載論文

なし

（３）学会発表（口頭発表，ポスター発表）

- ・高田智和，鎌水兼貴「「略字・俗字」の使用に関する意識調査」『日本言語学会第136回大会予稿集』，pp. 402-407，日本言語学会，2008年6月22日
- ・高田智和「常用漢字と「行政用文字」」，ワークショップ：文字—（新）常用漢字を問う—，花園大学，2008年7月19日
- ・高田智和，田島孝治，米田純子「文字生活研究における「景観文字調査」」『情報処理学

会研究報告』2008-CH-79, pp. 1-8, 情報処理学会, 2008年7月25日

- ・高田智和「文字の研究法—漢字字体研究の対象と方法—」『平成20年度国立国語研究所公開研究発表会』, pp. 5-14, 国語研究所, 2008年12月19日
- ・田島孝治, 米田純子, 高田智和「「景観文字調査」のための調査結果分類・可視化ツールの試作」『人文科学とコンピュータシンポジウム論文集 サービス指向のデジタル技術へ—人文科学のポテンシャル—』, pp. 291-296, 情報処理学会, 2008年12月20日
- ・高田智和「平成明朝体グリフの字形変異について」, 第20回「東洋学へのコンピュータ利用」研究セミナー, 京都大学人文科学研究所附属漢字情報センター, 2009年3月27日

(4) 広報誌等

- ・高田智和「戸籍の電算化と漢字」『国語研の窓』35, 国語研究所, 2008年4月
- ・高田智和「コンピュータで表わせない文字をさがす」『楡文』第9号, 北海道大学文学部同窓会, 2008年4月
- ・高田智和「材」『国語研の窓』37, 国語研究所, 2008年10月
- ・高田智和「小書きの仮名」『国語研の窓』38, 国語研究所, 2009年1月

2 日本語教育に関する情報の提供

〔中期目標〕

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

（１）日本語教育情報資料の作成・提供

〔中期目標〕

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

- ① 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
- ② 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

〔中期計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学、比較文化、異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し、3,000語を対象に用例用法、習得情報、誤用情報、指導情報等が内包された先導

的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発、提供する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために、評価基準の項目等評価基準を開発し、提供する。また、この評価基準に基づくテストを開発し、範型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

〔年度計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。そのために、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、以下のことを実施する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

- ・定住外国人の言語使用実態調査、日本語使用及び学習に対するニーズと意識に関する調査を実施する。
- ・学習項目一覧及び段階的目標基準のモデル案を作成する。
- ・海外における移民等に対する自国語教育政策情報の整理等を行う。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ・平成19年度に確定させた作業工程を踏まえ、「辞書の機能」及び「辞書における意味用法記述のあり方」に関して研究をし、成果をまとめる。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ・生活場面における学習者の書き言葉データと評価データの収集・分析を継続し、「評価プロセスモデル」を精緻化する。
- ・定住外国人の言語使用実態調査、日本語使用及び学習に対するニーズと意識に関する調査を実施する。
- ・発話判定基準のモデル案を作成する。

6. 日本語教育情報資料の作成・提供

【事業概要】

第2期中期計画では、「生活言語としての日本語」の実態調査を柱として、日本語を教育・学習するために必要な情報資料の作成・提供を目標とした。50万人以上の政令都市4つ分以上に匹敵する人数の外国人が在住している日本社会では、日本語を使ったコミュニケーションにおいて様々な形態と課題が見られる。2年間の準備を踏まえて平成20年度は大規模な調査の

準備，日本語コミュニケーションの構成要素一覧や評価基準，日本語の意味記述等の開発，日本語教育に必要な日本語情報の発信という目標に向けて，試行，実験，仮説の検討と提示のための活動を進めた。その進捗状況はWebサイトから発信している。また，「生活言語としての日本語」を学際的，実際的にとらえ，課題の明確化，科学的手法による解明を図るために，外部研究者を交えた研究会による活動を継続した。なお，平成19年12月の独立行政法人整理合理化に関する指摘（p.4 ②，p.9（6）及びp.127 事業項目18を参照）を受け，他機関との役割の見直しを行い，目標を再検討した。

〔事業費〕運営費交付金：34,185千円
（人件費16,864千円，旅費交通費3,346千円，物件費13,676千円，
刊行費299千円）

【担当組織】

責任者：柳澤好昭

担当者：各プロジェクトの担当者は，以下のとおり。

（１）学習項目一覧と段階的目標基準の開発

責任者：金田智子

担当者：福永由佳

研究補佐員：黒瀬桂子

非常勤研究員：武田聡子，谷啓子，矢部まゆみ

（２）日本語学習のための用例用法辞書の開発

責任者：井上優

担当者：植木正裕

研究補佐員：二瓶知子

非常勤研究員：有賀千佳子，片岡喜代子

（３）学習目的別の日本語能力評価基準の開発

責任者：宇佐美洋

担当者：柳澤好昭，森篤嗣

研究補佐員：吉田さち

非常勤研究員：広瀬和佳子，桑田匡之

【調査及び研究の進捗状況】

（１）学習項目一覧と段階的目標基準の開発

日本社会の一員として地域に根付き，職場や学校等で活躍するために外国人が身に付けるべき日本語能力＜生活のために必要な日本語能力＞とは何かを明らかにすることが本研究の課題である。この課題を，(1)コミュニケーション能力の枠組みと構成要素の同定，(2)学習項目一覧と段階的目標基準の作成の二段階に分けてとらえ，平成20年度は，平成19年

度に引き続き、段階(1)を行い、段階(2)に着手した。詳細は以下のとおり。

① 平成19年度までに行った、国内外の移民等に対する自国語教育の内容・目標の比較分析結果及び、コミュニケーション能力に関わる調査研究の知見を生かし、「生活のための日本語」の枠組みとそれを構成する要素を検討した。枠組みとして「領域」「分野」「行動」「下位行動」を設定し、学習項目一覧（暫定版）を作成した。なお、この学習項目一覧及び作成過程で得られた知見は、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が平成21年1月に指針として報告した『生活者としての外国人』に対する日本語教育の目標及び標準的な内容」に生かされている。

② 目標言語使用調査及びニーズ調査を、2つの方法（質問紙調査、インタビュー調査ほか）で実施した。

（ア）質問紙調査＜広域調査＞

外国人に対するもの（日本語使用実態及び学習ニーズを調べる質問紙）と、日本人に対するもの（外国人との接触実態、接触の困難度を調べる質問紙）の2種である。外国人については、全国20地域において実施し、回答者数は1,662人。日本人については、層化二段無作為抽出法により全国200地点において対象者各25人を選び、実施した。回答者数は1,176人。この種のテーマで全国を調査範囲とし、外国人と日本人の両方を対象とした調査としては、全国初である。ニーズに関する地域・属性等による分析、接触機会についての因子分析を行い、その結果をコミュニケーション能力研究会（第12回、平成21年3月14日）で発表した。現在、速報版の公開に向け、準備中である。なお、本質問紙調査は、評価基準グループと共同体制を組み、科学研究費補助金（『生活のための日本語』に関する基盤的研究：段階的発達の支援を目指して」研究代表者：金田智子）を得て行ったものである。

（イ）インタビュー調査ほか＜狭域調査＞

日本語学習のニーズ及びその変化等について知るため、地域を限定し、定住型外国人と、外国人との接触のある日本人に対し、半構造化インタビューを行った。定住型外国人12人（フィリピン3人、中国帰国者1人、中国2人、コロンビア1人、ペルー1人、ベルギー1人、ブラジル2人、ミャンマー1人）、日本人7人に対し、1人当たり1～2時間、1～2回ずつ行った。併せて、1週間分のダイアリー記述を依頼し、日々の言語活動、日本語使用上の問題点などに関するデータを収集した。平成21年度には、追加調査を実施するとともに、データの分析を行う。

③ 日本語使用実態及び学習ニーズに関する先行研究の一覧を作成した。各地あるいは日本語教育関係機関でこれまでに実施された調査に関し、その内容について概観できるよう、一覧化すると同時に、これまでの調査で明らかになっていること、調査の方法上の課題などを抽出した。

④ 「第12回コミュニケーション能力研究会：『生活のための日本語』再考」を開催し、調査の中間報告を行った。

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

日本語教育事業の役割を見直し、目標を、3,000語の意味記述の提示と今後の学習辞書の範型となる辞書の提供から、「日本語教育における辞書の可能性」並びに「非母語話者のための日本語語彙の意味用法の記述法」の提供に変更し、次のことを行った。

- ① 一つ一つの語の生態をじっくり観察することで日本語を考える発想からのもと、電子版での用例用法の提示の仕方の試行版として「日本語観察館」を、意味記述や見出し等の確認のため所内及び協力者に限定して公開した。
- ② 国内外の外国語学習用の辞書を参照しつつ、対照研究の成果を活用し、母語別日本語用例用法辞書、特に中国語やスペイン語母語話者にわかりやすい辞書記述の在り方を検討した。

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ① 生活場面における学習者の書き言葉に対する日本語母語話者の評価データを、質的、量的双方の手法により収集し、その分析を進めた。

評価データは、1) 日本語母語話者に、日本語学習者が書いた複数の文章を読んでもらい、2) 「一番感じがいいもの」から「感じが悪いもの」までの順位付けをしてもらい、3) 順位付け作業中にどのような観点をういたかを問う、という手順で収集した。データは、少数の対象者からインタビュー（PAC分析の手法による）・プロトコル分析などの質的手法によって収集すると同時に、多数の対象者から質問紙による量的手法によっても収集した。

質的手法によって評価時に用いられている「評価項目」観点を洗い出し、その評価項目を用いた量的調査を行うことによって、「評価時に、どういう項目を、どの程度重視しているか」という観点から日本人評価者をグルーピングすることができた。今後はそれぞれのグループを代表する評価者を抽出し、改めて質的分析を実施することにより、日本人の評価の在り方を深く、また偏りなく調査していく道が開けた。

- ② 実際の会話データを題材にした調査での問題点（話題・内容の偏り、不適切表現等）を踏まえ、疑似話し言葉である漫画表現を素材に、日本語母語話者による解釈と誤解に関する調査を行った。使用した漫画は、小学館から許可を受けた単行本の中からデータとして入力済みは24種のうち、日本語学習の観点から絞り込んだ12種60冊、話題1,295件、言語形式3,447文である。母語話者は、大学生男女10人、40代男女10人、日本語教師（女性）3人である。母語話者が与えられた判断基準から漫画表現の意図等を選定し、複数の母語話者間での漫画、場面、言語形式と判断との異同、同一母語話者内での漫画、場面、言語形式と判断との異同を見ることで、判断基準の確定化による尺度化、判断に際して修正する情報やスキーマの追究、誤解のプロセス研究を行った。話し言葉での評価意識や理解・誤解の要素の抽出に関する結果を平成21年8月までに学会等で公表する。なお、使用した表現はデータベース化してWebサイトから公開した（p.72を参照）。
- ③ 日本語の記述データの定性的分析に活用できるQDAソフトウェアの有効活用と当該専門家との協働活動を進めるために、「第13回コミュニケーション能力研究会」を3月16日に開催した。
- ④ 「成果普及セミナー」を3月25日に開催し、今年度評価基準グループで行ってきた調査

研究の成果を公表した。セミナーでの発表内容は改訂を経て、平成21年度刊行の報告書に掲載の予定。

【成果報告書等の作成状況】

（１）学習項目一覧と段階的目標基準の開発

- ① 本研究の進捗状況を示すと同時に、情報提供のため、第2期中期計画で収集した文献データ、コミュニケーション能力研究会要録、発表論文、成果普及セミナー報告書、プロジェクトの英文概要など、これまでの成果を国語研究所のWebサイト (http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/) から公開した。
- ② 「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発：中間報告書」を刊行し、学習項目一覧（暫定版）を公表した。
- ③ 査読付き学術誌での論文発表
 - ・福永由佳, 金田智子「定住型外国人対象の自国語能力テストの社会的役割－オランダ、アメリカの事例から－」『日本言語文化研究会論集』4, 1-18, 日本言語文化研究会, 2008年9月
- ④ 論文発表
 - ・金田智子「『生活のための日本語』のとらえ方－先行事例, 実態調査から考える－」『日本語教育年鑑 2008年版』（国語研究所・編）特集「生活者としての外国人のための日本語」, 43-53, 2008年10月
 - ・金田智子「言葉を調査する：『生活日本語』の学習をめぐって」『月刊文部科学時報』10月号, 76-77, 2008年10月
- ⑤ コミュニケーション能力研究会での発表
 - ・金田智子「調査研究の全体像」
 - ・谷啓子, 矢部まゆみ, 武田聡子「定住型外国人に対する言語使用実態調査及び日本語学習ニーズに関する先行研究の概観」
 - ・金田智子「外国人調査：結果の概要」
 - ・黒瀬桂子, 金田智子「日本人調査：結果の概要」
 - ・森篤嗣「外国人調査：地域別分析」
 - ・福永由佳, 吉田さち「外国人調査：属性による分析」
 - ・宇佐美洋「『外国人が日本で行う行動』の, 因子分析による再分類－各行動の実行頻度の相関から－」
- ⑥ 学会等での口頭発表, 講演
 - ・金田智子「学習者の多様性と多面性にこたえる日本語教育とは」韓国日本語教育学会シンポジウム（ソウル日本文化センター）, 2008年5月
 - ・福永由佳, 金田智子, 黒瀬桂子「『生活のための日本語』の学習項目一覧作成に向けて－国内外の自国語教育内容の分析をもとに－」日本語教育学会春季大会（首都大学東京）, 2008年5月
 - ・福永由佳「米国における「生活者」のための言語教育：成人基礎教育, 識字教育の観点から」小出記念日本語教育研究会（東京女子大学）, 2008年6月
 - ・金田智子「『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準』について」スリー

エーネットワーク自主研修会（スリーエーネットワーク）、2008年7月

- ・ 福永由佳，武田聡子，黒瀬桂子，金田智子「総合初級教科書から見えるコミュニケーション能力観－『生活のための日本語』探求のために－」日本語教育学世界大会2008（釜山外国語大学），2008年8月
 - ・ 金田智子，福永由佳，黒瀬桂子，武田聡子「生涯発達の視点から見るコミュニケーション能力－『生活のための日本語』探求のために－」日本語教育学世界大会2008（釜山外国語大学），2008年8月
 - ・ 金田智子「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」日本語教育振興協会（国立オリンピック記念青少年総合センター），2008年8月
 - ・ 福永由佳「初級総合教科書に見るコミュニケーション能力」第2回華東地区日本語教育研修会（中国，華東師範大学），2008年8月
 - ・ 福永由佳「コミュニケーション能力重視の会話授業：理論と実践」第2回華東地区日本語教育研修会（中国，華東師範大学），2008年8月
 - ・ 金田智子「移民等に対する自国語教育－『受け入れ』先進国に学ぶ－」海外技術者研修協会内研修会（海外技術者研修協会東京研修センター），2008年12月
 - ・ 金田智子「『生活のための日本語』を再考する」日本語学習支援ネットワーク会議 08in AKITA 第三分科会「日本語教室の運営」（秋田大学），2008年12月
 - ・ 金田智子「移民等に対する自国語教育－オランダ－」名古屋大学留学生センター，2008年12月
 - ・ 金田智子「多言語化・複言語化の実態：『バイリンガル教師』の可能性」浜松国際交流協会「平成20年度日本語ボランティアセミナー」（アクトシティ浜松），2009年2月
- ⑦ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における報告
- ・ 金田智子「地域における日本語教育の体制整備に向けて：海外の事例から学ぶ」2008年4月

（２）日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ① 電子版での用例用法の提示の仕方の試行版として「日本語観察館」を，意味記述や見出し等の確認のため所内及び協力者に限定して公開した（<http://www2.kokken.go.jp/YoYo/HP/>）。（3月）
- ② 口頭発表
 - ・ 井上優「中国語母語話者に対する日本語表現の意味・用法の説明」（特定領域「日本語コーパス」辞書編集班拡大班会議「コーパスと辞書研究」，ホテルスワマ（つくば市），2009年11月24日
 - ・ 植木正裕・有賀千佳子・二瓶知子「母語話者の意識化を促す語彙記述－「日本語観察館」が目指すもの－」（日本語教育方法研究会（JLEM）第32回研究会，神奈川大学），2009年3月21日
- ③ 語彙・意味，辞書記述に関する文献を収集し，文献リストを作成した。

（３）学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ① 査読付き学会誌での論文発表

- ・宇佐美洋「学習者の日本語運用に対する，日常生活の中での評価－個人の「評価観」の問い直しのために必要なこと－」『日本言語文化研究会論集』，19-30，2008年9月
- ・宇佐美洋，森篤嗣，広瀬和佳子，吉田さち「書き手の語彙選択が読み手の理解に与える影響－文脈の中での意味推測を妨げる要因とは－」『日本語教育』140号，48-58，2009年1月
- ・宇佐美洋，森篤嗣，吉田さち「生活場面で必要となる日本語書きことば」に対する母語話者の評価－どのような場合に，なぜ評価はばらつくのか－『待遇コミュニケーション研究』6号，33-48，2009年1月

② 論文

- ・宇佐美洋「生活場面における日本語を評価・測定の側面から考える」『日本語教育年鑑 2008年版』（国語研究所・編）特集「生活者としての外国人のための日本語」，54-66，2008年10月

③ 学会等での口頭発表

- ・宇佐美洋，森篤嗣，吉田さち「「生活場面で必要となる日本語書き言葉データ」の収集と分析」，日本語教育学世界大会2008（釜山外国語大学），2008年8月
- ・柳澤好昭「学習行動と認知と学習素材」，日本語教育学世界大会2008（釜山外国語大学），2008年8月
- ・宇佐美洋，森篤嗣，吉田さち「「非母語話者が書いた日本語手紙文」に対する母語話者の評価プロセス：評価観点の運用に見られる相違」社会言語科学会第22回大会（愛知大学），2008年9月

④ 「成果普及セミナー」における口頭発表

- ・森篤嗣「母語話者が書いた日本語手紙文」に対する非母語話者の評価：母語話者の言語行動を非母語話者の評価から見つめ直す」
- ・吉田さち「韓国人日本語学習者のメール文における「断り」：日本語母語話者との比較を通じて」
- ・広瀬和佳子「日本語教師は作文添削をどのように行っているのか：通常の添削とXECSによる添削との比較」
- ・宇佐美洋「「外国人の書きことば」に対する評価の観点からみた日本人グルーピングの試み」
- ・柳澤好昭「コミュニケーションにおける誤解の追究：漫画表現データベースの公開も合わせて」

⑤ 中核的日本語教育機関で以下を行った。

- ・柳澤好昭「コミュニケーションにおける誤解の追究－漫画表現データベースの公開も合わせて－」，NPO日本語教育研究所，2008年4月
- ・柳澤好昭「コミュニケーションにおける誤解の追究－漫画表現データベースの公開も合わせて－」，独立行政法人学生支援機構東京日本語教育センター，2009年3月

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

〔中期目標〕

- (2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

〔中期計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として、大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに、関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお、満足度調査を実施し、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図る。

〔年度計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

上記(1)の①、②及び③の開発に必要な日本語教育情報を作成するために、国語研究の成果から抽出した使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。そのために、以下のことを実施する。

- ・日本語教育情報発信環境の整備のため、日本語教育用データベースの整備・運用を行い、そのフォローアップをする。
 - ・「にほんご学びネット」を構成するツールの開発と試験公開をし、フィードバック調査を行うとともに、判定・評価等の研究を行う。
 - ・関連機関・関係者との連携を推進する。
- ② 成果の効果的・効率的な普及のため、次のことを行う。
- ・上記①を踏まえ、インターネットの活用による成果物の迅速な公開、公開情報の活用実態の把握に努める。あわせて基盤情報の流通に関する検討を行う。
 - ・前項(1)の①、②、③から得られた知見を含む日本語教育研究や国語研究の成果、並びに(2)①の公開情報に基づき、80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象としたセミナーを開催する。

7. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

【事業概要】

6の事業概要(p.62を参照)で述べたように、在留する日本語学習者の文化的背景、母語、学習目的、学習環境、学習適性は様々である。日本社会で人間関係を築きつつ暮らしていくために必要な日本語コミュニケーション力の習得には、このような多様化を考慮した日本語教育が必要である。

これまで国語研究所の雑誌九十種、七十種、テレビ放送語彙、中学高校教科書語彙、話し言葉コーパスといった日本人の日本語、特に漢字、語彙や音声の使用実態に関する日本語データはあったが、外国人の日本語使用実態のデータは小規模なものしかなかった。また、外国人の日本語学習を前提とした言語発達、言語習得の観点から言語教育に必要な大量のデータはない。

日本語教育の進展、充実には基盤となる日本語データが必要である。そこで、日本語教育の基盤整備の一環として、国語研究や日本語教育研究の成果を踏まえ、日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々なデータベースを作成し提供する。

平成20年度は、日本語教育データベースの構築に向けたデータ収集と整備作業、並びに共同研究体制の構築を目指し、年次計画に沿って進める。なお、独立行政法人整理合理化計画において法人移管及び日本語教育に関する役割見直しの指摘を受けて、収集データの量の変更、市販予定の刊行物等についての業務の見直しを行う。

〔事業費〕運営費交付金：35,017千円

(人件費6,241千円、旅費交通費2,188千円、物件費26,588千円、)

【担当組織】

責任者：柳澤好昭

担当者：各プロジェクトの担当者は、以下のとおり。

(1) 日本語教育データベースの構築

責 任 者：野山広

担 当 者：柳澤好昭（にほんご学びネット担当）、島村直己、金田智子（『日本語教育論集』担当）、宇佐美洋（『日本語教育論集』担当）、井上優（『日本語教育ブックレット』・『日本語教育論集』担当）、植木正裕（日本語教育ネットワーク担当）、早田美智子（『日本語教育年鑑』担当）

研究補佐員：高橋（山本）悦子、二瓶知子（『日本語教育論集』担当）

非常勤研究員：塩谷由美子、岡部（山口）真理子

招へい研究員：桶谷仁美（博報財団招へいプログラム研究員・共同研究員）、當作靖彦（博報財団招へいプログラム研究員・協力者）

所外協力者：鎌田修、嶋田和子、山内博之、山田恒雄、山辺真理子

(2) 成果の効果的・効率的な普及

責 任 者：野山広

担 当 者：早田美智子、柳澤好昭

研究補佐員：高橋（山本）悦子

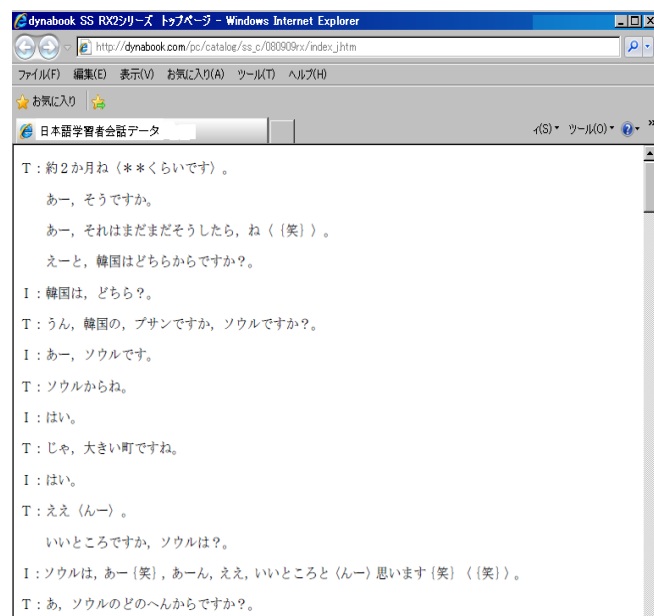
【調査及び研究の進捗状況】

(1) 日本語教育データベースの構築

① 日本語教育データベースの構築

以下の日本語データの収集、整備、公開等を行った。

- ・言語習得状況を見るために前年度から収集した約400人の日本語会話データベース（1人当たり約30分、合計約200時間）の整備を行った。具体的には、収集したデータにOPI（口頭能力測定尺度）による判定情報の整備、文字化データと音声データの統合や文字化書式の改良などを行った。なお、既に文字化作業が終了している5人分データ（18年度パイロット収集）をサンプルとして公開した。下図は、公開した文字化データの一例である。



- ・言語発達を見るために2地域において同一対象者を前年度から追跡調査し会話データの収集を行う縦断調査を継続するとともに、収集済みのデータ（約20人、30分／人の2年分、合計約20時間）の整備を行った。
- ・国語研究所が有する「日本語学習者会話ストラテジーデータ」を試行版として公開した。また、「ビデオ刺激による言語行動意識調査」も公開した。
- ・日本語教育用基本語彙6種比較データベースを作成し、CD付刊行物として提供した。
- ・セリフ、場面、話題、キーワード等による検索抽出機能を持つ漫画表現データベースを公開した。これは、6の（3）学習目的別の日本語能力評価基準の開発の一環として日本語の評価研究で利用した素材を、日本語教育用に改変し公開した。下図は、検索抽出の結果の例である。

検索結果：1件が見つかりました。

Scene[20]

詳細表示↓

ID	場合分類	場所分類	漫画タイトル	巻号	開始頁	著者名1	著者名2	出版社	発行年	詳細表示
20	1上下	会社	ルナハイツ	3	106	星里もろち		小学館	2004	View

Related Dialogues

ID	Scene	人物名	セリフ	機能分類	意図分類	ストラテジー分類	詳細表示
56	20	南條隼人	新人研修！？ですか・・・	受信内容の確かめ	確認	会話の開始	View
57	20	課長	去年同様、総務からは南條くんに行ってもらうけどいいよね。	行為求め	依頼	理解の求め	View
58	20	南條隼人	了解しました。	相手の働きかけの受信示し	切上げ	会話の終了・切り上げ、理解の示し	View

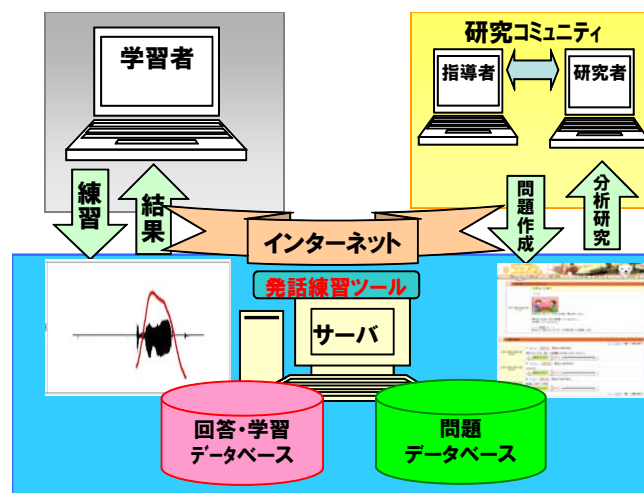
- ・e-Japan2004戦略対応事業で作成した以下のデータベースの改良を行い、再公開の準備を終えた。
 - * 世界学校教科書目次比較データ：学校教員向けに6カ国の学校教育教科書の目次の比較（小学校～高校，全教科）。
 - * 日本人の会話データ：実際の日本人の会話（10場面，2組）
 - * 二字漢字語属性情報データベース：漢字・単語の諸情報を付加した二字漢字で構成される語の漢字の読みの情報。
 - * 発声発語訓練100例文集：音声対照研究成果をもとにマレーシア，インドネシア，中国，韓国，タイの日本語学習者，教授者向けの音声練習例文集（音声付き）。
 - * このほか，「日本の生活」「地域の生活」「学校の生活」など，他機関と共同制作によるものは，法人移管等を受けて，今後の更新等での便宜を考え，他機関のサーバにコンテンツを収納した。改良終了後，リンク貼付する準備を終えた。
- ・大曾美恵子氏（姫路獨協大学教授）が構築した会話データを，作成者の合意のもと公開に必要な加工や改変の整備を行い，公開の準備を終えた。

② 「にほんご学びネット」の構築

インターネットを通じて日本語学習者が発話と記述の練習を行ったり，診断を受けた

りすることができ、合わせて日本語学習者の日本語データが収集できるシステムの開発が目標であったが、法人移管等を受けて検討した結果、発話と記述の練習ができるものの開発に目標を変更し、今年度を開発の最終年度とした。

- ・記述の練習ツールはプログラムの開発は終了したが、Webサイト閲覧ソフトウェアの種類とWindows Vista等のOSの種類と使用する文字コード等の要因（技術的に原因が不確定の部分がある）による問題文や回答文の文字表示に不測の問題が生じ、試行プログラムの改善中で、21年度にまたがってしまうことになった。
- ・発話の練習ツールは開発を終了し、運用実験の準備を終えた。下図は、そのイメージ図である。



③ Webサイト「日本語教育ネットワーク」(p. 105を参照)の運用

速やかな成果の公表，利用者の簡便さ，日本語教育基盤情報のポータルサイトとしての位置付け，情報収集のためのツールの搭載，共同体制の構築などを考慮したWebサイト「日本語教育ネットワーク」のリニューアルを終了した。デザインも従前と大幅に変更し公開した。

- ・Webサイトは，プロジェクト，研究用データ，文献等研究動向，日本語教育の動向，学習と教育（ツール・素材），報告書・刊行物などで構成される。
- ・日本語教育ネットワークのアクセス件数は，平成20年7月から年度末までの9か月間で，51,184件（月平均約5,700件）であった。フォローアップについては，発信物の内容と方法について，学会等様々な機会を得て情報を収集するとともに，提供物の整備へのフィードバックを行っている。

④ 日本語教育情報資料の収集

- ・収集した国内外のデータベース及び自国語普及政策等に関する情報（米国，韓国，EU，ドイツ，フランス，スウェーデンにおける言語教育データベース，言語・言語教育関連の研究所や高等教育機関などが構築したデータベースの設立経緯や内容，活用の実態等），これらの国における自国語普及政策の動向も視野に入れた日本語教育データベースの構築に関する知見をまとめ，刊行物をもとに，電子版での発信の準備を行った。
- ・科学研究費補助金採択課題データベース（日本語教育関連領域のみ）を更新した。

(2) 成果の効果的・効率的な普及

① Webサイト「日本語教育ネットワーク」の運用

学習項目グループ、評価基準グループは、プロジェクト進捗情報とともに、収集中の諸データ、資料等を、他グループでの活用を含め、一般に供するため国語研究所のWebサイト (http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/及び<http://www2.kokken.go.jp/eag/>) から公開した。

② 成果普及セミナーの開催

成果普及セミナーは、平成21年3月25日に、評価基準グループで行ってきた調査研究の中間報告及び研究視点の再確認の位置付けで、調査協力者を含む大学の日本語教育専門家、日本語能力試験等の関係者、会話研究者等20人を限定対象に開催した。

③ 言語教育データベース研究会の開催

言語教育データベース研究会は、「教育実践のデータベース化についてーリメディアル教育の実態からー（仮題）」のテーマで開催する予定であったが、招へい予定者の事情等で次年度に延期した。

④ 刊行物の作成

『日本語教育年鑑2008年版』、『日本語教育論集』第25号を刊行した。なお、法人移管等(p.9(6)及びp.127 事業項目18を参照)を受けて『日本語教育論集』は、本号をもって発行を終了する(p.78 事業項目8を参照)。また、『日本語教育ブックレット』については、これまで刊行したものとの合本の発行を検討し、最終号となる10号の発刊は見合わせた。『コンピュータ利用日本語教育の課題と実践』については、刊行の準備を終えたが、大学機関や学会や出版社から同種の文献が刊行されたこと、多くは購買後のサポートが必要な内容構成のものであるが、法人移管後のサポートの態勢が現在のところ未確定であることから発刊を保留した。内容の再編、電子版等の他の形態での公表等を検討している。

⑤ 共同研究体制作り

昨年1年間、博報日本語海外研究者招へいプログラムの招へい研究者として来日の桶谷仁美教授（米国イースタンミシガン大学）を共同研究員として委嘱し、大阪府での地域調査を実施（半年延長）し、データ収集を終えた。また、博報日本語海外研究者招へいプログラムの招へい研究者として来日の當作靖彦教授（カリフォルニア大学サンディエゴ校）に引き続き協力を依頼し、日本語教育データベースの構築に関する共同研究を実施した。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 日本語教育データベースの構築

- ① 発信したデータについて、前項【調査及び研究の進捗状況】(1) 日本語教育データベースの構築を参照。

② 日本語教育データベースに関する以下の口頭発表を行った。

- ・島村直己「世界のリテラシー」日本教育学会、2008年9月
- ・島村直己「語彙力の発達－他の認知能力との関係を中心に－」日本発達心理学会、2009年3月
- ・野山広、早田美智子、塩谷由美子、高橋悦子「日本語教育データベースの構築－その現状、可能性、課題について」地域日本語学習支援の現場から見えてくること」日本語教育学世界大会2008（釜山外国語大学）、2008年7月

(2) 成果の効果的・効率的な普及

① 刊行物発行

- ・『日本語教育年鑑2008年版』くろしお出版、2008年8月
- ・島村直己『教育基本語彙の基本的研究－増補改訂版－』（国語研究所報告127、単著）、明治書院、2009年2月
- ・『日本語教育教育論集』第25号、国語研究所、2009年3月

② 論文発表

- ・野山広「多言語・多文化共生の時代に応じた日本語教育政策の構築に向けて」『移住労働者とその家族のための言語政策－生活のための日本語教育－』（春原憲一郎編、ひつじ書房）、147-165、2009年1月

③ データベース作成及び収集したデータに関する学会等における口頭発表

- ・島村直己、矢部玲子「小学校国語教科書の漢字・音訓調査」全国大学国語教育学会、2008年5月
- ・島村直己「課題作文の語彙と文の長さ」表現学会、2008年6月
- ・島村直己「内言の発達とそれに係る要因」日本心理学会、2008年9月
- ・島村直己、新名主健一他「科学的概念、具体性、論理性の地域差、学年差、性差」日本教育心理学会、2008年10月
- ・野山広、塩谷由美子、嶋田和子、山辺真理子、簗野智紀「地域に定住する日本語非母語話者（外国人配偶者）の言語生活に関する縦断的研究－OPI(Oral Proficiency Interview)テストを活用した会話データを事例として－」社会言語科学会第22回大会（ポスターセッション）、2008年9月
- ・野山広、桶谷仁美、横谷啓介（大阪府立今宮工科高校）ほか「外国人生徒を支援する環境作り：母語と日本語と学校生活－分散地区の取り組み」大阪府教育センター主催・MHB研究会共催「人権教育課題に係る調査研究事業」、2009年2月
- ・野山広「定住者の日本語とコーパス－日本語教育データベース構築の過程から」関西OPI研究会（10周年記念）、2009年3月
- ・野山広、山口（岡部）真理子、嶋田和子、山辺真理子、簗野智紀「地域に定住する日本語非母語話者（日系ブラジル人）の言語生活に関する縦断的研究－OPI(Oral Proficiency Interview)テストを活用した会話データを事例として－」社会言語科学

会第23回大会（ポスターセッション），2009年3月

- ・ 桶谷仁美他「就学前日本語教育とリテラシー教育の重要性－母親が日本語非母語話者の子どもの場合－」日本語教育学会（パネルセッション），2008年5月
- ・ 桶谷仁美他「二言語・多言語社会の現実と課題－北米とインドの事例からみえてくること－」異文化間教育学会（ケース・パネル），2008年6月

④ データ収集で得られた知見に基づく講演・研修等

- ・ 野山広「言語に関する政策・施策の展開－地域日本語教育の展開からみえてくること－」海外技術者研修協会所内研修会（海外技術者研修協会東京研修センター），2008年10月
- ・ 野山広「多文化社会の構築と共生・共活，連携・協働の可能性－地域・文化・情報・人をつなぐ地域国際化協会の役割－」平成20年東北・北海道地域国際化協会連絡協議会研修会（秋田県国際交流協会企画），2008年10月
- ・ 野山広「日本語を母語としない児童生徒への地域におけるネットワークについて」文部科学省委託事業：第3回芦屋市立学校日本語担当教員等資質向上研修会（JSL研修会），2008年11月
- ・ 野山広「地域日本語教育・学習支援と共生社会の構築～その醍醐味と可能性について」ひろしま国際センター主催日本語ボランティア講習会，2009年2月
- ・ 野山広「外国にルーツをもつ子どもの現状からみえてくること」新宿区多文化共生プラザ主催ボランティア研修会，2009年3月
- ・ 野山広「外国にルーツをもつ子どもの現状からみえてくること」大阪府教育委員会平成20年度日本語指導担当教員研修，2008年7月
- ・ 桶谷仁美「エンパワリング・チルドレン～バイリンガル教育から見た日本語支援・母語支援」大阪府教育委員会平成20年度日本語指導担当教員研修，2008年7月
- ・ 嶋田和子「OPIの概要」ワークショップ，「OPIテストのデモンストレーション」大阪府教育委員会平成20年度日本語指導担当教員研修，2008年7月
- ・ 野山広「地域日本語教育の可能性について考える－協働実践の現場からみえてきたこと－」文化庁平成20年度都道府県・政令指定都市等日本語教育事務担当者会議，2009年2月

3 情報発信

〔中期目標〕

- 3 調査研究成果の公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

（１）調査研究成果の公表及び普及広報事業

〔中期目標〕

- （１）国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究成果については，次の方法により積極的に情報を発信すること。

〔中期計画〕

- （１）調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔年度計画〕

- （１）調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔中期目標〕

- ① 学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。

〔中期計画〕

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ、また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容を充実させるなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

〔年度計画〕

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（2種「日本語科学」、「日本語教育論集」）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるようにする。

8. 調査研究成果の公表

【事業概要】

学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、また、研究発表会を年1回開催し、その内容の充実を図るとともに、査読付き論文誌2種、『日本語科学』、『日本語教育論集』を刊行するなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

（1）公開研究発表会

公開研究発表会は、国語研究所の研究・事業の成果を、主として研究者、教育関係者、大学院生など、それぞれの分野の専門家をはじめとした各層を対象として公開し、発表・質疑・討論・研究室公開などを通じて、評価や批判を受ける機会とするものであり、そこで行われた議論や得られた評価・批判を、その後の研究・事業の実施や企画に生かすことを目的としている。国語研究所では「ことば」フォーラムも開催しているが、「ことば」フォーラムが、専門家ではなく広く一般市民を対象として、啓発的な姿勢を持ちながら講演や公開討論を行うことに主眼を置くものであるのに対して、研究発表会は主として所内

プロジェクトによる研究課題について、より専門的な成果を世に問う場として開くものである。

（２）日本語科学

『日本語科学』は、国語研究所における調査研究、並びにそれらと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することを通じて、広範な日本語研究の発展に寄与することを目的とする。

国語研究所は日本語及び日本語教育に関する我が国のみならず世界唯一の研究機関であり、世界の日本語研究センターとして国の内外の日本語研究の発展に寄与することは、その社会的使命の１つである。『日本語科学』を、良質で高度な研究成果を厳密な査読制度に基づいて収録した専門学術誌として編集・刊行することは、そうした社会的使命を果たすための重要な事業である。

国語研究所が行う現代日本語や国民の言語生活についての科学的な調査研究、日本語教育の内容や方法に関する科学的・実践的な調査研究・事業は、他の大学や学会で組織的にこれらを専門に行うところのない独自の領域を形成している。こうした領域に関する研究論文等を収録する専門学術誌は、その領域を維持し拡大する上で大きな学術的有用性を持つ。

前述のような独自の領域における学術論文を公表する場として、本誌は国語研究所員だけに開かれているものではなく、所外の研究者や教育関係者に広く開放されており、社会全体としてみると必ずしも多くはない人文・語学系の専門学術誌の貴重な１つとして社会的有用性を堅持している。この点は、大学等のいわゆる紀要類はもとより、世の学会機関誌がほとんどの場合、論文投稿・掲載の機会を、所属する教員や大学院生、あるいは学会会員にのみ開いているのと対照的である。

（３）日本語教育論集

『日本語教育論集』は、日本語教育及び日本語教師教育の内容・方法に関わる研究、その中でも特に、教育実践に基づいた研究、新たな視点に立つ研究、将来の展開が期待される研究などの成果を積極的に収録・公表することにより、日本語教育の発展に寄与することを目的とする。

本誌を発行することにより、日本語教育の実践研究や記述法が現場教師から研究者に至る幅広い層の間で確立し、「教師による教育実践研究」が日本語教育における研究領域の一分野として成立していくことが期待できる。これは、日本語教育学会の機関誌をはじめとし、大学の紀要や関連する雑誌においては期待しにくい独自の学術的な貢献である。

日本語教育の実践に基づいた研究（実践研究、教室研究）は、日本語教育の発展のために必要不可欠のものである。しかしながら、実践研究の方法論及び記述法は他の研究分野に比べ、未成熟でもあり、従来の学術研究論文の枠組みになじまない部分も多いため、発表の場が非常に限られている。

こうした状況に対して、本誌を日本語教育における実践研究のための専門的学術雑誌として発行することにより、教師間で広く経験や成果を共有したり相互交流させたりする媒体を確保し、教師自身による実践研究の促進、教師の資質能力の向上、教育の改善の基盤

を固めることが期待できる。

(1) 公開研究発表会

〔事業費〕運営費交付金：232千円（物件費232千円）

(2) 日本語科学

〔事業費〕運営費交付金：1,969千円（物件費1,969千円）

(3) 日本語教育論集

〔事業費〕運営費交付金：955千円

（人件費1千円，旅費176千円，物件費431千円，刊行費347円）

【担当組織】

(1) 公開研究発表会

責任者：横山詔一

担当者：小椋秀樹，齋藤達哉，高田智和，塚田実知代，高山和男

(2) 日本語科学

第23号

責任者：熊谷智子

担当者：朝日祥之，井上文子，植木正裕，小木曾智信，丸山岳彦，鈴木美保子

第24号

責任者：大西拓一郎

担当者：植木正裕，小磯花絵，小木曾智信，高田智和，森篤嗣，鈴木美保子

(3) 日本語教育論集

責任者：金田智子

担当者：井上優，宇佐美洋，野山広

研究補佐員：二瓶知子

所外委員：阿久津智（拓殖大学），阿部洋子（国際交流基金日本語国際センター），
河野俊之（横浜国立大学），文野峯子（人間環境大学）

【実施状況】

(1) 公開研究発表会

以下の内容で，公開研究発表会を実施した。

タイトル：『言語生活の研究法：方言と文字』

日時：平成20年12月19日（金）13:30～16:00

場所：国語研究所講堂

国語研究所は平成20年12月で創立60周年を迎えた。創立当初から一貫して「言語生活」が国語研究所の中心的課題の1つであったことに鑑み，「言語生活の研究法」というテー

マで実施した。趣旨説明の後に、2件の研究発表が行われた。

- ・趣旨説明

- 横山 詔一： なぜ「研究法」なのか

- ・口頭発表

- 高田 智和： 文字の研究法-漢字字体研究の対象と方法-

- 三井はるみ： 方言の研究法-体系と多様性をめぐって-

- ・参加者数：75人

(2) 日本語科学

平成20年度は、『日本語科学』第23号（平成20年4月）と第24号（同10月）を編集・刊行した。各号の内容は以下のとおりである。

① 第23号（139ページ）：

寄稿論文1編，研究論文2編，調査報告1編，研究ノート1編，研究所報告2編，その他

[寄稿論文]

- ・「世界の言語地図作成・活用状況に見る言語地理学の現状と課題」 福嶋秩子

[研究論文]

- ・「談話中に現れる間投詞アノ（一）・ソノ（一）の使い分けについて」 堤良一

- ・「方言意識の日韓対照—役割語翻訳の観点から—」 鄭惠先

[調査報告]

- ・「コーパス検索ツールSketch Engine の日本語版とその利用方法」 スルダノヴィッチ

- ・エリャヴェッツ・イレーナ，仁科喜久子

[研究ノート]

- ・「中国語を第一言語とする日本語学習者の同形語の認知処理—同形類義語と同形異義語を対象に—」 小森和子，玉岡賀津雄，近藤安月子

[研究所報告]

- ・「行政用文字の調査研究 —汎用電子情報交換環境整備プログラム—」 高田智和，井手順子，虎岩千賀子

- ・「「福祉言語学」事始」 相澤正夫

[世界の言語研究所23]

- ・「フィンランド国内諸言語研究所」 庄司博史

② 第24号（143ページ）：

研究論文3編，調査報告1編，その他

[研究論文]

- ・「行為指示談話における直接形式の使用—自治体活動での一事例—」 牧野由紀子

- ・「「まじめ」の原型意味論—大学生質問紙調査に見られる規範意識—」 山中信彦，安田美幸

- ・「総合雑誌に見る名詞「状態」の用法―約100年を隔てた2誌を比較して―」新屋映子

[調査報告]

- ・「英語母語幼児の日本語におけるテンス・アスペクトの習得―タ形・テイ形の習得状況からみたアスペクト仮説の傾向―」橋本ゆかり

[小特集「国立国語研究所の60年」]

- ・「概観 及び 社会言語学的調査研究」杉戸清樹
- ・「方言研究」佐藤亮一
- ・「語彙・計量研究」石井正彦
- ・「国語教育・政策」甲斐睦朗
- ・「日本語教育」西原鈴子

(3) 日本語教育論集

『日本語教育論集』第25号を刊行した。今号は、特集として「日本語教育における実践研究」を取り上げ、実践研究に関する専門家、実践研究の実践者等による座談会の記録「日本語教育に求められる実践研究とは何か」、過去の査読コメントから得られた知見をもとに執筆された「提言：実践の公表に向けて」（執筆者：阿部洋子、文野峯子）を掲載した。査読を経て第25号に掲載された論文は以下のとおり。

[研究論文]

- ・「日本語教育における『実践研究』論文の質的变化―学会誌『日本語教育』をてがかりに―」市嶋典子
- ・「実習体験で教師イメージがどのように変わるか―PAC分析による非母語話者実習生の事例研究―」張瑜珊、穆紅、野々口ちとせ
- ・「文章の難易度とパラフレーズとの関係―中国人・韓国人日本語学習者と日本語母語話者の比較―」鎌田美千子、仁科喜久子

また、平成20年度の査読協力者は13人（うち外部9人）である。

(4) 学術誌への掲載や学会等での発表

平成20年度成果公表の実績

A 所刊行物の件数 報告書による公表	35件
B 所員執筆・編集単行本等件数 単行本による公表	30件
C 学術雑誌・商業雑誌に掲載された論文等の数	78件
査読誌への掲載件数	28件
専門誌等からの依頼掲載件数	50件
D 論文集等掲載件数 論文による公表	20件
E 口頭・ポスター発表件数	136件
E 1 口頭・ポスター発表(予稿集あり)	97件
E 2 口頭・ポスター発表(予稿集なし)	39件
F その他(広報誌, ニュースレター, 新聞コラム等掲載件数)	74件

【内容の充実度】

（１）公開研究発表会

発表会参加者に対する満足度のアンケート結果は以下のとおりであった。

- ・参加者数：74人
- ・アンケート回収数：14部

今回は、アンケートの回収数が少なく、満足度の数値を計算するには問題があるが、以下には、単純に計算した値を示しておく。

- ・満足度調査結果
 - 有意義 10人（71.4%）
 - 分かりやすかった 10人（71.4%）
 - 新しい情報が得られた 12人（85.7%）

（２）日本語科学

年間約280ページという分量は、学会機関誌等の学術雑誌に比べても遜色のない分量である。

『日本語科学』に掲載される論文は、所内外の研究者による厳正な審査を経て掲載される。平成20年度の投稿状況は、投稿35（うち海外6）、採用6、不採用24、その他5である（その他は投稿規程に合致しないための不受理）。また、平成20年度の編集協力者（平成20年度投稿分の査読者）は43人（うち外部25人）である。

（３）日本語教育論集

第25号の掲載論文の公募に対しては、12本の投稿があった。編集委員を含む所内外の専門家による厳正な査読を経て、3本が採録となった。

前号同様、実践研究の意義を示すと同時に、実践研究論文の在り方について考える機会を提供することを目指し、掲載論文に関するコメントを記した。また、本誌が目指した実践研究及び教師教育研究の振興の重要性と課題を改めて確認するため、「日本語教育における実践研究」を今号の特集テーマとした。

法人移管を受けた最終号に当たり、第1号から第24号までに掲載された論文題目及び執筆者の一覧を収めた。

【公表手段・広報手段の適切性】

（１）公開研究発表会

多様な媒体を通じて広報を行った。主たる広報手段は、以下の3通りであった。

- ①電子的手段（電子メール、Webページ等）
- ②広報用紙媒体（ポスター、チラシ等）
- ③出版物での広告（新聞、雑誌、広報誌）

参加者へのアンケート（回収数14）で、「今回の公開研究発表会について、何から情報を得たか」という質問を行った（複数回答可）。その結果は以下のとおりであった。

今回は回収数が少なかったため、傾向についての分析は難しい。なお、昨年度はポスタ

ーと国語研究所ホームページが回答の多かった選択肢である。

・国語研究所からの案内状	2人
・国語研究所からのメール	1人
・ポスター	3人
・国語研究所のホームページ	5人
・日本語学のホームページ	1人
・新聞	0人
・雑誌	3人
・その他（国語研の窓，今朝のNHK）	2人

（２）日本語科学

『日本語科学』は、毎号1,100部を(株)国書刊行会から刊行し、そのうち300部を国語研究所が買い上げて、約260部を関係機関（海外を含む）に無償で配布し、成果の公表及び配布先との間での学術成果物の交流を実現している。これとともに、800部を同社から市販し、個人研究者等の需要に応えている。

刊行については、国語研究所ホームページへの案内情報の掲載、関係領域の専門雑誌への広告、印刷パンフレットによる広報などによって周知に努めている。

○ 休刊

法人移管を受けて、新研究所の目的や研究領域に対応した編集方針の変更等が考えられることから、平成21年4月刊行予定の第25号の発行をもって当面の間、休刊することとした。この決定に連動して、投稿論文の受付も平成20年11月1日以降休止した。以上の休刊と投稿受付休止について、ホームページと第24号で案内し、周知を図った。なお、既投稿論文の査読・審査は、平成20年度内に完了し、投稿受付休止までの投稿論文で査読審査を通過した論文は25号までにおいてすべて掲載される。

（３）日本語教育論集

第25号は、国内外の日本語教育関係機関及び関係者に対し、865部配布した。このうち、海外の日本語教育関係者への周知及び海外からの投稿を促進するため、海外94カ所の教育機関にも配布している。

なお、日本語教育論集は第25号をもって終了する（p.74（２）④を参照）。

〔中期目標〕

- ② 成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

〔中期計画〕

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会、施設公開等を実施する。

〔年度計画〕

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・「ことば」フォーラム、施設公開等を実施する。

9. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

【事業概要】

国語研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、第2期中期目標・中期計画期間の5年間を通じて、時宜にかなった重点テーマを設定し、また刊行物・広報資料の発行、インターネットによる普及広報、公開事業等の開催等、異なった特徴を持つ様々なメディアを複合的・総合的に活用し、普及広報事業を運営する。

具体的には、以下の内容を実施する。

（1）『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書（2種）

日本語に関する興味・関心を一般の人々に持ってもらうため、普及書の『新「ことば」シリーズ』を毎年1冊発行する。また、これとは別に、国語研究所の調査研究・

事業の成果を広く公表普及し、これを通じて日本語・言葉遣い・日本語教育等について興味・関心を持ってもらうため、一般を対象とした成果普及図書を1種作成する。

(2) ホームページ等のインターネットによる普及広報

国語研究所の各プロジェクトの研究成果の発信，刊行物や各種催し物の案内や報告等をホームページ等を活用し，普及広報する。

(3) 国語研究所概要等

国語研究所の研究・事業を紹介し，広範かつ適切な認知と理解を得るために，概要等を作成する。

(4) 「ことば」フォーラム，施設公開等

国語について国民の意識を高め，また国語研究所の調査及び研究の成果を公表するため，広く一般を対象にした公開事業として「ことば」フォーラム，施設公開等を実施する。

(5) 創立60周年を記念した広報

国語研究所創立60周年に当たり，次の刊行物を作成する。

- ① 『日本語科学』小特集「国立国語研究所の60年」
- ② 創立60周年記念英文概要：An Introduction to the National Institute for Japanese Language - A Sketch of Its Achievements- Fifth Edition

〔事業費〕運営費交付金：16,626千円

(人件費506千円，旅費交通費508千円，物件費15,612千円)

【担当組織】

普及広報部会

責任者：池田理恵子

担当者：大西拓一郎，井上優，横山詔一，田中牧郎，山本昌博

新「ことば」シリーズ編集小委員会

責任者：井上優

担当者：三井はるみ，柏野和佳子，小沼悦，鈴木美保子

執筆協力者：北原保雄（筑波大学名誉教授），山口仲美（明治大学），井田由美（日本テレビ），飯間浩明（早稲田大学），矢澤真人（筑波大学），塩田雄大（NHK放送文化研究所），丸山直子（東京女子大学），宮畑一範（大阪府立大学），茂木俊伸（鳴門教育大学），米川明彦（梅花女子大学），杉戸清樹，ほか所員13名

「ことばフォーラム・病院の言葉」小委員会

責 任 者：田中牧郎

担 当 者：吉岡泰夫，塚田実知代，鈴木美保子

所内協力者：金愛蘭（特別奨励研究員），桐生りか（研究補佐員）

「ことばフォーラム・岡崎調査」小委員会

責 任 者：横山詔一

担 当 者：井上文子，齋藤達哉，森篤嗣，米田純子，塚田実知代，鈴木美保子

普及広報担当グループ※

責 任 者：池田理恵子

担 当 者：塚田実知代，高山和男，鈴木美保子

協 力 者：榎本誠（国語研究所ネットワークヘルプ担当）

※「概要等の作成」「インターネットによる普及広報」「施設公開」をはじめとする各種普及広報事業を担当。

創立60周年記念英文概要作成小委員会

責 任 者：熊谷康雄

担 当 者：金田智子，熊谷智子，新野直哉

【実施状況】

刊行物・広報資料の発行，インターネットによる普及広報，公開事業等の開催等，異なった特徴を持つメディア相互の連携をとり，より効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，これらを複合的・総合的に活用し，以下のことを行った。なお，メディア相互の連携体制をより円滑に行うことのできるよう，普及広報部会，関連の各小委員会，普及広報担当グループをはじめとする連携体制の下，相互連絡，企画実施を行った。

（１）『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書（２種）

① 『新「ことば」シリーズ』の刊行

平成20年度は『新「ことば」シリーズ22 辞書を知る』（A 5判128ページ，定価500円（税込み），株式会社ぎょうせい）を平成21年3月31日に刊行した。

本号の構成は以下のとおりである。

- ・巻頭エッセイ「アナウンサーと辞書」（井田由美）
- ・第1部 座談会「いまどきの日本語・いまどきの辞書」（北原保雄，山口仲美，杉戸清樹）
- ・第2部 解説「1 辞書は何のためにある」（井上優），「2 辞書の記述の舞台裏」（飯間浩明），「3 バリアフリーの国語辞典」（矢澤真人）
- ・第3部 「辞書のいろいろ」（国語辞典，発音の辞書，方言の辞書，手話の辞書など，23種の辞書を紹介）
- ・コラム：2編（所員2人）

② 成果普及図書の刊行

次の普及書を編集し刊行した。具体的な内容等については、該当する事業項目の箇所を参照されたい。

- ・国立国語研究所「病院の言葉」委員会編著『病院の言葉を分かりやすく－工夫の提案－』（勁草書房、平成21年3月刊、定価2,000円（税別）、A5判並製、260ページ）

「病院の言葉」委員会による活動の成果を、医療界や社会で広く活用してもらえよう、委員会の最終報告と同時に市販の普及書を編集し刊行した。全国の医療機関、医療系の学校などに広報し、本書が普及するよう努めた。刊行後直ちに再版となり、第1刷部数3,500部（うち国語研究所買取分400部）、第2刷部数3,500部であった。（p.41 事業項目3を参照）

- ・『日本語ブックレット』2007（電子版）を作成した。（p.102（2）③を参照）

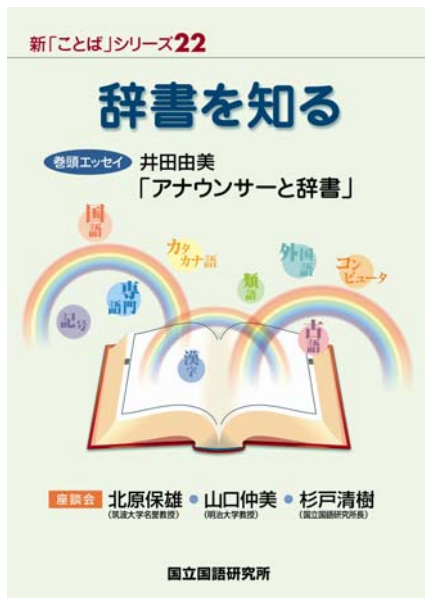
また、上記のほか、一般読者や学校教育・日本語教育関係者の利用を念頭に置いた成果普及図書として以下の準備を進めた。これらは、日本語教育事業の見直し及び法人移管を受けて計画を修正した。

- ・『コンピュータ利用日本語教育の課題と実践』（p.74（2）④を参照）

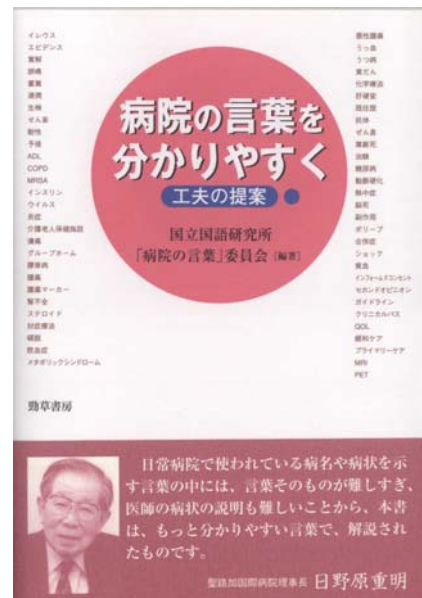
大学機関や学会や出版社から同種の文献が刊行されたこと、多くは購買後のサポートが必要な内容構成のものであることから発刊を保留し、内容の再編、電子版等の他の形態での公表等を検討している。

- ・『日本語教育ブックレット』10（p.74（2）④を参照）

これまで刊行したものとの合本の発行を検討しており、最終号となる10号は、刊行の準備を整えるにとどめた。



『新「ことば」シリーズ22 辞書を知る』



『病院の言葉を分かりやすく－工夫の提案－』

(2) ホームページ等のインターネットによる普及広報

普及広報グループでは、ネットワーク委員会情報セキュリティ管理部会と連携を図りつつ、ホームページ内容の運用整備を継続して行った。なお、平成19年度からは、所内協力者による体制強化により、運用整備について迅速かつ適切な対応が図られている。

アクセス件数（ページビュー）に関しては、以下のように推移している。

平成10年度	115,680件
平成11年度	250,086件
平成12年度	434,405件
平成13年度	1,498,758件
平成14年度	3,818,474件
平成15年度	6,086,098件
平成16年度	5,232,532件
平成17年度	5,433,785件
平成18年度	11,057,543件
平成19年度	5,945,000件
平成20年度	8,093,137件

※ 平成15年度、18年度が突出しているのは、平成15年度には、外来語言い換え提案の本発表が2回行われ、また、平成18年3月には、最後になる本発表が行われたことが影響し、アクセス件数が多くなっているものである。基調としては、順調に推移している。

(3) 国語研究所概要等

① 「国語研究所概要」の作成

平成20年度版概要（和文、A4判24ページ、4,000部）を作成し、文部科学省所管の機関・独立行政法人、国立大学人文系研究所、人文系大学共同利用機関等に送付したほか、国語研究所主催の各種行事の参加者に対しても積極的に配布した。

② 「国語研究所英文概要」の増刷

第2期中期計画の内容を反映した英文概要（A4判14ページ、1,000部）を増し刷りし、国語研究所の実施事業に関する理解促進を進めるべく、海外からの来訪者等に配布するとともに、海外諸機関や国際学会への出張時に持参し、活用した。

③ 広報紙「国語研の窓」の作成

広報紙「国語研の窓」を年4回発行（各号5,000部）した（35号（4月）、36号（7月）、37号（10月）、38号（1月））。各号はいずれもA4判8ページで、基本構成は以下のとおりである。

- p. 1 表紙写真、「暮らしに生きることば」（言葉に関するエッセイ）
- pp. 2～3 「研究室から」（国語研究所の研究事業の紹介・解説）
- pp. 4～5 「解説」「刊行物紹介」「ことば」フォーラムの報告」ほか
- pp. 6～7 「文字さんぽ」（文字に関するコラム）「新刊」ほか
- p. 8 「ことば」フォーラムの案内」ほか

(4)「ことば」フォーラム, 施設公開等

① ことばフォーラムの実施

国語研究所が行っている調査研究事業の中から「愛知県岡崎市における敬語と敬語意識の経年調査」及び『病院の言葉』を分かりやすくする提案」に関連した内容の「ことば」フォーラムを企画立案し、以下のとおり2回開催した（前年度までに通算33回開催）。

第34回

日 時：平成20年10月17日（金）

場 所：岡崎市民会館・集会室（愛知県岡崎市）

後 援：岡崎市・岡崎市教育委員会・NHK名古屋放送局・中日新聞社・東海愛知新聞社

テーマ：「敬語と方言一ふるさとのことばー」

講 演：「方言の中の敬語」 杉戸清樹（国語研究所長）

トークショー：「敬語と方言について」

(1) 梅津正樹氏（NHKアナウンサー）

(2) 阿南 愛氏（ヤフー株式会社）

(3) 井上文子（国語研究所）

参加者：103人

第35回

日 時：平成21年3月7日（土）

場 所：国語研究所講堂（立川市）

後 援：東京都医師会・東京都薬剤師会・東京都看護協会

テーマ：「病院の言葉を分かりやすく」

講 演：「病院の言葉を分かりやすくする提案」 田中牧郎（国語研究所員）

「診察室のやさしい言葉」 矢吹清人（宇都宮市・矢吹クリニック院長）

「患者を支える医師の言葉」 三浦純一（福島県・公立岩瀬病院医局長）

「患者の視点からのコメント」 和田ちひろ（患者支援団体・いいなステーション代表）

参加者：186人



第35回「ことば」フォーラム

② 施設の公開等

国語研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として、施設の一般公開を行っている。中学校、高等学校、大学等の教育機関、生涯教育機関等の団体、個人で訪れた一般市民に施設公開を行った。国語研究所への見学案内実績は、計4団体55人と個人52人の計107人であった。

施設の公開等（見学案内内訳）

・公的な依頼のあったもの：計4件	55人
NHK文化センター	20人
茅ヶ崎市立赤羽根中学校	5人
全国高等学校国語教育研究連合会	23人
船橋市立葛飾中学校	7人
・その他（建物見学等）	52人

（５）創立60周年を記念した広報

① 『日本語科学』小特集「国立国語研究所の60年」

『日本語科学24号（2008年10月）』に国語研究所の創立60周年を記念した小特集を組んだ。小特集は、国語研究所のOBを中心とする5人の執筆者による次の内容構成とした。

1. 概観及び社会言語学的調査研究（杉戸清樹）
2. 方言研究（佐藤亮一）
3. 語彙・計量研究（石井正彦）
4. 国語教育・政策（甲斐睦朗）
5. 日本語教育（西原鈴子）

② 創立60周年記念英文概要：An Introduction to the National Institute for Japanese Language - A Sketch of Its Achievements- Fifth Edition

10年ごとに創立を記念して増補改訂をしてきた An Introduction to the National Institute for Japanese Language - A Sketch of Its Achievements- Fifth Edition (370ページ) を編集、刊行した。

国語研究所創立（昭和23年）から平成20年7月までの、主として一般流通ルートで市販された報告書や資料集等について、分野別に分類し、それぞれについての概要等を英文で記載したものである。巻末に、刊行物の一覧と、日本語タイトル順の索引を附してある。また、PDF版も同時に作成し、ホームページ上に公開した。

（６）マスメディアを媒介とした普及広報活動の実施

テレビ・ラジオへの出演、新聞・雑誌等への寄稿、資料提供等、マスメディアを媒介とした普及広報活動も実施した。マスメディア等からの取材及び出演要請については、42件の依頼中34件に対応した。取材等に関しては、平成15年度より事務処理を総務課に一元化することにより、迅速な対応が図られている。

・マスメディア等の取材・出演内容

単発対応（34件）

新聞社 17件、出版社 2件、テレビ局 8件、ラジオ局 3件、企業 4件

連載対応（3件）

国の機関 2件、ラジオ局 1件

取材または出演先の例：朝日新聞社、読売新聞社、毎日新聞社、NHK

【内容の充実度】

（1）『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書（2種）

① 『新「ことば」シリーズ』の刊行

シリーズ22「辞書を知る」では、最も身近な「言葉の情報源」である辞書が生活の中でより有効に活用されるよう、「世の中でどのような辞書がどのような目的で作られているか」、そして「辞書の作り手・使い手が何をどのように考えて辞書を作ったり使ったりしているか」について解説を行った。

巻頭エッセイは、日本テレビの井田由美氏に、言葉のプロであるアナウンサーと辞書とのかかわりについて、具体例を挙げて紹介していただいた。

第1部の座談会は、日本語研究者であり、辞書編集にも豊富な経験をお持ちの北原保雄氏、山口仲美氏に御参加いただき、それぞれの辞書に対するお考えを伺った。辞書は「言葉を映し出す鏡」であるが、その映し出し方には様々な可能性があることがよく分かる座談会となった。

第2部の解説は3編の解説からなる。解説1（井上優）では、シリーズ22の内容を紹介しながら、辞書の役割について解説した。解説2（飯間浩明）では、「辞書の作り手が何を重視して項目執筆をしているか」という一端を具体例とともに紹介した。解説3（矢澤真人）では、「使い手にとって真に使いやすい辞書とはどのような辞書か」ということを解説した。全体を通じて、辞書は使い手のためのものであること、また、辞書編集には作り手と使い手のコミュニケーションが最も重要であることが強調されている。

第3部「辞書のいろいろ」では、世の中でどのような辞書がどのような目的で作られ、それぞれどのような役割を果たしているかを、図版付きで分かりやすく紹介した。紹介したのは以下の23種の辞書である。「国語辞典」「時代別の国語辞典」「方言の辞書」「発音の辞書」「漢字の辞書」「書体の辞書」「表記の辞書」「品詞別の辞書」「専門語の辞書」「放送用語・メディア用語の辞書」「外来語・カタカナ語の辞書」「新語・流行語の辞書」「集団語の辞書」「教育基本語彙」「シソーラス・類語辞典」「表現のための辞書」「学習国語辞典」「外国語を学ぶための辞書」「日本語を学ぶための辞書」「手話の辞書」「記号の辞書」「インターネットの辞書」「コンピュータの辞書」

付録として、第3部で紹介した辞書の書誌情報を掲載し、読者に対する便宜を図った。

② 成果普及図書の刊行

『病院の言葉を分かりやすく－工夫の提案－』は、「病院の言葉を分かりやすくする提案」（最終報告書）の内容を収録し、一語当たり見開きで2～4頁とするなど見やすくし、報告書にはないイラストやコラムを含め、医療者が使いやすく読みやすい本とし

て編集した。

『日本語ブックレット』2007（電子版）は、一般の読者を対象として、日本語に関する最新の動向や資料を分かりやすい形で提供するものである。

（２）ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信，刊行物や各種催し物の案内や報告等，国語研究所の研究成果の公開に対応し，運用整備を行った。特に，「病院の言葉」Webサイトの構築・更新や「日本語情報資料館」Webサイトの一新に際して，国語研究所ホームページ（メインサイト）との内容の連携・調整を緊密に行うなど，ホームページ内容の拡充を推進し，円滑な運用を図った。また，Web検索に供しているデータベースの一部については，検索システムの改修・最適化を行い，より効率的な検索が行えるようにした。

（３）国語研究所概要等

① 「国語研究所概要」（和文）の作成

第２期中期目標・中期計画期間中の各プロジェクトの計画について，関連プロジェクトの実績・成果を踏まえて改訂を行い，担当グループ間の関連・連携が分かるよう，紙面構成や説明の記述に工夫を加えた。また，写真や図表を効果的に利用することにより，調査研究事業の内容を分かりやすく伝えるよう工夫した。

② 広報紙「国語研の窓」の作成

国語研究所の活動の諸側面を，所外に広く分かりやすく知らせるよう，以下のように工夫している。

- ・原稿の執筆は所員に依頼している。その際，広く国民一般に理解してもらえるような文体用語表記等の工夫を念頭に置くように要請している。
- ・催事案内だけでなく，「ことば」フォーラムや公開研究発表会等の開催後には，内容や当日の様子をまとめた記事を写真とともに掲載するなど，参加していない人にも概要を知らせる工夫をした。
- ・紙面デザインについても，印刷所との連絡・協力体制の充実を図り，より効果的な読みやすい紙面構成を工夫した。

（４）「ことば」フォーラム，施設公開等

① 「ことば」フォーラムの開催

国語研究所は昭和28年と昭和47年に愛知県岡崎市で敬語と敬語意識の調査を実施した。3回目の調査を実施するに当たり，NHK名古屋放送局や岡崎市役所の協力を得て開催したのが第34回「方言と敬語」（岡崎フォーラム）である。方言や言葉に関する身近な話題をテーマに，最先端のインターネット技術を駆使した方言地図の表示方法など，聴衆の多様な関心・興味に応えられるように配慮して内容を工夫した。

第35回は，「病院の言葉」委員会による「病院の言葉」を分かりやすくする提案の概要を解説した後，医療現場の医師や患者の立場からの具体的な内容の講演を行った。また，質問を積極的に取り入れて全体討議をするなど，参加者との一体化を図った。

参加者による満足度評定は、2回全体の平均で86.5%（延べ肯定的評価数83／延べ回答数96）であり、高い充実度を得ることができたと言える。

② 施設の公開等

展示室には、説明用パネル、刊行物などを展示するとともに、ノートパソコンを設置し、国語研究所の研究事業に関連するホームページを閲覧できるようにし、随時見学ができるよう受入体制を整備している。また、第35回フォーラム（会場：国語研究所）の際は、開催に併せて展示内容を入れ替え、展示室への案内表示を行うなど工夫した。

（５）創立60周年を記念した広報

① 『日本語科学』小特集「国立国語研究所の60年」

国語研究所の創立以来の研究事業の概観及び国語研究所の調査研究の成果がまとめられている。研究分野については、社会言語学的調査研究、方言研究、語彙・計量研究、国語教育・政策、日本語教育の各分野が扱われており、国語研究所の調査研究の成果、特徴が現れており創立以来の研究の展望がなされている。

② 創立60周年記念英文概要

創立以来の主として一般流通ルートで市販された、研究報告158件、資料集その他106件、合計264件の書誌、概要等を掲載している。書誌は日本語と英語の両者を示し、概要等は英文のみである。分野別に収録すると同時に、報告書、資料集等の系列ごとの発行順のリスト、並びに刊行物の日本語タイトル順のインデックスを付して、利用の便を図っている。また、PDF版を印刷物と同時に作成し、インターネット上に公開している。

【公表手段・広報手段の適切性】

第2期中期目標期間の開始に伴い、公開研究発表会、「ことば」フォーラム、新「ことば」シリーズ、「国語研の窓」などの開催・編集にかかわる小委員会・担当グループが置かれ、それらの調整機関として各小委員会・担当グループの責任者からなる普及広報部会を設け、普及広報の基本計画を策定し、普及広報に関する重要事項を検討する場として、統一性を持った普及広報活動を遂行できる体制を整備した。この体制の下で直接対面、活字・映像、通信、マスメディアの4つの媒介手段を適宜活用するとともに、地域の自治体や諸団体への働きかけを行うなど積極的な普及広報活動を展開した。

- ・直接対面型：国語研究所への見学案内、施設の公開、「ことば」フォーラムの開催
 - ・活字・映像利用型：「国語研究所概要」の配布、普及書「新『ことば』シリーズ」の配布
・販売、広報紙「国語研の窓」の配布、「ことばビデオ」シリーズの配布・販売
 - ・通信型：ホームページの拡充
 - ・マスメディア媒介型：テレビ・ラジオへの出演、新聞・雑誌等への寄稿、資料提供等
- 以下、個々の活動について、やや具体的に示す。

（１）『新「ことば」シリーズ』の刊行

- ① 『新「ことば」シリーズ』は、20号より株式会社ぎょうせいから出版し、販路の充実を

図った。

こうした市販品のほか、各地の教育委員会を通じて全国の公立の学校に約58,000冊を無償配布している。20号以降は日本病院会加盟の病院にも無償配布しており（約2,700冊）、病院関係者及び来院する方々に読んでもらうことを試みている。

広報手段としては、既刊号の内容を国語研究所のホームページで紹介し、広く国民に知ってもらうよう努めた。また、株式会社ぎょうせい作成のチラシ、『国語研の窓』、『文化庁月報』により紹介した。

- ② 『病院の言葉を分かりやすく一工夫の提案』は、3月に第1刷3,500部を発行したが、直ちに完売し、同月に第2刷3,500部を発行した。全国の医療機関や医療教育期間にチラシを配付したり、国語研究所ホームページや講演会などでも紹介したりするなどして、普及に努めた。

（２）ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信、刊行物や各種催し物の案内や報告等、国語研究所の研究成果の公開に対応し、運用整備を行い、情報の充実を図った。

（３）「国語研の窓」の作成

主に以下の方法で配布するとともに、国語研究所を紹介するパンフレットとして広く活用している。

- ・「ことば」フォーラム、公開研究発表会などの場で参加者に配布した。
- ・全国の教育委員会、関係機関、新聞社、テレビ局、大学、日本語学校等、及び近隣の学校・役所・公民館・図書館等に送付した。

また、バックナンバー全号についてHTML版の公開を完了し、「国語研の窓」の記事ページと、ほかのページとの双方向の情報提供・閲覧ができるようにした。

（４）「ことば」フォーラムの開催

① 新聞、タウン誌への掲載

毎回の開催案内が有力紙で紹介された。第34回は、中日新聞や東海愛知新聞に掲載され、第35回は毎日新聞に掲載された。

② テレビ・ラジオでの放送

第34回については、地元のケーブルテレビ「ミクスネットワーク」で案内と開催報告があった。

③ 地方自治体との連携・協力

第34回は開催地の自治体（岡崎市）が発行する広報紙等に掲載案内が掲載された。第35回は立川市の民間メディア「えくてびあん&多摩てばこネット」に掲載案内が掲載された。

④ 月刊誌への掲載

月刊雑誌の『日本語学』（明治書院）、『月刊言語』（大修館書店）、『月刊日本語』（アルク）に毎回の開催案内が掲載されたほか、第35回は医療関係の雑誌『看護管理』『月刊ケアマネジメント』などに掲載された。

⑤ 学会や研究会のメーリングリストによる案内送付

毎回、社会言語科学会、言語処理学会、Linguistics、「メディアとことば」研究会のメーリングリストにより開催案内を送付した。

⑥ 学会・国語研究所・出版社のホームページでの掲載

毎回、国語研究所、日本語学会、大修館書店、ぎょうせい、新文化通信社、スリーエーネットワークのホームページに開催案内を掲載した。また第35回は雑誌社など7社からの取材を受け、医療関係のサイトに開催内容が掲載された。

⑦ チラシとポスターによる公共機関での掲示

チラシとポスターにより、各公共機関、大学の関係学部・高校などの教育機関、開催地域の駅構内など（岡崎市内各所、モノレール立川北駅）に配布・掲示した。特に第35回は医療関係機関（病院・看護学校）などに広く広報した。

⑧ 国語研究所ホームページでの配布資料と当日記録の掲載

19年度から、国語研究所ホームページの「ことば」フォーラムのページで、「配布資料」と「当日記録」を掲載することとなり、前年度（第30～33回分を掲載済み）に続き、第29回までのバックナンバーの掲載準備を完了した。

（５）創立60周年を記念した広報

① 『日本語科学』小特集「国立国語研究所の60年」

日本語研究の学術誌である『日本語科学』に掲載し、学術研究の流通ルートに乗せ、国語研究所の研究成果の普及を図った。また、同時に、小特集の抜き刷りを作成し、創立記念として、次の創立60周年記念英文概要と共に関係者に配布（218件）した。

② 創立60周年記念英文概要

創立60周年記念英文概要を1,000部印刷、作成し、国内外の日本語研究関係機関等に配布すると同時に、PDF版をホームページによりインターネット公開した。

配布先は、国内外の主要な図書館や専門研究機関の図書室等、レファレンスとして調査研究に活用されることが期待できるところを対象として、選んだ。海外については、各国の中央図書館（35カ国、37カ所）、日本語・言語研究機関（14カ国、37カ所）、大学図書館等（23カ国、74カ所）、招へい研究員所属機関（9カ国、11カ所）、国際交流基金日本文化センター等（17カ国、18カ所）、合計177カ所である。また、国内は、国立国会図書館、各都道府県中央図書館59カ所、大学図書館160カ所、日本語・言語研究機関17カ所、国際交流基金図書館等3カ所の合計240カ所である。国内外で合計417機関に送付した。

また、印刷のほか、同じ内容のPDF版も同時に作成し、国語研究所のホームページに公開した。このことにより、より多くの利用者のもとに届くと同時に、電子版（PDF）であることによる本文検索等の利便性も提供できるようになる。さらに、日本語情報資料館で電子化報告書の作成公開を進めており、報告書本文のインターネット提供と連携することにより、国内外の研究者等への研究成果の提供に役立つことが期待される。

〔中期計画〕

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

〔年度計画〕

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施するとともに、質問応答内容の記録、蓄積を行い、ホームページ上にFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載する。

また、電話質問等への対応の実施体制について検討する。

10. 電話質問への対応

【事業概要】

国民から電話・ファクシミリ・書簡・来訪などで寄せられる「ことば（国語・日本語・言語）」に関する質問への対応を実施する。また、専門研究機関としてふさわしい回答を用意し、原則として電話による直接対話の対応を行うとともに、質問応答内容の記録、蓄積、活用を行う。

〔事業費〕運営費交付金：4,587千円（人件費4,365千円、物件費222千円）

【担当組織】

責任者：山田貞雄

研究補佐員：和田 潔

事務補佐員：宮崎ユカ

【対応状況】

（1）質問対応・記録・蓄積

平成20年度は1,562件の質問に回答し、内容記録を作成、蓄積した。また、質問や応答について、内容や質問者属性などによって分類整理し、平成20年度回答内容・質問者属性類別資料の作成、回答のための参考資料データベースの拡充整備などを行った。

（2）よくある質問への回答の作成

平成19年度の質問記録の頻度統計を調査検討の上、50問の質問を選別し、その中から既に公表している公開資料も利用しつつ、よくある質問の問答30余を作成した。

（3）その他

報道関連の取材等14件に対応した。また、平成20年度の質問内容から、「国語研の窓」第36・37・38号の「ことばQ&A」に問答を紹介・掲載、平成20年度までの質問回答の状況を「国語研の窓」第39号掲載予定の原稿として作成した。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

〔中期目標〕

- (2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

〔中期計画〕

- (2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化
国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

〔年度計画〕

- (2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化
国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報データの収集・作成

〔中期計画〕

- ① 情報・データの収集・作成
情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

〔年度計画〕

- ① 情報・データの収集・作成
情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。
このため、次のことを行う。
- ・日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理、目録整備を行う。
 - ・国語に関する研究文献情報等を収集・整理し、『国語年鑑2008年版』を編集、刊行する。
 - ・日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、『日本語教育年鑑2008年版』を編集、刊行する。

- ・国民の言語生活に関し、新聞記事からの情報収集、並びに記事目録データベースの追加更新、公開を継続する。
- ・国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2007』を編集し、Webでの公開を行う。
- ・資料整備計画に基づき、蓄積資料の整理、目録の作成を進める。
- ・電子化研究資料、データベースなどの整備を推進し、電子化報告書、電子化資料などのインターネット、CD-ROM等による公開を行う。

1 1. 情報・データの収集・作成

【事業概要】

日本語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行う。また、情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施するとともに、国語研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

日本語や日本語教育に関する研究文献、資料やその目録・データ等は、日本語や日本語教育に関する研究の基盤的情報である。日本語や日本語教育に関する研究機関として、一般には入手しにくい文献・資料も含め、広く深く収集、整理、蓄積し、これを広く社会に向けて公開、提供することは、日本語・日本語教育の研究基盤として、また、日本語・日本語教育の研究や社会の動向を把握するための基礎として、学術的にも、社会的にも有用で意義がある。

また、国語研究所には、創立以来の日本語に関するオリジナルの研究成果や調査研究資料が多く蓄積されている。これらは日本語に関する重要な基礎的な資料であり、これらを後世に確実に伝えていくとともに、基礎的な研究資料として公開と利用を進めていくため、蓄積した調査研究資料の整理と情報整備並びに研究資料の電子化による蓄積と公開を推進することは、学術的にも社会的にも意義の深いものである。日本語に関する基礎的な資料を電子化し、ネットワークやCD-ROM等、一般にも利用しやすい形で情報・資料を提供することは、調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず、研究成果の一般への普及に対する効果も期待される。

以上のような意義や効果を念頭に置き、情報・データの収集・作成として、以下のことを実施する。

(1) 図書館

日本語に関する専門図書館としての機能を十分に果たすため、日本語・日本語教育に関する研究文献・資料を広く収集・整理・蓄積する。また、図書館蔵書目録データベースを充実・整備するとともに、国内外の利用者の求めに応じて、国語研究所が所蔵する日本語・日本語教育に関する文献・資料を広く国内外に提供する。

〔事業費〕運営費交付金：48,568千円

(人件費12,718千円, 旅費交通費1千円, 物件費35,849千円)

(2) 文献情報

日本語に関する研究情報と言語生活情報の2つの観点から情報収集を行う。研究情報としては、日本語研究に関する刊行図書や専門雑誌掲載文献を対象に日本語に関するものを調査し、その情報をデータベース化する。言語生活情報に関しては、メディア上に現れた言語生活関連情報として新聞記事や総合雑誌・文芸誌・PR誌掲載の記事を収集することとし、その情報をデータベース化する。これらのデータに分析を加え、その動向を明らかにする。これらの成果は、『国語年鑑』、『日本語ブックレット』、データベース等の形で公開する。

〔事業費〕運営費交付金：14,096千円

(人件費10,420千円, 物件費3,676千円)

(3) 日本語教育年鑑

日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、教育、研究、施策等の日本語教育情報を提供する『日本語教育年鑑』を編集、刊行する。

〔事業費〕運営費交付金：1,233千円(人件費72千円, 物件費1,161千円)

(4) 資料整備

国語研究所が蓄積する日本語に関する情報・資料の継続的な整備を行う。具体的には、中央資料庫に蓄積した資料に関する整理と情報整備、目録作成、研究資料の電子化等を推進するとともに、国語研究所が蓄積する情報資料の組織的な蓄積、利用と情報発信のための日本語情報資料館システムを整備・運用し、資料の保存と活用を推進する。中央資料庫内の蓄積資料に関しては、本中期計画期間中に基礎的な整備を完了することを目指す。

〔事業費〕運営費交付金：17,204千円

(人件費2,132千円, 旅費411千円, 物件費14,661千円)

【担当組織】

統括責任者：熊谷康雄

(1) 図書館

責任者：熊谷康雄

担当者：井上文子, 綱川博子

事務補佐員：加藤論子, 加納恵子, 瀧澤秀一

(2) 文献情報

責任者：伊藤雅光

担当者：池田理恵子, 新野直哉

研究補佐員：五味由香, 中野真樹, 渡辺由貴

非常勤研究員：福島佐知

(3) 日本語教育年鑑

責 任 者：野山広

担 当 者：早田美智子

(4) 資料整備

責 任 者：井上文子

担 当 者：米田正人，森本祥子，磯部よし子，中山典子

所外協力者：真鍋一史（関西学院大学），水野義道（京都工芸繊維大学），半沢康（福島大学），ウォルフガング・ヤゴチンスキー（ドイツ，ケルン大学）

【実施状況・進捗状況】

(1) 図書館

① 日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理，目録整備

ア 平成20年度は，図書館蔵書目録データベース に，図書5,232冊（和図書4,561冊，洋図書671冊），雑誌213種（和雑誌203種，洋雑誌10種）・3,779冊（和雑誌3,190冊，洋雑誌589冊），視聴覚資料等582点のデータを追加し，運用管理を行っている。

イ 国語研究所のホームページ上で「図書館蔵書目録データベース」の公開を継続している。

平成21年3月31日現在の総所蔵数は，図書130,016冊（和図書105,247冊，洋図書24,769冊），雑誌5,395種（和雑誌4,862種，洋雑誌533種）・83,414冊（和雑誌72,800冊，洋雑誌10,614冊），視聴覚資料等6,248点である。

来館利用者には，図書館蔵書データベースを活用してもらうために，必要に応じて検索方法などのガイダンスを実施している。平成20年度の一般来館者は延べ1,102名である。内訳は，研究者87名，学生581名，連携大学院関係者137名，一般231名，見学84名となっている。

ウ 国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも，所蔵図書・所蔵雑誌の登録を継続して実施している。同研究所のホームページ上の総合目録データベースによっても，国語研究所の所蔵図書・所蔵雑誌の検索が可能である。

エ 平成20年度の図書館間相互文献複写サービスによる複写受付は，2,546件である。

平成19年度は，2,299件，平成18年度は，2,125件であり，利用件数は増加傾向にある。なお，国語研究所から外部機関への複写依頼は，平成20年度は，147件である。

オ 平成20年6月10日～平成20年7月9日に全蔵書点検を実施した。点検対象としたのは，平成20年5月31日時点の所蔵データ212,582件である。

カ 寄贈資料として，中村通夫氏の蔵書を受け入れた。段ボール箱38箱分を搬入し，燻蒸を実施した。平成21年3月31日現在の図書館蔵書目録データベースへの登録数は，図書798冊，雑誌53冊である。また，南不二男氏の抜刷資料について整備を進め，平成21年3月31日現在の図書館蔵書目録データベースへの登録数は，図書463冊，雑誌5冊である。

(2) 文献情報

① 国語に関する研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成

ア 日本語研究文献、日本語関連書籍の情報収集と整理、目録作成、動向分析に関し、平成20年度刊行のデータの収集・整理、動向分析を完了した。

イ 『国語年鑑2008年版』を編集・刊行した。収録した刊行図書文献は1,346件、雑誌文献は4,316件である（追補を含む）。動向（刊行図書の動向、雑誌文献の動向、総合雑誌記事の動向、新聞記事の動向）、文献目録（刊行図書、雑誌文献）、名簿（国語関係者名簿、各学会・関係団体一覧等）、著編者名索引、付録CD-ROM（文献の部）からなる。

ウ インターネット上に公開中の研究文献目録データベース（雑誌論文）について、『国語年鑑2005年版』に相当するデータ約3,000件の追加公開（更新後は、昭和29年～平成16年の合計約15万6千件を公開）を行った。

② 国民の言語生活に関し、新聞記事から情報収集し記事目録データベースを作成・公開

ア メディア上に現れた言語生活関連情報の収集と整理、目録作成、動向分析として、「ことばに関する新聞記事」の収集と目録作成について、平成20年度は、平成20年分の新聞記事データを新規収集・整理した。平成20年度追加公開分として、整備が済んだ平成19年分データ（4,326件）をWeb上で公開した（更新後は昭和24年～平成19年の約14万件が検索可能となった）。また、Web検索の利便性向上のため、検索システムを更新した。さらに、「ことばに関する新聞記事」データを利用し動向分析を行い、『国語年鑑』、『日本語ブックレット』に動向記事を掲載した。

イ ことばに関する新聞記事画像データベース（昭和24年～平成10年の50年分）については、新聞社・通信社各社（全国紙4社（朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・産経新聞社）、通信社2社（時事通信社、共同通信社））、ブロック紙・地方紙6社（河北新報社、信濃毎日新聞社、新潟日報社、西日本新聞社、中日新聞社、北海道新聞社）、専門紙・業界紙8社（図書新聞、読書人、教育新聞社、日本新聞協会、全国官報販売協同組合、日本私立大学協会、文部科学省、日本出版協会）、合計20社等との間で、データベース公開のための記事使用に関する著作権、公開方法等に関わる契約を取り交わした。また、熊本日新聞社、静岡新聞社、出版梓会、電通の4社からは、各紙掲載の個人著作物の利用に関して協力を得た。これらにより、おおよそ記事数8万件弱のことばに関する新聞記事画像データベースの公開が可能となった。

③ 国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット』2007の編集、Web公開

『日本語ブックレット』は、一般向けに日本語に関する最新の動向や資料を分かりやすい形で広く提供するものである。動向（図書、総合雑誌記事、新聞記事）、資料（日本語に関する文献目録）を内容としており、日本語に関する図書情報の収集、②の「ことばに関する新聞記事」データの利用のほか、総合雑誌等の日本語関係記事の収集と目録作成を行い、動向分析を加えるとともに、掲載データの整理を行い、『日本語ブックレット』2007を編集して、Web版として公開した。

(3) 日本語教育年鑑

① 日本語教育に関する研究文献情報等の収集・整理、『日本語教育年鑑2008年版』の編集、刊行

『日本語教育年鑑2008年版』を編集刊行した。掲載日本語教育関係論文の数は1,664編で、平成18年4月から平成19年3月発行の紀要・論集等に掲載されたものである（追補含む）。発行部数800。冊子形態の『日本語教育年鑑』とWebでの日本語教育情報提供との役割を区別し、冊子による情報提供は論文と科学研究費補助金採択課題だけとし、冊子は、特集や特別寄稿、機関動向等で、日本語教育界の年々の概況を示すものとしての性格を強めたものとしている。平成20年度は、「生活者としての外国人のための日本語」を特集として取り上げた。

(4) 資料整備

① 資料整理目録作成

中央資料庫の資料（創立以来の各種調査の原資料、関連資料等）を整理し、目録作成（概要記述、詳細記述など）を継続している。

平成20年度は、「言語行動における日独比較」関係資料など、保存箱678箱の目録作成が終了した。なお、中央資料庫内の保存箱2,580箱（移転後移管分を含めると3,039箱）のうち、平成17年度以前に587箱、平成18年度に429箱、平成19年度に644箱の記述が終了し、現時点で処理の必要な箱数は242箱（移転後移管分を含めると701箱）となっている。作成した目録は、日本語情報資料館の「資料情報検索システム」に掲載している。平成21年3月31日現在、107の研究課題の目録の閲覧が可能である。また、平成21年3月31日までに目録を作成した研究課題を含む、中央資料庫に保管している全資料のリストを、「保存資料一覧」（研究課題別）として、国語研究所内で閲覧可能にした。現時点で166の研究課題に分類している。

『方言文法全国地図』の地図・カード、寄贈資料など、新規に中央資料庫・カード保管庫に保管する資料を対象として、燻蒸作業を実施した。

終了が予定されているプロジェクトについて、資料・ソフトウェア・機器等の移管準備を進めた。

② 電子化研究資料、データベースなどの整備の推進、電子化報告書のインターネット公開

ア 国語研究所報告書の電子化に関しては、約3,000ページ分の公開用PDFの作成を完了し、ホームページ上に公開した。

イ 中央メディア保管庫の音声資料・映像資料の保存・活用のため電子化を継続している。

ウ 「X線映画 日本語の音声」のオリジナル素材を含む16mmフィルム59本のうち、16mmフィルム33本のDV-CAMへデジタル化、補修、クリーニングを実施した。

エ 「談話行動の実験社会言語学的研究」『方言談話資料』などの音声資料、オープンリールテープ233本のDATテープへのデジタル化を実施した。

オ 「「各地方言収集緊急調査」報告資料」など、音声ファイル3,647ファイルを作成した。

カ 『日本言語地図』（LAJ）の電子化に関しては、地図画像のホームページより全6巻すべての地図画像のPDFファイルによる地図画像の Web公開を継続するとともに、LAJの原資料のカード画像と言語地図のコードデータを公開する『日本言語地図』データベースについては、原資料の電子化を進め（全体約54万枚の9割強の入力を終了）つつ、追加公開のための項目の校正等の整備を進めた。校正等の準備の済んだデータから、地図の項目ごとに順次公開する。

キ 『方言談話資料』全10巻、『方言録音資料シリーズ』全15巻については、電子化した音声データ、文字化・共通語訳などのテキストデータ、『方言談話資料』『方言録音資料シリーズ』の電子化報告書などを併せて、日本語情報資料館での公開を目指して準備を進めた。

【成果物の作成・公表状況】

（１）図書館

- ① 国語研究所のホームページ上で図書館蔵書目録データベースの公開を継続した。
- ② 国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも、所蔵図書・所蔵雑誌の登録を継続して実施した。

（２）文献情報

- ① 『国語年鑑2008年版』を刊行した。
- ② 『日本語ブックレット』2007をWeb上に公開した。
- ③ 研究文献目録データベース（雑誌論文）について、『国語年鑑2005年版』に相当するデータ約3,000件の追加公開を行った。
- ④ 「ことばに関する新聞記事」について、平成19年分データ4,326件をWeb上で追加公開した。

（３）日本語教育年鑑

- ① 『日本語教育年鑑2008年版』を刊行した。

（４）資料整備

- ① 電子化報告書約3,000ページの追加公開を行った。
- ② 電子化資料の作成、公開を継続した。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

〔中期計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

〔年度計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

日本語情報資料館システムの満足度調査を行い、その結果をシステムの改善・強化に反映させ、システムの整備・運用を継続し、情報内容の管理を行う。

1 2. 情報の集積・提供システムの整備・改善

【事業概要】

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理と並行して、情報提供システムの一元化・強化を図るため、情報の集積・提供システムの整備・改善を進める。

このため、情報提供システムの一元化・強化を図り、「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。併せて、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

「日本語情報資料館」は、国語研究所が蓄積する研究成果・資料・情報を電子化し、インターネットを活用した情報発信を行うものである。「日本語教育ネットワーク」システム（「日本語教育支援総合ネットワークシステム」）は、インターネットにより日本語教育に関する情報・研究成果を発信するものとして、別個のシステムとして構築されたが、このシステムの基盤を「日本語情報資料館」システムに統合する。国語研究所が蓄積する日本語・日本語研究、日本語教育に関する情報を一体的に集積、提供することにより、日本語・日本語研究に関する情報と日本語教育に関する情報の一体的管理、提供と情報の相互流通の促進に寄与することができ、日本語に関する情報提供の強化を図ることができる。

〔事業費〕運営費交付金：6,796千円（物件費6,796千円）

【担当組織】

責 任 者：井上文子

担 当 者：熊谷康雄，柳沢好昭，野山広，植木正裕，早田美智子

協 力 者：池田理恵子，榎本誠（ネットワーク保守担当）

【事業の進捗状況】

日本語情報資料館システムの運用・管理を行いつつ、改善、強化に向けた満足度調査を行い、システムの改善・強化を実施した。

（１）資料館の整備・運用

日本語情報資料館の運用を継続するとともに、システムの改善・強化を行った。システムの改善・強化に当たっては、下記（２）の満足度調査により得られた観点なども可能な限り反映させ、ホームページの枠組みや構造などを、より見やすくなるように整備・改善した。また、電子化資料の検索、管理システムを更新し、オープンソースでありデジタル資産管理や機関リポジトリのソフトとして有力なDSpaceを導入した。並行して、既存のコンテンツの更新と充実を図るなど、日本語情報資料館の整備を進めた。

なお、日本語情報資料館システムのホームページの改善に当たっては、ホームページ管理担当の協力を得、密接に連携しつつ実施した。

（２）システムの整備・改善のための満足度調査の実施

日本語情報資料館システムの満足度調査に向けて、評価者の人選と、改善・強化に関する調査項目等について検討し、有識者10人を対象として満足度調査を実施した。調査は、有識者を対象としたインタビュー形式で、日本語情報資料館システムの基本的な考え方やシステム、コンテンツについて、デモンストレーションも交えて説明しつつ、対話しながら評価者から意見・コメントを聴取する形で行った。有識者10人の内訳は、日本語研究・教育者6人、マスコミ関係者1人、専門図書館関係者3人の計10人である。

満足度調査の意見は、多方面に渡るが、国語研究所の独自の有用な情報・資料の存在や、資料提供の方針に対する評価は高かった。（１）文献データベース、ことばに関する新聞記事データベースをはじめとする目録データベース等の充実、（２）電子化報告書、『日本言語地図』データベース、地図画像をはじめとする研究報告書等の本文の公開や、研究資料の電子化公開などの意義、利便性、（３）情報をひとところに集積することの意義、利便性、（４）研究・教育上の利用の可能性などが高く評価されている。その上で、独自の情報・資料を、よりよく見せ、より使いやすく、より使われるようにするための工夫についての指摘や提案が共通するものとしてあった。コンテンツの要望、利用者へのガイドや見せ方の工夫、使いやすさや簡便な検索法に関するものなど、その他、多方面の意見・提案を受けた。システムの改善について、ホームページの改善や、コンテンツの準備、検索システムの改善などの中で、短期間の間で反映できるものは、早期の対応を図り、また、改めて次年度以降に取り組むべき内容は、引き続き平成21年度に対応を検討することとした。

4 内外関係機関との連携協力

〔中期目標〕

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

〔中期計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力を行う。

〔年度計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

1 3. 研究者の受入及び派遣等

【事業概要】

上記の中期目標、中期計画に基づき、次の4つの事業を実施する。(1)～(3)は研究員からの要請があった場合に実施する。(4)は学術交流協定に基づき実施する。

- (1) 招へい研究員（海外の研究者の招へい）
- (2) 海外研究員（海外の研究者への研究委嘱）
- (3) 在外研究員（国語研究所の研究員の海外機関への派遣）
- (4) 関係機関等との連携協力（学術交流協定書に基づく、韓国国語院、北京日本学研究中心、華東師範大学との学術交流）

これらの事業は、国際交流部会が担当し、国内・海外との研究交流に関する国語研究所の実績把握も行う。

また、次の（５）のプログラムに、招へい研究者の受入機関として参画している。

（５）「博報日本語海外研究者招へいプログラム」（主催：財団法人博報児童教育振興会）

上記事業の（１）「招へい研究員」が、国語研究所の研究レベル向上のための招へいであり、招へいする研究者の研究分野等は特に限定されないのに対し、「博報日本語海外研究者招へいプログラム」による研究者招へいは、日本語研究、日本語教育研究に関する優れた業績を有する海外在住の研究者、並びに将来が期待できる若手研究者に日本で研究を行う機会を提供することを目的としたものである。

〔事業費〕運営費交付金：473千円（旅費交通費453千円、物件費20千円）

委託費 博報日本語海外研究者招へいプログラム事業費：29,044千円

【実施状況】

上記（１）～（４）の事業に関する平成20年度の実績は以下のとおりである。

（１）招へい研究員

平成20年度は該当者なし。

（２）海外研究員

平成19年度に事業形態について見直しを行って、個々の研究プロジェクトにおける必要性によって実施する事業と位置付けることとした。平成20年度以降は独立の事業としては実施しないこととした。

（３）在外研究員

平成20年度は該当者なし。

（４）関係機関等との連携協力

国立国語院（韓国）、北京日本学研究中心（中国）、華東師範大学（中国）と以下の学術交流を行った。

① 国立国語院の招へいにより研究員を派遣し、国立国語院で講演と研究交流を行うとともに、第18回国際言語学会議（高麗大学校）にて研究発表を行った。（7月，3人）

また、一橋大学大学院言語社会研究科（連携大学院の連携先）・国語研究所・国立国語院の共催により、国際シンポジウム「言語の公共性と言語教育」を開催した。国語研究所からは田中牧郎が研究発表を行った。（7月）

② 北京日本学研究中心の大学院生の訪日研究の受入れ及び研究指導を行った。（博士1人，修士1人）

③ 華東師範大学に研究員を派遣し，講演を行った。（8月，1人）

（５）博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外研究者招へい

① 第2回の招へい研究者3人（アメリカ2，エジプト1）が昨年度から継続し，研究会や共同研究を行った（9月まで）。

② 第3回の招へい研究者6人を引き受けた（アメリカ1，インドネシア1，タイ1，中

国1，トルコ1，ベトナム1：10月から）。それぞれの研究テーマに沿った研究を行うと同時に、国語研究所の研究者とも、研究会や共同研究を通じた研究活動を行っている。

（6）その他の学術交流

上記以外に以下の学術交流の実績があった（プロジェクト予算，研究者が代表者である科学研究費による海外調査等は除く）。

- ・滞在研究者 8人（日本4，中国2，アメリカ1，韓国1）
- ・海外研究者の国語研究所への訪問・交流 7件（韓国，中国，カナダ，オマーン，イスラエル，ラトビア）
- ・海外からの依頼による客員研究者 1件（フランス）
- ・海外からの依頼による講師派遣 2件（韓国1，オーストラリア1）
- ・国内からの依頼による講師派遣等 58件

〔中期計画〕

（2）国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がりを見据え、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

〔年度計画〕

（2）国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がりを見据え、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムの次年度開催について検討する。

1.4. 国際シンポジウムの開催

【事業概要】

中期目標，中期計画に沿った形で、国際シンポジウム（隔年）を開催する。

〔事業費〕運営費交付金：0千円

【担当組織】

責任者：井上優

【実施状況】

国際シンポジウムの開催は隔年で実施するため、平成20年度は行われなかった。

〔中期計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

〔年度計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

15. 連携大学院への参画

連携大学院

【事業概要】

国語研究所は，政策研究大学院大学（以下，政研大と略す）や一橋大学との間で実施される，連携大学院事業（日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する事業）に参画している。運営に関しては，大学院運営委員会，並びに政研大部会，一橋部会を設けている。

政研大連携プログラムにおいては，日本語教育の理論的研究・実践的研究に関する人材と知見を中心にして参画する一方，一橋大学連携プログラムにおいては，日本語研究に関する人材と知見を中心にして参画している。両プログラムへの参画に関しては，こうした重点化・棲み分け，及び各プログラムの特長に留意しながら，参画・貢献の充実化・有効化を図っている。

〔事業費〕運営費交付金：2,918千円（旅費交通費2,176千円，物件費742千円）

【運営組織】

大学院運営委員会：

杉戸清樹（委員長），徳重真光，山本昌博，相澤正夫，柳澤好昭，熊谷康雄，
野山広（政研大部会），井上優（一橋部会）

○ 政研大連携大学院

【事業概要】

本連携プログラムは、政研大の大学院政策研究科に属する1プログラムとして位置付けられており、「日本語教育指導者養成プログラム」（修士課程）と「日本語文化研究プログラム」（博士課程）によって構成されている。政研大及び国際交流基金日本語国際センター（浦和センター）、そして国語研究所の3機関が連携して、本大学院課程の事業を運営しており、外国人を対象としたプログラムとして、平成13年10月に修士課程が、平成15年10月に博士課程が創設された。

本プログラムの目的は、海外における日本語教育を充実させるために不可欠な日本語教育の拠点作りと人材の育成である。具体的には、それぞれの国・地域において、直接日本語を介して日本の関連情報を正確に理解、活用し得る人材を擁した日本語教育の拠点を整備すること、とりわけ、その拠点の活動を運営し発展させるための指導的な役割を担う人材の養成・確保・配置等に貢献することである。換言すれば、各国の日本語教育関連機関において指導的役割を果たせるような、高度な知識と能力を備えた日本語教員や、日本語教育施策の企画・推進に当たるための知見や能力を備えた実務者の育成を図ろうとするものである。

修士課程では、連携3機関の教員が分担して、言語領域（日本語表現法、日本語学、言語学、社会言語学、対照言語学等）、言語教育領域（日本語教育概論、日本語教授法、第二言語教育論、日本語教育教材論等）、社会・文化領域（現代日本の社会と教育、比較文化論、異文化コミュニケーション論等）の講義や演習を行っている。国語研究所は、このうち、言語領域及び言語教育領域の指導を主として分担している。学生は講義・演習の指導を受けるほか、数週間の母国滞在研究（調査、実験授業等）などの成果を基に特定課題研究論文・修了レポートなどをまとめ、原則として1年間で課程修了と修士号取得を目指す。

博士課程では、学生の進学以前の蓄積や経験を踏まえて、個別の研究指導カリキュラムを編成する。研究指導には各学生に3機関から数名の教員がチームを組んで当たり、「日本語文化特別演習」等の演習形式の授業や、国際的な研究会議、国内外の学会・研究会等での発表や国語研究所等の進めている研究プロジェクト等に参加する「プロジェクト研究」などの指導を行う。学生は、原則として3年間の在籍期間を与えられ、その間に、博士論文執筆資格試験等を経て、論文執筆・完成、課程修了、博士号取得を目指す。

平成21年2月現在の学生数は、博士課程5人、修士課程6人である。

【担当組織】

（政研大部会）

責 任 者：野山 広（修士課程・博士課程プログラム委員兼任）

担 当 者：植木正裕、福永由佳（以上、修士課程プログラム委員）

金田智子、宇佐美洋（以上、博士課程プログラム委員）

管 理 部：山本昌博、仙波恵子、新井田貴之

【連携・協力状況】

国語研究所は、政研大連携プログラムにおいて日本語教育の理論的研究・実践的研究に関する人材と知見を中心にして参画している。

平成20年度は、以下の業務を行った。

① プログラム委員の業務

- ・修士課程プログラム委員会への参加（毎月1回程度）
- ・博士課程プログラム委員会への参加（毎月1回程度）
- ・修士課程入試問題の作成・実施（年度に1回）
- ・修士課程（博士課程）の入学向けオリエンテーションの実施（平成20年10月）
- ・博士課程入試問題の作成・実施（年度に1回）

② 学生の授業・指導担当者の業務

- ・修士課程7期生の授業・指導（平成20年9月まで）
 - ・修士課程7期生（8人）の修了・卒業審査（毎年9月）
 - ・修士課程8期生（6人）の授業・指導（平成20年10月～）
 - ・博士課程2期生の終了・卒業審査（平成20年12月）
 - ・博士課程、3期生、4期生、5期生、6期生の授業・指導
- ※20年度は8人が修士の学位、1人が博士の学位を取得した。

③ 日本言語文化研究会関連の業務

ア 研究会の実施

- ・日本言語文化研究会（第13回）の実施
日時：平成20年9月6日（土） 10:00～15:15
場所：国語研究所 2階 講堂
内容：「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」（7期）と「日本語文化研究プログラム（博士課程）」（4期）に在籍している外国人日本語教師の学生（8人＋1人＝9人）が、これまで取り組んだ各自の研究成果を発表した。
- ・日本言語文化研究会（第14回）の実施
日時：平成20年12月6日（土） 13:00～16:30
場所：国際交流基金日本語国際センター
内容：「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」（8期生：フィリピン1人、ペルー1人、中国2人、ベトナム1人、韓国1人の5カ国6人）と、「日本語文化研究プログラム（博士課程）」在籍生（6期生：インドネシア1人）が、自国の日本語教育事情を報告した。

イ 紀要『日本言語文化研究会論集』第4号（平成20年9月）の編集・発行

④ その他

連携大学院運営委員会（所内）の開催

政研大及び一橋大の連携大学院共同で、運営に関する総括的な検討を行うため、平成20年度は4回開催

○ 一橋大学大学院言語社会研究科・一橋大学留学生センターとの連携大学院

【事業概要】

本連携大学院（一橋大学言語社会研究科第2部門，日本語教育学位取得プログラム）は，一橋大学大学院言語社会研究科を本体とし，一橋大学留学生センターの教員，及び国語研究所の研究員がスタッフとして参画して運営する大学院である。平成17年4月に修士課程が創設され，平成19年4月には博士課程が創設された。対象は日本人及び滞日留学生である。

本プログラムの目的は，日本語教育学，日本語学，日本社会・文化に関する高度で専門的な知識と能力を備えた日本語教育者を育成することである。大学院生は，言語社会研究科の学生として，通常の大学院と同じく，2年間での単位取得と修士論文執筆を目指す。修了後は，学術修士・学術博士の学位が授与される。

国語研究所からは，3人の研究員がコア・スタッフ（連携教授）として入試業務を含む大学院の運営，学生の論文指導，講義・演習に参画している。また，1人が協力スタッフ（非常勤講師）として講義を担当している。

平成21年2月現在の学生数，博士課程2年6人，博士課程1年5人，修士課程2年14人，修士課程1年8人。平成21年4月には修士課程に8人，博士課程に5人が入学する予定である。

【担当組織】

（一橋大部会）

責 任 者：井上優

担 当 者：前川喜久雄，山崎誠（以上コア・スタッフ），小木曾智信（協力スタッフ）

【連携・協力状況】

本連携大学院において，国語研究所は，日本語研究の専門機関としての特色を踏まえた教育，日本語研究のセンターとして保有する資源を活用した教育を行うことが期待されている。演習及び講義の内容は，担当者が国語研究所において行った，あるいは現在行っている研究と密接に関係するものである。学生も図書館などの国語研究所の資源を積極的に活用している。

平成20年度は，以下の業務を行った。

〔コア・スタッフ（井上・前川・山崎）〕

① 演習（週1回，前期・後期）

担当科目：記述文法・対照言語研究（井上），音声・音韻論（前川），
語彙研究・計量日本語学（山崎）

② 論文指導

井上 博士2年2人，博士1年3人，修士2年1人，修士1年1人

前川 修士2年1人

山崎 博士2年1人

③ 修士論文審査（2月）

1人5～9編（他大学からの博士課程編入希望者を含む）

※20年度は8人が修士の学位を取得した。

④ 入試関連業務

7月 入試説明会

9月 修士課程入試（問題作成，採点，面接，判定会議）

3月 博士課程入試（修士論文・研究計画書による審査，面接，判定会議）

⑤ 会議への出席

コア・スタッフ会議（随時），言語社会研究科研究科委員会（月1回）への出席。

⑥ その他

新入生ガイダンス（4月）

『一橋大学日本語教育研究報告2』の編集・刊行（12月）

〔協力スタッフ（小木曾）〕

① 講義（週1回，後期）

担当科目 言語コーパス研究

上記業務のほか，一橋大学大学院言語社会研究科・国語研究所・国立国語院の共催により，国際シンポジウム「言語の公共性と言語教育」を開催した。国語研究所からは田中牧郎が研究発表を行った。（7月）

平成21年度（法人移管後を含む）も，上記の〔コア・スタッフ〕及び〔協力スタッフ〕により業務を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する措置等

〔中期目標〕

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

〔中期計画〕

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。
 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

- (1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。
- (2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

- ① 期初の常勤職員数 61人
- ② 期末の常勤職員数の見込み 57人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

〔年度計画〕

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上の削減を実現するため、平成20年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成20年度においては、平成19年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて平成18年度に導入した給与体系を適切に運用する。これに関連して、職員の能力・業績を適正に判定するため人事評価制度の試行を継続して行う。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 調査研究を効率的・効果的に実施するために、常勤職員のほか、客員研究員、特別奨励研究員、任期付研究員、契約職員、短時間勤務職員等の適正な配置と活用に努める。

② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

16. 業務運営の効率化措置

【事業概要】

文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」(H20. 8. 28)、「平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について」(H20. 10. 29)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(政委第27号/H20. 11. 26)、「平成19年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(随意契約の適正化に係るもの)について」(政委第1号/H21. 1. 7)及び「独立行政法人整理合理化計画」(閣議決定/H19. 12. 24)等における意見・指摘を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

【業務運営体制の整備】

運営会議を国語研究所運営の中心機関として位置付け、各委員会・部会が国語研究所を取り巻く諸課題に適時・的確に対処するという従来の体制を継続しつつ、平成20年度には以下の措置を講じた。

（１）内部統制の整備状況

20年度は以下のことを実施した。

- ① 国語研究所における監査機能の一層の充実・強化を図り、各種監査に対する一元的な対応等を行うため、所長の下に監査室を設置するとともに、第2期中期目標の適切な遂行及び大学委共同利用機関法人への移管を円滑に行うという観点から監査計画書を作成し、国語研究所の業務について関係法令や所内規程等に基づいた適正かつ効率的な運営を行うための体制を整備した。
- ② 平成19年度に制定した「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づき、平成19年度に経理管理を行った科学研究費補助金の研究課題数の10%について無作為に抽出し、内部監査を実施した。
- ③ 平成20年度の監事監査計画において、監査事項として「随意契約の状況について」を新設し、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の実施状況を厳正にチェックすることとした。

（２）研究事業委員会

平成19年度に引き続き、研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を目的とする研究事業委員会を毎月1回開催した。

また、各部門・センターで実施している各グループ単位の研究プロジェクトについて、その内容・進捗状況を相互に報告・確認することを目的とした、拡大研究事業委員会を3回開催した。参加は所員に開かれ、関連分野との連携や研究上の新たな視点の提案など研究プロジェクトを推進する上で活用された。

【自己点検評価・外部評価の実施状況】

（１）自己点検評価

拡大自己点検評価委員会を中間(10月)、最終(2月)の2回開催し、各グループの研究事業の進捗状況、予算の執行状況についての聴取を行った。2月の委員会では併せて次年度事業計画の聴取も行った。聴取の結果は、予算の再配分、事業計画の修正等に活用された。

（２）外部評価委員会

外部の学識経験者で構成される外部評価委員会を2回開催し、国語研究所の平成19年度の組織・運営全般について評価を受けた。その結果は以下のとおりであり、国語研究所の事務・事業は全般的に適切かつ計画どおりに実施されている旨の評価を得た。

評 定	平成19年度評価
項 目 数	1 6
A+ (特優)	2
A (十分に履行)	1 3
B (ほぼ履行)	1
C (不十分な履行)	0
C- (改善が必要)	0

【業務の効率化状況】

（１）一般管理費の削減

一般管理費は、第２期中期期間中、平成17年度予算比で毎年概ね３％の削減を行うこととされており、平成20年度においては、競争入札や省エネルギーの推進などにより、削減目標を達成した。

（２）省エネルギー等実績

平成20年度のエネルギー消費については、昨年度に引き続き効率化・節約に努めた結果、
電気使用量 20年度 828,024Kwh（19年度 881,688Kwh, 前年度比△6.1％）
水道使用量 20年度 3,887m³（19年度 3,946m³, 前年度比△1.5％）
ガス使用量 20年度 45,536m³（19年度 54,540m³, 前年度比△16.5％）
とそれぞれ減少した。また、廃棄物の排出量については、平成20年度は12,088kgであり、前年度（11,855kg）比で2.0％増と大幅な変化はなかった。

	単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年度比
電 気	kwh	1,036,668	846,936	888,931	881,688	828,024	△6.1%
水 道	m ³	4,983	4,330	4,464	3,946	3,887	△1.5%
ガ ス	m ³	4,667	67,619	57,147	54,540	45,536	△16.5%
白 灯 油	kl	12	—	—	—	—	—
廃棄物(一般)	kg	—	12,404	13,434	11,855	12,088	2.0%

（注）① 平成17年2月に北区から立川市に移転、冷暖房に白灯油を使用しなくなった。

（冷暖房は、ガス及び電気を利用する設備に変更された。）

② 一般廃棄物は、平成16年当時（北区）は、排出量が僅少で一般家庭ゴミとして取り扱われ処理されていた。

（３）環境に負担の少ない業務運用

省エネルギー、ペーパーレス化の推進等により、業務の効率化を図るため、以下の事項を行った。

① コピーする際は両面印刷を励行し、事務連絡等は所内LANによる電子メールを活用することにより、コピー用紙の購入額は平成19年度に比べて10.8％削減できた（19年度1,376千円 → 20年度1,228千円）。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満足するよう、特定調達物品に関しては、環境負荷の少ない物品、かつ再生材料を多く使用しているもの等の調達に努めた。

② 毎週水曜日には定時退勤日を設けており、また、夏季においては業務中の軽装励行を全職員に呼びかけている。さらに、所内設定温度の適切な管理と経済効率的な冷暖房設備の運用に心掛け、エネルギー消費の削減に努めた。

（４）保有資産の管理・運用等

減損の兆候・認識は認められず、資産は効率的に活用された。

（５）官民競争入札等の活用

業務の外部委託を推進し、可能な限り業務委託を実施している。

また、官民競争入札については、外部委託事業も含めて可能性を検討したが、研究事業の性格上民間の創意工夫による効率化・合理化を求めるものとは異なるとの判断から導入していない。

（６）利益剰余金・繰越欠損金・目的積立金等

研究機関である当所においては、運営費交付金等に基づく収益以外の収益が僅少であるため、経営努力により生じたとされる目的積立金の申請は行っていない。

（７）契約の適正化

① 随意契約の適正化

平成20年度は、より一層随意契約の適正化を進め、特殊な技術・ノウハウ等を契約の相手方に求める場合には、事前に競争参加者を募る（随意契約事前確認公募）ことにより、随意契約の適正性・透明性の確保に努めた。

また、随意契約の見直しの結果、事務または事業の性格等から一般競争入札により難しいものについては、企画競争及び総合評価落札方式を採用することとし、その手続きに関するマニュアルの整備を行った。

なお、平成20年度中に行った入札の実施件数は、平成19年度と比較して30%増となった。（19年度20件 → 20年度26件）

さらに平成20年度入札件数のうち一者入札は12件であったが、応札に当たっては制限的な条件設定をしないようにし、競争性・透明性に努めた。（19年度7件 → 20年度12件）

② 契約事務に係る執行体制

専門性の高い研究の委託案件については、適宜研究員の意見を踏まえ仕様書等が妥当なものであるかの判断を行った。

また、すべての契約案件に対応できる体制であり、抽出審査を行うことなく決裁時にすべて審査を行った。

③ 契約に係る規程類

「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ、未整備のものについては以下のとおり規程の改正・マニュアルの整備を行った。

【独立行政法人国立国語研究所契約事務取扱規程の改正】

- ・指名競争入札限度額の基準設定
- ・予定価格の省略に関する基準を国と同額の基準に設定
- ・総合評価落札方式及び複数年度契約の明記

【マニュアル等の整備】

- ・総合評価落札方式、企画競争及び公募に係るマニュアルの整備

④ 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等

「随意契約見直し計画」の対象となっているもののうち、平成20年度に締結した競争性のない随意契約の件数は7件であった。これは「随意契約見直し計画」全体の件数65件と比較して、89%減となった。（18年度65件 → 20年度7件）

なお、契約に当たっては第三者への再委託を禁ずる旨、契約書に明記した。

⑤ 個々の契約の合規性等

個々の契約については、監事による効果的な抽出審査が行われ、その合規性が適切に判断された。

(8) 業務情報化の推進

平成20年度は、以下の事項を実施し、事務及び業務の情報化を図った。

- ① 昨年度に引き続き、各予算管理者等が各自のパソコンで予算の執行状況などリアルタイムで確認可能なシステムを稼働させ、効率的かつ透明性の高い業務運営を図った。
- ② 一般競争入札においても、契約の相手方、契約金額等をホームページサイトに公表し、適正性・透明性の高い業務運営を図った。

【人件費削減状況】

人件費については、中期計画期間中、平成17年度予算比で毎年概ね1%の削減（5年間で5%以上削減）を行うこととされている。平成20年度においては、出向・退職者の後任補充の暫時凍結などの人員削減策を講じたことなどにより、人件費総額は目標を上回る4.2%（平成17年度予算比）の削減となった（17年度人件費予算額515,287千円 → 20年度実績493,586千円）。

【給与水準の適正化】

国語研究所職員の職務は、国の行政職俸給表（一）及び研究職俸給表の適用を受ける者と同等の職務であるとの考えの下に、国家公務員の給与構造改革を踏まえた基本給の引き下げなどを内容とする給与制度の見直しを行い、平成18年度4月から同俸給表に準じた適用をしている。職員の給与水準等について、国家公務員と比較をすると次のとおりとなる。（「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成20年度）」平成20年6月総務省公表資料を参照）

① 一般職基本給表の適用を受ける職員の給与水準（平成20年度）

（国との比較）

項 目	国	国語研究所
平 均 年 齢	41.1歳	40.1歳
学 歴（大学卒の割合）	49.1%	72.7%
地域手当支給者率*1	40.3%	100%
ラスパイレス指数*2	100	95.8

*1 支給率12%以上に限る。

*2 国の行政職俸給表（一）適用者の給与を100とした時の給与水準の指数

② 研究職基本給表の適用を受ける職員の給与水準（平成20年度）

（国との比較）

項 目	国	国語研究所
平 均 年 齢	44.8歳	47.0歳
学 歴（大学卒の割合）	96.7%	82.4%
地域手当支給者率*	72.3%	100%
ラスパイレス指数	100	87.3

* 支給率12%以上に限る。

【人事計画等】（以下のデータは平成21年3月末現在）

（１）人事計画

① 事務系職員の人事交流実績

（人）

役 職	転 入	転 出
課長補佐	1（東京医科歯科より）	1（東京医科歯科大学へ）
係 長	2（東京大学，東京医科歯科より）	1（東京医科歯科大学へ）
合 計	3	2

② 研究系職員の異動実績

（人）

職 名	在 職 者	新規採用	転出・退職等
研究員（常勤）	4 2	1 ※ ¹	1
任期付研究員	0		
特別奨励研究員 ※ ²	5	0	

※¹ 文化庁出向からの復帰。

※² 平成17年度から，特定の時限的なプロジェクトに従事するものとして，常勤職員と同等の勤務形態で採用している。

（２）研究機関等への職員派遣実績

研究機関等の求めに応じ，職員を派遣した。

（件）

派 遣 先	件 数	内 訳
大学非常勤講師	67	国公立大学33，私立大学33，その他 1
委員会等委員	60	国の機関等 9，大学等 3，民間団体46，海外 2
講師派遣等	60	国の機関等11，地方公共団体 8，大学等20件，民間団体18，海外機関 3
合 計	187	

（３）職員の健康管理

定期健康診断は人間ドック受診者も含めてほぼ全員が受診した。そのほか，VDT作業従事者に対する健康診断，インフルエンザ予防接種，毎月1回の産業医による健康相談を実施し，職員の健康管理に努めた。

（４）能力開発研修への参加実績

研 修 の 種 類	件数・参加者数
所内研修会（科研費）	1 件 31人
所外研修会（人事院研修，著作権関係等）	12件 14人
教育公務員特例法第22条に準じた研究職員の研修	6 件 11人

(5) 人事評価

国語研究所の業務を効果的かつ効率的に遂行する観点から、適切な人材配置、人材の育成、勤務に関する職員の自己把握及び勤務の結果に対する適切な処遇等に資することを目的に、平成18年度から人事評価制度の試行を行っている。平成20年度は、前年度の試行の結果に基づき、実施規程及び実施要領の改定を行い、3度目の試行を行った。

〔中期目標〕

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

〔中期計画〕

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

〔年度計画〕

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

17. 予算・資金計画・収支計画

○ 外部資金の導入状況

(1) 平成20年度及びこれまでの外部資金の導入状況は，以下のようになっている。

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
金 額 合 計	12,174万円	8,769万円	16,139万円	23,348万円	24,079万円
(内 訳)					
科学研究費補助金	4,691万円 22件	4,646万円 25件	11,356万円 31件	17,806万円 27件	19,069万円 41件
国等の委託費等	5,464万円 4件	2,895万円 4件	1,567万円 2件	1,424万円 1件	1,206万円 1件
博報日本語海外研究者 招へいプログラム事業	—	—	2,164万円 1件	3,518万円 1件	2,904万円 1件
著作権及び著作権使用料 ほか	2,019万円 520件	1,228万円 385件	1,052万円 301件	600万円 265件	900万円 291件

(※科学研究費補助金は，間接経費・外部分担金を含む。)

(2) 外部資金の導入状況は，上記のとおり平成19年度に比べ，国等の委託費等及び博報日本語海外研究者招へいプログラム事業の委託額は減額となっているが，科学研究費補助金等の増額に伴い，合計で731万円の増額となった。

科学研究費補助金は，平成19年度に比べ総額では1,263万円，採択件数では14件の増加となった。

国等の委託事業については，平成20年度は「汎用電子情報交換環境整備プログラム」(経済産業省基準認証研究開発委託事業，(財)日本規格協会及び(社)情報処理学会との共同事業，平成18年度から3年計画)が継続採択(1,206万円)された。

また，「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」(財団法人博報児童教育振興会の

委託事業）を継続実施した。

（３）外部資金等の自己収入確保のための手段の適切性

独立行政法人は、業務運営のために国からの財源措置を講じられている一方、積極的に外部資金の導入を図ることに努めることとされている。

国語研究所において考えられる外部資金等の自己収入としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 科学研究費補助金をはじめとするいわゆる国からの競争的資金
- ・ 寄附金、受託事業、及び共同研究
- ・ 著作権、特許権等の知的財産に基づく著作権料、特許料等

また、外部資金確保のために、次のように多方面にわたる手段を取っている。

- ① 科学研究費補助金採択件数の増加を図るため、研究課題内容の検討会を開催した。
- ② 経済産業省の公募事業の獲得に努め、共同研究を実施した。
- ③ 財団法人博報児童教育振興会と「日本語海外研究者招へいプログラム事業」を実施した。
- ④ 知的財産に関する成果の取り扱いに関する基本原則を整理し、知的財産の重要性の認識向上を図っている。
- ⑤ 成果物の刊行等
 - ア 出版社から増刷を含め、調査研究の成果を内容とする市販本等の出版が行われた。
 - イ 平成15年度刊行した「分類語彙表増補改訂版」のデータベースの市販を継続した。
 - ウ 「ことば」ビデオについては、広範な普及を図るという観点から、縮約版を作ってホームページに掲載し、市販を継続した。
 - エ 「日本語話し言葉コーパス」のデータベースの市販を継続した。
 - オ 「太陽コーパス」研究論文集と「太陽」日本語データベースの有償販売を継続した。
- ⑥ その他、フォーラム等においての関連刊行物の展示即売などにより、活動の成果を社会に還元し、これを通して自己収入の確保に努めている。

○ 財務内容の改善状況

予算の執行が業務別に計画どおり執行されているかについて、昨年度に引き続き拡大自己点検評価委員会で年２回のヒアリングを実施し、研究計画の進捗状況を確認するとともに、効率的・効果的な予算の執行に努めた。

18. 整理合理化計画への対応

【事業概要】

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に対し、国語研究所として適切な対応を行う。

「独立行政法人整理合理化計画」の国語研究所への個別の指摘は以下のとおり。

〔事務及び事業の見直し〕

【日本語コーパス事業】

○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。

【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】

○平成20年度中に廃止する。

【外来語言い換え提案事業】

○平成20年度中に廃止する。

【日本語教育事業】

○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。

【漢字情報データベース事業】

○平成20年度中に廃止する。

【図書館事業】

○平成20年度中に廃止する。

〔組織の見直し〕

【法人形態の見直し等】

○大学共同利用機関法人に移管する。

【電話対応グループ】

○平成20年度中にHP上でFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。

【主な経緯】

平成19年

12月24日 独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）により、国語研究所に関する事務及び事業の見直し及び組織の見直しが指摘される。

平成20年

1月15日 国語研究所に法人移管準備検討委員会を設置

1月31日 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会に「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」を設置

4月～5月 大学共同利用機関法人人間文化研究機構に「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等が設置され、移管に関する検討を開始

6月12日 科学技術・学術審議会学術分科会国語に関する学術研究の推進に関する委員会から「国語に関する学術研究の推進について」報告。ここで移管先が人間文化研究機構とされる。

平成21年

1月30日 「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」（以下「法案」という。）が閣議決定され、国会提出

3月31日 参議院本会議にて法案の衆議院修正案可決・成立。両院で附帯決議が付される。

10月1日 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の一機関として国立国語研究所を設置

【実施状況】

「独立行政法人整理合理化計画」において、国語研究所に関しては、「組織の見直し」として「大学共同利用機関法人へ移管する」ことが決定されたほか、「事務及び事業の見直し」としてもいくつかの事業について平成20年度までに廃止または見直しの検討を行うこととされた。

このため、国語研究所内に法人移管準備検討委員会等を設置し、閣議決定並びに平成20年7月の科学技術・学術審議会学術分科学術研究推進部会国語に関する学術研究の推進に関する委員会の報告の趣旨に沿って鋭意検討を進めた。移管予定先となった大学共同利用機関法人人間文化研究機構においても、「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等が設置され、国語研究所からも役職員が委員として参加し、検討を進めた。

また、法人移管の時期が平成21年10月1日とすることが国において予定されたことから、第2期中期目標期間が当初の5年から3年6か月に短縮されることとなった。このため、各研究・事業について平成21年9月30日までに一定の成果が得られ、公表できるよう、事業内容や実施スケジュールなどの見直しを行った。

さらに、第171回国会において、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」の審議が行われ、平成21年3月31日に成立した。これにより独立行政法人国立国語研究所は、平成21年10月1日をもって、大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管され、同機関が設置する大学共同利用機関の1つとなることが決定した。

（１）事務及び事業の見直し

① 日本語コーパス事業

日本語コーパス事業を民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得るため、言語資源グループサブグループ調整会議において民間事業者等との共同事業について検討を行った。また、民間事業者に共同事業の可能性を問うアンケート調査を実施（20年8月）し、検討の際の参考とした。

その結果、現在開発中のコーパスに係る民間事業者等との共同事業は実施すべきでないが、コーパス完成後の活用については共同事業の可能性のあることから、コーパス公開後に改めて検討するとともに、次のコーパス開発に当たり外部委託を拡大するためにコーパス開発のマニュアル作りを行うこととした。

② 病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト

病院の言葉を分かりやすくするプロジェクトについては、平成21年度にプロジェクトを終了するという当初の予定を繰上げ、事業の進捗を早めることにより平成20年度中に廃止した。

③ 外来語言い換え提案事業

外来語言い換え提案事業については、目的を達成したため、平成20年度中に廃止した。

④ 日本語教育事業

日本語教育事業の見直しについては、他の公的日本語教育機関が国語研究所に求める基盤の整備の観点から、日本語実態情報の提供、学習指標の作成等を最終目標とすることを拡大自己点検評価委員会及び運営会議において検討し、確認した。また、閣議決定による大学共同利用機関法人への移管及びその移管時期が平成21年10月1日とすることが国において予定されたことから、日本語教育事業については、平成21年9月までに最終成果を公表できるよう事業内容及びスケジュールを見直した。

なお、国語に関する学術研究の推進に関する委員会では、移管後の国立国語研究所においても日本語教育に一定の貢献を行うことが望まれるが、基準等の開発や資料の作成・提供等の事業については、別に政策上の必要性の観点から、その実施主体・方法等について早急に検討することとされていた。

その後、人間文化研究機構や文部科学省との間で検討が行われるなどしたが、第171回通常国会で修正の上可決・成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」の附則第14条において「国は、国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。」と規定された。

⑤ 漢字情報データベース事業

漢字情報データベース事業については、連携機関である社団法人情報処理学会及び財団法人日本規格協会と調整の上、平成20年度をもって事業を終了することとした。

⑥ 図書館事業

図書館事業については、図書館運営委員会で検討を行った。審議の結果、平成21年3月末で一般国民に図書館を公開する事業は廃止し、大学共同利用機関に必須の研究図書室的機能は維持するとともに、図書館担当グループを廃止し、平成21年4月1日から資料整備グループに統合する組織改編を行うこととした。

(2) 組織の見直し

① 法人形態の見直し等

大学共同利用機関法人への移管については、平成20年6月の科学技術・学術審議会学

術分科会学術研究推進部会国語に関する学術研究の推進に関する委員会の報告において移管先が大学共同利用機関法人人間文化研究機構とされたが、これとほぼ並行する形で人間文化研究機構において「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等を設置（国語研究所の役職員も委員等として出席）し、研究分野、組織、人事等の設置準備に必要な検討を行ってきた。このような検討を経て、新国語研究所には4つの研究系（理論・構造研究系、時空間変異研究系、言語資源研究系、言語対照研究系）を置く方向で検討していくこととされた。

また、国語研究所においても法人移管のための次のような検討を進めた。

ア 法人移管準備検討委員会での検討

法人移管準備検討委員会の下に短期計画検討小委員会及び中長期計画小委員会の設置（平成20年4月22日）し、短期計画検討小委員会では法人移管後に実施する研究テーマ（現プロジェクトの継続、収束、重要度の区分）などを検討し、「法人移管準備検討委員会短期計画検討小委員会 報告」をまとめた。また、中長期計画小委員会は、人間文化研究機構の第2期中期目標期間（平成22年度～）に実施する研究テーマなどについて検討を進めた。

このほか、国語研究所が現在実施している定期刊行物の発行やイベントの開催などの広報関係業務等の存続についての検討などを行った。

イ 大学院運営委員会での検討

政策研究大学院大学及び一橋大学との連携参画に関する今後の方針について検討し、関係機関への説明を行うとともに、人間文化研究機構との協議を行った。その結果、法人移管後は、一橋大学との連携については引き続き連携を継続するが、政策研究大学院大学との連携は組織としては行わないこととした（ただし、現在受け入れている学生についての指導等は、学生へ支障がないように継続する。）。

ウ 国際交流部会での検討

国際交流部会で「国立国語研究所における国際交流事業の現状と課題」をまとめ、人間文化研究機構の審議資料として提出した。また、現在締結している3機関との学術交流協定は平成21年9月30日で失効させ、新機関で締結の必要性などを改めて検討することとした。

エ その他の検討

委託事業の博報日本語海外研究者招へいプログラム及び研究支援用ネットワークシステムの取り扱いに関する検討、人間文化研究機構へ移行する職員の処遇、各種システム（財務会計・人事・給与・旅費・共済など）や業務スケジュール等について同機構との事務的打合せ、さらには日本語教育関係資産目録（データベース、関連データ、学習素材等）の作成等を行った。

② 電話対応グループ

平成20年度中にHP上でFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載するという指摘について、電話対応グループを中心に検討を行った。これまで一般から電話対応グループに寄せられた質問を整理し、ホー

ホームページ上に掲載すべき事項を選定したものについてFAQ（よくある質問に対する回答）を作成した。また、電話対応グループを平成21年3月末をもって廃止するため、ホームページ上に分野別の質問対応窓口を4月1日から掲載するための準備を行った。

（3）その他

大学共同利用機関法人への移管をはじめ独立行政法人整理合理化計画への対応状況等について全職員の理解・周知のため、全所説明会を9回開催するとともに、メール等での情報提供を8回行うなど、職員への情報提供等に努めた。

科学研究費補助金による 研究の実施状況

平成20年度科学研究費補助金による研究の実施状況一覧

種目	代表者名	課 題 名	ページ
特定領域	前川喜久雄	代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備	・・・137
基盤A	杉戸清樹	敬語と敬語意識の半世紀—愛知県岡崎市における第3次調査—	・・・141
基盤B	大西拓一郎	地理情報システムに基づく言語地理学の再構築	・・・142
基盤B	尾崎喜光	国内地域間コミュニケーション・ギャップの研究—関西方言と他方言の対照研究—	・・・143
基盤B	柳澤好昭	コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習の研究—効果と評価の観点から—	・・・144
基盤B	野山広	多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた学際的研究	・・・145
基盤B	金田智子	「生活のための日本語」に関する基盤的研究：段階的発達の支援を目指して	・・・146
基盤C	吉岡泰夫	医療コミュニケーションを適切化するポライトネス・ストラテジーの研究と資料の提供	・・・147
基盤C	山崎誠	日本語のコロケーションを記述するための統計指標のコーパスによる検証	・・・148
基盤C	山口昌也	学習者の自発的学習と柔軟な運用を考慮した作文支援システムの実現	・・・149
基盤C	柏野和佳子	辞書用例の記述仕様標準化のための実証研究	・・・150
基盤C	熊谷智子	三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究	・・・151
基盤C	井上文子	方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究	・・・152
基盤C	吉田雅子	明治期国語調査委員会資料と『日本言語地図』『方言文法全国地図』による分布解釈研究	・・・153
萌芽	尾崎喜光	加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究	・・・154
若手B	小木曾智信	近代文語文を対象とした形態素解析のための電子化辞書の作成とその活用	・・・155
若手B	朝日祥之	樺太方言と北海道方言の言語変容に見られる関係についての調査研究	・・・156
若手B	植木正裕	「外国人にとってわかりにくい日本語」の判断基準に関する研究	・・・157
若手B	森篤嗣	日本語学・日本語教育の概念を応用した国語科言語事項の指導法開発	・・・158
若手B	和田志子	日本語学習者の語彙力および読解力の発展におけるメタ言語的スキルの役割	・・・159
若手(ス)	宮内佐夜香	近世後期日本語逆説条件表現に関する記述的研究	・・・160
データベース	熊谷康雄	『日本言語地図』データベース	・・・161

【研究課題名】 代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備（特定領域研究）

【研究期間】 平成18年度～平成22年度（3年次）

【研究組織】 領域代表者：前川喜久雄

総括班：*前川喜久雄，山崎誠，松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），伝康晴（千葉大学），
田野村忠温（大阪大学），砂川有里子（筑波大学），田中牧郎，荻野綱男（日本大学），
奥村学（東京工業大学），新納浩幸（茨城大学），斎藤博昭（慶應義塾大学），仁科喜
久子（東京工業大学），柴崎秀子（長岡技術科学大学）

○計画研究班

- ・データ班：*山崎誠，丸山岳彦，柏野和佳子，山口昌也，間淵洋子，高田智和，小椋秀樹，
森本祥子，小沼悦
- ・ツール班：*松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），徳永健伸（東京工業大学），乾健太
郎（奈良先端科学技術大学院大学）橋田浩一（産業技術総合研究所），橋本泰一
（東京工業大学），浅原正幸（奈良先端科学技術大学院大学）
- ・電子化辞書班：*伝康晴（千葉大学），山田篤（京都高度技術研究所），峯松信明（東京大学），
内元清貴（情報通信研究機構），小木曾智信，小磯花絵
- ・日本語学班：*田野村忠温（大阪大学），服部匡（同志社女子大学），杉本武（筑波大学），石
井正彦（大阪大学）
- ・日本語教育班：*砂川有里子（筑波大学），井上優，小林ミナ（早稲田大学），滝沢直宏（名
古屋大学），投野由紀夫（東京外国語大学），山内博之（実践女子大学）
- ・言語政策班：*田中牧郎，相澤正夫，斎藤達哉，棚橋尚子（奈良教育大学）
- ・辞書編集班：*荻野綱男（日本大学），近藤泰弘（青山学院大学），矢澤真人（筑波大学），丸
山直子（東京女子大学）
- ・言語処理班：*奥村学（東京工業大学），白井清昭（北陸先端科学技術大学院大学），竹内孔
一（岡山大学），中村誠（北陸先端科学技術大学院大学）

○公募研究班

- ・クラスタリング班：*新納浩幸（茨城大学），佐々木稔（茨城大学）
- ・日本語フレームネット班：*斎藤博昭（慶應義塾大学），藤井聖子（東京大学），小原京子（慶
應義塾大学）
- ・作文支援システム班：*仁科喜久子（東京工業大学），村岡貴子（大阪大学），鎌田美千子（宇
都宮大学）
- ・リーダビリティ班：*柴崎秀子（長岡技術科学大学），玉岡賀津雄（麗澤大学），山本和英
（長岡技術科学大学），加納満（長岡技術科学大学），原信一郎（長岡技術科学大
学），李在鎬（情報通信研究機構）

*は，各班の班長。

【研究概要】

本特定領域研究では、21世紀の日本語研究を支える研究インフラの要となる、代表性を備えた大規模日本語書き言葉コーパスである『現代日本語書き言葉均衡コーパス』（以下BCCWJと省略）を設計・構築して一般公開するとともに、構築したコーパスの実用上の価値を評価するために、関連する諸分野においてコーパスを利用した研究を推進する。

本領域は、BCCWJを構築する3つの計画研究班（データ班、ツール班、電子化辞書班）とBCCWJを応用し評価する5つの計画研究班（日本語学班、日本語教育班、言語政策班、辞書編集班、言語処理班）及び総括班から構成される。さらに平成19年度からは4つの公募班（クラスタリング班、日本語フレームネット班、作文支援システム班、リーダビリティ班）が2年計画で参加している。

コーパスの構築を行う3班は、緊密な連携の下に、書籍を対象とした約5,000万語規模のコーパスの構築（データ班）、自動解析システム及びタグ付け支援ツールの開発（ツール班）、形態素解析用電子化辞書の開発（電子化辞書班）をそれぞれ行う。

コーパスの評価・応用を行う5班は、相互に情報交換を行いつつ、コーパスを利用した新しい研究領域・手法の開発（日本語学班）、日本語教育のための教材の改善及びツール開発（日本語教育班）、国語政策・国語教育に役立てるための語彙表・漢字表の調査研究（言語政策班）、国語辞典の記述の質的向上に貢献する調査研究（辞書編集班）、多義性解消や新語義の発見、語彙概念構造辞書の半自動構築等の意味解析手法の開発（言語処理班）をそれぞれ行う。

公募班4班は、構築中のコーパスを利用して、それぞれのテーマに沿った応用研究を行う。

本特定領域研究は、非常に多くの関連分野にまたがる我が国最大規模の研究組織をなしており、その学術的貢献は、広範囲かつ莫大である。社会的にも、常用漢字表の見直しや医療用語の言い換えのための基礎資料として既に活用されている。誰でもアクセス可能なコーパスを公開することによって、言葉に関心を持つ人々に正確な日本語の使用実態を提供することができる。

【研究実施状況】

- （1）5,000万語の書籍サンプル（約25,000件）のうち、約80%のサンプリングとテキスト入力を完了し、その9割のタグ付け作業を完了させた。
- （2）書籍サンプルのうち約16,000サンプルの著作権者の連絡先をつきとめて著作権利用依頼状を郵送し、そのうち約10,000件について、無料利用の許諾を得た。
- （3）言語政策班で利用する検定教科書については500万語を入力した。日本語教育班で利用する日本語教科書についても約160万語を入力した。これらの教科書については、電子化仕様を統一して、データが有効に活用できるようにしている。
- （4）データ班と電子化辞書班が協力して解析用辞書UniDicの整備拡充を行った。現在、短単位と呼ばれる形態論的単位の語彙素が14万語以上整備されている。形態素解析システムとして従来の「茶釜」に加えて、MeCabにも対応させ、両方のバージョンで一般公開した。ダウンロード数は1,600件以上。
- （5）約2,800万語分のデータを形態素解析情報などとともに、研究用にモニター公開した（利用申請者数は370件以上）。
- （6）構築中のデータ約4,000万語（書籍2,500万語、白書500万語、Yahoo!知恵袋500万語、国

会会議録500万語分) についてインターネット上で全文検索可能なサイトを公開した。

(7) 平成21年3月に研究成果公開発表会を開催し38件の研究発表を行った。

(8) 上記研究成果公開発表会に先立って、上記 (5) のモニター公開データを利用した領域外研究者による研究のためのサテライトワークショップを開催した (発表19件)。

【研究成果】

1. 成果報告書

- ・ 柏野和佳子, 丸山岳彦, 稲益佐知子, 田中弥生, 秋元祐哉, 佐野大樹, 大矢内夢子, 山崎誠『「現代日本語書き言葉均衡コーパス」における収録テキストの抽出手順と事例』(データ班, 104ページ)
- ・ 佐野大樹, 丸山岳彦, 山崎誠, 柏野和佳子, 秋元祐哉, 稲益佐知子, 田中弥生, 大矢内夢子『語彙密度を利用した「現代日本語書き言葉均衡コーパス」テキスト分類の試み』(データ班, 61ページ)
- ・ 小椋秀樹, 小磯花絵, 富士池優美, 原裕『「現代日本語書き言葉均衡コーパス」形態論情報規程集 改訂版』(データ班, 246ページ)
- ・ 小木曾智信, 中村壮範『現代日本語書き言葉均衡コーパス』形態論情報データベースの設計と実装 (データ班, 141ページ)
- ・ 田野村忠温(編)『コーパスを用いた日本語研究の精密化と新しい研究領域・手法の開発Ⅲ』(日本語学班)
- ・ 荻野綱男(編)『コーパスを利用した国語辞典編集法の研究』(辞書編集班, 163ページ)
- ・ 田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 小椋秀樹, 鈴木一史, 近藤明日子, 平山允子, 金愛蘭, 桐生りか『言語政策に役立つ, コーパスを用いた語彙表・漢字表等の作成と活用』(言語政策班, 291ページ)
- ・ 田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 鈴木一史, 近藤明日子, 平山允子「教科書コーパス」中学校教科書語彙表 (短単位) (1), (2) (言語政策班, 合計1079ページ)
- ・ 田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 鈴木一史, 近藤明日子, 平山允子「教科書コーパス」中学校教科書語彙表 (疑似長単位) (1), (2) (言語政策班, 合計1325ページ)
- ・ 田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 鈴木一史, 近藤明日子, 平山允子「中学校教科書国語科特徴語彙表」(言語政策班, 508ページ)
- ・ 田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 鈴木一史, 近藤明日子, 平山允子「中学校教科書社会科特徴語彙表」(言語政策班, 503ページ)

2. 研究発表 (以下5までは国語研究所関係者の発表に限定して記載)

A. 査読付き論文

無し

B. 論文集掲載論文

- ・ Sano, Motoki, "The Rhetoric of Editorials: a Japanese case study", *Communicating Conflict*, pp. 97-118, Continuum, 2008年7月
- ・ Maruyama, Takehiko, Makoto Yamazaki, and Kikuo Maekawa, "Statistical sampling method used in the Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese", *The*

proceedings of 18th International Congress of Linguists.

- ・相澤正夫，小椋秀樹，斎藤達哉「漢字表の設計と活用」，『言語政策に役立つ，コーパスを用いた語彙表・漢字表等の作成と活用』（特定領域研究「日本語コーパス」言語政策班中間報告書），pp. 49-56，2008年9月

C. 招待寄稿

- ・丸山岳彦「作文の文体情報 --- 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』から見えるもの---」，『日本語教育』140，pp. 26-36，日本語教育学会
- ・前川喜久雄「日本語コーパス開発の現状と展望」，『英語コーパス研究』15，pp. 3-16，英語コーパス学会，2008年6月

D. 商業誌掲載論文

8 件(詳細は「現代日本語書き言葉コーパスの構築等」参照 (27ページ))

3. 学会発表（口頭発表，ポスター発表），講演

39件（英文6件）（詳細は「現代日本語書き言葉コーパスの構築等」参照 (28ページ) ）

4. デモンストレーション等

8 件(詳細は「現代日本語書き言葉コーパスの構築等」参照)

5. マスコミでの報道

TV番組1件，インターネットメディア3件，単行本での紹介1冊。

【研究課題名】敬語と敬語意識の半世紀—愛知県岡崎市における第3次調査—（基盤研究A）

【研究期間】平成19年度～平成21年度（2年次）

【研究組織】代表者：杉戸清樹

研究分担者：横山詔一，朝日祥之，塚田実知代，磯部よし子，阿部貴人（以上，国語研究所）

連携研究者：江川清（広島国際大学），井上史雄（明海大学），真田信治（大阪大学），松田謙次郎（神戸松蔭女子学院大学），片岡邦好（愛知大学），西尾純二（大阪府立大学），辻加代子（神戸学院大学），松丸真大（滋賀大学），吉野諒三，松本渉（以上，統計数理研究所），吉岡泰夫，尾崎喜光，熊谷智子，大西拓一郎，高田智和（以上，国語研究所）

研究協力者：久木田恵

【研究概要】

国立国語研究所が昭和27年度と昭和47年度に愛知県岡崎市で実施した，敬語と敬語意識についての調査の3回目の経年調査を企画・実施するものである。人口動態の活発化にともなう地域社会の変容と敬語使用基準の変化との関係の把握は，第1次調査からの研究課題である。第1次調査が行われてから半世紀の間における敬語使用と敬語意識の変遷を解明するために，これまでの調査を踏まえた経年調査を実施する。敬語と敬語意識について同一地点で継続して大規模な調査研究を行うという点では，国内外の研究においても他に事例はなく，当該分野の先駆的なものと位置づけられる。

【研究実施状況】

第三次敬語調査の本調査を平成20年11月と平成21年2月に実施した。調査実施までの間，経年調査班・新規調査班による調査項目の検討，サンプリング，調査協力を得るための広報活動等を行った。経年調査として，サンプリングによって選ばれた600人の岡崎市民から306人の回答を，これまでの調査対象者145人の岡崎市民から82人の回答を，それぞれ得た。この他，記述調査班では，平成19年度に引き続き，基本調査票に基づく本調査，ならびに自然談話収集調査を実施した。全体会議を平成20年6月と平成21年3月に開催し，進捗状況を確認した。

【研究成果】

- ・横山詔一・朝日祥之・真田治子「記憶モデルによる敬語意識の変化予測」『社会言語科学』11巻1号，64-75，社会言語科学会，2008年8月
- ・朝日祥之・松田謙次郎「敬語研究と実時間的言語変化研究との接点を求めて」『社会言語科学』11巻1号，39-50，社会言語科学会，2008年8月
- ・Shoichi Yokoyama, Yoshiyuki Asahi, and Haruko Sanada. 'A multiple logistic curve model for a change in languages in Okazaki city' A paper presented at CIL18 International Congress of Linguists, Korea University, Korea, 2008年7月
- ・Asahi, Yoshiyuki. 'Dynamism of a real-time change in Japanese honorifics: Evidence from a Japanese city of Okazaki.' A paper presented at CIL18 International Congress of Linguists, Korea University, Korea, 2008年7月
- ・松田謙次郎・朝日祥之・松丸真大・阿部貴人，ワークショップ「同一データの複眼的分析からわかること：岡崎敬語調査3場面の再分析」第22回社会言語科学会，258-266，2008年9月

【研究課題名】 地理情報システムに基づく言語地理学の再構築（基盤研究B）

【研究期間】 平成18年度～平成21年度（3年次）

【研究組織】 代表者：大西拓一郎

分担者：中井精一（富山大学）、大西宏治（富山大学）、鳥谷善史（天理大学）

【研究概要】

本研究は、方言情報を地理情報システム(Geographical Information System: GIS)に組み込むことにより、諸種の地理情報と方言分布を総合的に分析する方法を構築し、言語地理学を新たな方向に展開させることを目的とするものである。

従来の言語地理学は、言語外の地理情報との比較の困難さもあって、言語中心の分析に止まり、分布領域間の配列関係のみに焦点化した相対的歴史研究に止まるきらいがあった。言語内外の情報を総合的に扱うGISをベースにするなら、位置的配列のみの狭いモデルの世界を脱し、様々な地理情報との関わりの中で方言分布を扱う世界に大きく羽ばたくことができる。手順の上でも、客観的かつきめ細かな地理的扱いを導入することで、従来の主観に依存した配列関係の把握から、追試可能な研究に性質を移行させることができる。本研究は、このようにして、言語地理学を従来なかった方向に新しくかつ大きく発展させることを目指す。

【研究実施状況】

3年次にあたる平成20年度は、前年度から開始した具体的な情報獲得・収集、ならびに基礎的分析を継続した。

- (1) 研究打ち合わせ a. GISに関する基礎知識ならびに具体的分析方法の確認, b. GISを利用する上での問題点の洗い出しと対策を討議した。
- (2) 方言データの作成・収集 a. 方言データの地理情報化, b. 新規方言データの調査・収集を継続した。
- (3) 言語外地理情報の獲得 言語外地理情報の整理と実施を行った。
- (4) 測地系の統一 地理座標フォーマットを世界測地系に統一した。
- (5) 分析 方言地理情報と言語外地理情報(主に人口、交通、標高、水系データ)とのオーバーレイ(重ね合わせ)を中心に分析を進め、傾向面分析の利用方法の検討を継続した。
- (6) 成果報告 学会・各種研究会・研究集会・シンポジウム等で分析結果を報告し、GISを基盤とした言語地理学の有効性のアピールを継続した。
- (7) 知見の共有化 得られた知見を共有化するために, a. 代表・分担者間のMLを継続活用するとともに, b. GIS利用上のマニュアル作成を継続した。

【研究成果】

- ・大西拓一郎『現代方言の世界』（朝倉書店）、120p.、2008年6月
- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図」『言語』37-4～6、2008年4月～6月
- ・大西拓一郎「地理情報としての方言—方言学とGIS—」『空間情報シンポジウム2008』（インフォマティクス・地理情報システム学会）、pp. 189-195、2008年7月
- ・ONISHI Takuichiro, Comparing the Distribution of Dialects, Societies and Environments in Japan, Thirteenth International Conference on Methods in Dialectology (University of Leeds), p. 49, 2008年8月

**【研究課題名】国内地域間コミュニケーション・ギャップの研究—関西方言と他方言の対照
研究—（基盤研究B）**

【研究期間】平成19年度～平22年度（2年次）

【研究組織】代表者：尾崎喜光

分担者：井上文子，朝日祥之，野山広，

陣内正敬（関西学院大学），二階堂整（福岡女学院大学）

連携研究者：真田信治（大阪大学大学院）

【研究概要】

勉学や就職，結婚等で他の地域に移り住んだ場合，移住先の言葉遣いに違和感を覚えたり，自分の言ったことが移住先の人に誤解して受け取られたりという行き違いが生じる場合がある。こうした国内における地域間コミュニケーション・ギャップは，いろいろな地域間で見られようが，本研究では，言葉自体が共通語と大きく異なり，現在においても他の地域に対し大きな影響を与えている関西方言を軸とし，そこと他の方言との間の対照研究を行う。

【研究実施状況】

前年度と同様の枠組みによる移住者対象のインタビュー調査を継続した。また，これまで実施したインタビュー調査において回答者からコミュニケーション・ギャップとして指摘されることの多い表現については，移住先の人々の実際の使用と評価意識を量的に把握するためにアンケート調査（大人数調査）を実施した。

インタビュー調査の中心的な質問内容は，移住先の言葉についてどう感じているか，自分の言ったことが意図とずれて受け取られてしまったことはないか等である。調査は基本的に回答者2～3人によるグループ単位により自由談話に近い形式で行なった。我々の想定外の反応も得られるよう，基本的にオープンクエスションの形で進めたが，コミュニケーション・ギャップとして意識されることが予想される主要な項目については手控えとしてのメモを作成し，それらについてどう感じているかを積極的に質問することとした。

インタビューの回答者は移住者であるが，具体的には，言葉についての内省力が高くさまざまな情報が得られることが期待される新聞記者やアナウンサー等の職種の人々，子供の保育園や学校のつながりで地元の人と接することの多い主婦をおもな対象とした。今年度は94人から回答を得た。「出身地→移住先」の形式により内訳を示すと次のとおりである。

関西→名古屋市：32人	名古屋市→関西：4人
関西→広島市：15人	広島市→関西：3人
関西→福岡市：22人	福岡市→関西：2人
関西→首都圏：0人	首都圏→関西：16人

一方，アンケート調査については，今年度は名古屋市と福岡市において実施した。回答者は無作為に選ばれた20歳～79歳の市民各200人（計400人）である。実査は民間の調査会社に委託した。次年度は東京都（区部），広島市，大阪市において同様の調査をする予定である。

【研究成果】

- ・尾崎喜光「<くらしの中の日本語>まえで（前で）—空間限定された用法—」『信濃毎日新聞』，2008年4月10日

【研究課題名】 コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習の研究
ー効果と評価の観点からー（基盤研究B）

【研究期間】 平成19年度～平成21年度（2年次）

【研究組織】 代表者：柳澤好昭

分担者：野山広，早田 美智子，高橋悦子

水町伊佐男（広島大学大学院・名誉教授）

【研究概要】

今後の多様な日本語学習形態を支える役割を担うのは、多様化が容易で利便性のある電子媒体である。そこで、本研究課題の目的は、効果（学習意欲強化，学習成果向上）と評価（プラス，マイナス）を得る電子化コンテンツの共通項，非共通項を探り，今後の日本語教育における電子化コンテンツの評価基準，開発時のポイントを創成し，公開する。また，新しい学習形態での日本語教育の指導方法と教材・教具の関係の示唆を提供する。

【研究実施状況】

本年度は研究計画に従って以下の活動を並行的に進めた。

1. 前年度に行ったサンプル・コンテンツの利用者に対する調査結果の再整理と分析
2. 前年度作成したコンテンツの技術的な事項（多言語同時表示，文字化け，プログラムの動作性，解像度等）に関する最終確認
3. 教室，あるいは自己学習で使用するコンテンツの再確認（種類，順序，オリジナルや改良版の作成，MOV → WMVのビデオ形式変換）
ビデオ素材集：http://ns5.jwsh-unet.ocn.ne.jp/jcall/std/index_02.html
4. 協力校（主として教師）に対するコンピュータ利用日本語教育の導入に関するプレゼンテーション（準備活動，レディネスのプラス化）の実施
5. 作成した評価に関するファクター（要因），測定尺度の確定と試行
6. これまでのコンピュータ利用日本語教育における学習成果，学習意欲，レディネス，学習活動等についての調査結果の整理と分類
7. インターネット環境がよくない，あるいはインターネット非接続環境の学習者に提供するスタンドアロンDVD教材の複写制作（バックアップの確保を兼ねる。）のための教材マスタDVDの制作
8. 協力校でコンピュータ利用日本語教育を導入した日本語教育の実施
9. 調査データの整理と分類，学習成果，学習意欲，レディネス，学習活動等についての結果の整理

【研究課題名】多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた学際的研究
ー複合領域としての日本語教育政策研究の新たな展開を目指してー(基盤研究B)

【研究期間】平成17年度～平成20年度(4年次)

【研究組織】代表者：野山広

分担者：石井恵理子(東京女子大学)、川村尚也(大阪市立大学)、佐藤郡衛(東京学芸大学)、平高史也(慶應義塾大学)、松本茂(立教大学)、山西優二(早稲田大学)、横溝紳一郎(佐賀大学)

【研究概要】

本研究は、多文化化する日本の状況を踏まえつつ、以下の3つを目標として行う。

- (1) 多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた基礎資料を提供すること
- (2) 学際的な観点からの政策研究を試み、成果を報告することによって、複合領域としての日本語教育政策研究(日本語教育学の制度研究)の新たな展開に貢献すること
- (3) 政策研究の重要性について喚起するとともに、認識の深化を促す役割を果たすこと(学術的・社会的有用性)

人の流動化が進む中、社会状況の変化に応じた受入れ体制の充実・改革に向けた、総合的で学際的な言語教育政策研究や政策の立案がますます必要となってきた。本研究グループの場合、複合領域としての日本語教育政策研究の新たな展開へ向けた、学術的な貢献を目指して、分担者や協力者の持つ多様な専門背景を生かしながら学際的研究を行う。また、先行(モデル)地域の実践事例を分析・報告することで、喫緊の課題として想定される、外国人住民に対する第二言語としての日本語教育の支援方策や、関連した人材(教員やコーディネータなど)の育成・研修プログラムの充実に有用な基礎資料の提供を図る。

【研究実施状況】

国内の地域(長野県長野市、北海道札幌市)の訪問調査や、縦断調査(秋田県能代市)を継続しつつ、群馬県(太田市・大泉町)、福岡県(福岡市)などの共生社会構築に向けた動きに関する調査、及び、海外(ドイツ、韓国)における、特に移民に対する政策、第二言語としての自国語教育、母語、継承語教育の実態に関する調査や確認等を行った。また、これまでの国内・海外調査の分析結果や成果＝発表・論文等を報告としてまとめる作業を行った。

【研究成果】

論文：・野山広「多文化共生と地域日本語教育支援ー持続可能な協働実践の展開を目指してー」

『日本語教育』138号, pp. 4-13. 日本語教育学会, 2008年

・野山広「連携におけるコーディネーターの役割と課題ー地域における研修やワークショップを事例としてー」『異文化間教育』28, pp. 32-43. 異文化間教育学会, 2008年

発表：・野山広・藤田美佳・石井恵理子・桶谷仁美「就学前日本語教育とリテラシー教育の重要性ー母親が日本語非母語話者の子どもの場合ー」日本語教育学会2008春季大会予稿集, pp. 233-244., 2008年5月

・野山広「地域日本語学習支援の現場から見えてくること」日本語教育学世界大会2008第7回日本語教育国際研究大会予稿集1, pp. 91-94., 2008年8月

他に、フォーラム「外国人住民の言語生活、学習支援について考えるー民・官・学による連携・協働の可能性を探るー」(発表・協力者：高橋浩三・長藤節子・斎藤ひろみ・川上郁雄・結城章夫、コーディネーター：野山広)(2008年10月、山形市)等を開催した。

**【研究課題名】「生活のための日本語」に関する基盤的研究：段階的発達の支援を目指して
(基盤研究B)**

【研究期間】 平成20年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】 代表者：金田智子

分担者：宇佐美洋，福永由佳，森篤嗣，黒瀬桂子

連携研究者：足立祐子（新潟大学），松岡洋子（岩手大学）

調査協力者：武田聡子（NPO法人日本語教育研究所），谷啓子（東京女子大学），
矢部まゆみ（津田塾大学）

【研究概要】

在住外国人が社会の一員として地域に根づき，十全な生活を送ることを可能にするために，(1)「生活に必要な日本語の力とはなにか」を明らかにするとともに，(2)その習得を促すための到達目標を段階化して示し，(3)段階的成長を促すための方策を提案する（能力評価方法の提案も含む），という3つのことを目的とする。この目的のために，①各種生活場面（接触場面）における在住外国人及び日本人の言語使用の実態調査，②在住外国人の言語使用に関する，在住外国人及び日本人双方の視点に立ったニーズ調査，③在住外国人の言語能力に対する認識・評価に関する調査，④在住外国人の学習リソース利用，ストラテジー利用の実態に関する調査を行う。

本研究を通じて開発・提案する「到達目標」及び，その評価手法は，教材・カリキュラム・テスト等の開発時に参照されることが期待される。

【研究実施状況】

「生活のための日本語」全国調査を実施した。在住外国人の日本語使用実態，学習ニーズを明らかにすることを目的に，以下の2種の質問紙調査を行った。

(1) 外国人調査

- ・調査対象及び地域：日本在住，20歳以上の外国人。全国から，外国人登録者数及び比率を参考に20地域を選定。
- ・質問紙配布及び回収の方法：各種国際交流関係機関を介し，手渡しによる配布。仲介者による回収または，回答者から調査会社への直接返送。
- ・目標回答者数：各地50人，全国1,000人。 ・回答者数：1,662人。
- ・質問紙内容：属性及び，14場面105項目の言語行動についての「接触頻度（言語を問わず）」「日本語による遂行の可否」「習得希望の有無」。

(2) 日本人調査

- ・調査対象及び地域：日本在住の20歳以上70歳未満の日本人。層化二段無作為抽出により，全国200地点，各地25人を住民台帳より抽出。
- ・質問紙配布及び回収の方法：郵送
- ・目標回答者数：2,000人。 ・回答者数：1,176人。
- ・質問紙内容：属性及び，9場面34項目の言語行動についての「接触頻度（言語を問わず）」「日本語使用の有無」「日本語による遂行の困難度」。

【研究成果】

- ・「コミュニケーション能力研究会（第12回，2009年3月14日実施）」での報告
- ・速報版を2009年4月にホームページ及び印刷物にて公表予定。

【研究課題名】医療コミュニケーションを適切化するポライトネス・ストラテジーの研究と資料の提供（基盤研究C）

【研究期間】平成19年度～平成20年度（2年次）

【研究組織】代表者：吉岡泰夫

分担者：相澤正夫，田中牧郎

連携研究者：宇佐美まゆみ（東京外国語大学）

研究協力者：早野恵子（済生会熊本病院），三浦純一（公立岩瀬病院），
徳田安春（聖ルカ・ライフサイエンス研究所），本村和久（沖縄県立中部病院），西崎祐史（聖路加国際病院）

【研究概要】

この研究は、医療コミュニケーションの適切化に貢献し、医療従事者のコミュニケーション・スキル向上に役立つ、ポライトネス・ストラテジーを中心とするコミュニケーションの工夫について探求し、その成果を医療・医学教育に提供することを目的とする。医師・患者双方を対象にした調査、及び、診療場面のビデオ収録を実施し、医療コミュニケーションの適切化に貢献するポライトネス・ストラテジー、及び、医療面接技法を明らかにする。その成果をまとめ、医療コミュニケーション教育の教材を作成する。

学術的有用性は、医療現場の調査に基づいて、社会言語学と総合診療学・医学教育学の連携による学際的な医療コミュニケーション研究を開拓し、発展させることである。社会的有用性は、安全で信頼される、患者満足度が高い医療の実現という社会的要請に応えるために、医療コミュニケーション適切化の具体的な方策を提案することである。

【研究実施状況】

ポライトネス理論を応用した医療コミュニケーション教育プログラムを用いて、聖路加国際病院の内科後期研修医5人を対象に、コミュニケーション教育を実施し、教育介入の前と後の外来診療をビデオ録画した。教育を受けた研修医が、外来診療でポライトネス・ストラテジーを効果的に活用できるようになったか、受診した患者による評価、研修医の自己評価、指導医の評価によって総合的に評価した。

【研究成果】

- ・吉岡泰夫・相澤正夫・田中牧郎・宇佐美まゆみ・早野恵子・徳田安春・三浦純一・西崎祐史
「ポライトネス理論を応用した医療コミュニケーション教育プログラムの有効性」『日本語学会2008年度秋季大会予稿集』, pp. 255-262
- ・Yasuharu Tokuda, Yasuo Yoshioka, Sawako Okamoto, Masao Aizawa, Makiro Tanaka, Kazuhisa Motomura and Keiko Hayano (2008) The Influence of Medical Jargon Mixed with Foreign Terminology in the Japanese Clinical Environment, *Internal Medicine*, vol.47 no. 14, pp. 1329-1334
- ・Yasuharu Tokuda, Yasuo Yoshioka, Masao Aizawa, Makiro Tanaka, Kazuhisa Motomura, Keiko Hayano, 他3人 (2008) Physicians' Use of Local Dialects during Communication with Patients. *General Medicine*, Vol.9, No.1, pp.13-19
- ・吉岡泰夫・早野恵子・三浦純一・徳田安春・本村和久・相澤正夫・田中牧郎・宇佐美まゆみ
「良好な患者医師関係を築くコミュニケーションに効果的なポライトネス・ストラテジー」『医学教育』39-4, pp. 251-257, 2008年

【研究課題名】日本語のコロケーションを記述するための統計指標のコーパスによる検証
(基盤研究C)

【研究期間】平成20年度～平成22年度（1年次）

【研究組織】代表者：山崎誠

分担者：馬場康維（統計数理研究所），村田年（慶應義塾大学），
橋本和佳（同志社大学）

【研究概要】

本研究は、以下の2つを目的とする。

- (1) コロケーション（連語）を計る既存の統計指標について、日本語コーパスへの適用例を通じてその性質を具体的に明らかにし、統計指標の有用性ないし限界を実証的に検証する。
- (2) 日本語コーパスの解析結果を利用して、コロケーションを計る統計指標の評価方法の検討、及び、より有効な統計指標の設計を行う。

【研究実施状況】

本年度は準備段階として以下の3項目を実施した。

1. コーパスの取得と整備

現代日本語書き言葉均衡コーパスモニター公開データ、学術論文データ、毎日新聞CD-ROM、新聞社説データ等を入手し、UniDic+MeCabを用いて形態素解析を実施した。

2. 統計指標の問題点の整理

「細く長い道」のような例では、「細く」と「道」とのコロケーションが直接には検出できない。また、「目に余るふるまい」のような慣用句を含んだ表現では、「余る」と「ふるまい」のような例外的なコロケーションが抽出されてしまう。このような、コロケーション測定の目的から外れる事例がどのくらいあり、測定の際にどれくらい影響を与えるかを具体的に検討するため、白書データで実測を行った。

3. 文章のジャンルと相関する特徴的表現の抽出

文章のジャンルを判別する指標を検討するため、モニター公開データの白書における複合動詞の抽出作業及び新聞社説データの慣用句の抽出作業に着手した。

【研究成果】

- ・山崎誠「複合辞の文体的特徴-BCCWJにおける複合辞の分布-」（複合辞研究会，筑波大学），2009年2月22日
- ・村田年「複合辞から見える文章のジャンル-計量分析を通じて-」（複合辞研究会，筑波大学），2009年2月22日
- ・村田年「文章と文型8－論文要旨における文型の使用頻度調査－」『日本語と日本語教育』慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター37号pp. 61-92，2009年3月

【研究課題名】学習者の自発的学習と柔軟な運用を考慮した作文支援システムの実現

(基盤研究C)

【研究期間】平成20年度～平成22年度（1年次）

【研究組織】代表者：山口昌也

研究分担者：棚橋尚子（奈良教育大）

研究分担者：加藤良徳（静岡英和学院大）

連携研究者：北村雅則（名古屋学院大）

【研究概要】

本研究の目的は、学習者が自発的に作文技術を習得できる作文支援システムを実現し、教師が自らの授業計画に沿って、システムを運用するための手法を確立することである。対象とする授業は大学の作文教育とする。システムは、ネットワークアプリケーションとして実装し、学習者と教師はWebブラウザから利用する。本研究の評価・検証は、授業計画を策定し、本システムを実際の授業で運用することにより実施する。

本研究の学術的な特色は、(1) 作文支援システムに、「ピア・レスポンス」と「利用者が教えるというパラダイム」を応用し、自発的な作文技術習得を促進するためのインタラクション手法を導入すること、(2) 「文章構造規則」により、教師の授業計画に沿った作文支援を可能にすることである。

以上の研究を行うことにより、(1) 一定の書式と文章構造が規定された文章を作成するための技術を、学習者が自発的に習得できる作文支援システムを実現することができる、(2) 授業計画に沿った支援が可能になり、学習者が効率的に作文技術を習得できるようになる。

【研究実施状況】

- (1) 既存の作文教育、作文支援システムについて、文献（Webを含む）を調査した。
- (2) 作文支援システムTEachOtherSの設計・実現を行い、システム、および、関連資料をWeb上に公開した。
- (3) 作文実験を計4回（奈良教育大2回、名古屋学院大2回）行った。その結果を研究発表（計3件、後述の「研究成果」を参照）した。
- (4) 実験計画を作成するために、計6回（東京、名古屋、奈良）の打ち合わせを行った。

【研究成果】

- ・山口 昌也，北村雅則，棚橋尚子：作文支援システム TEachOtherS における作文規則の作成と分析支援機能の実現，言語処理学会第15回年次大会，2009年
- ・北村雅則，石川美紀子，加藤良徳，棚橋尚子，山口昌也：作文支援システム TEachOtherS の運用と教育的効果の分析，言語処理学会第15回年次大会，2009年
- ・Masaya YAMAGUCHI, Masanori KITAMURA: TEachOtherS: A Writing Aid System for Students, Proceedings of CATE2008 , 2008年

【研究課題名】辞書用例の記述仕様標準化のための実証研究（基盤研究C）

【研究期間】平成20年度～平成22年度（1年次）

【研究組織】代表者：柏野和佳子

協力者：橋本三奈子（ジー・サーチ）、棟上昭男（東京工科大学名誉教授）、
鈴木裕信（鈴木裕信事務所）

【研究概要】

辞書記述において用例の重要性は認識されているが、用例記述の方法論がこれまで十分に議論されておらず、一般の国語辞典、用例集、計算機用辞書の用例記述も、質、量ともに十分とは言い難い。そこで、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』という大規模コーパスの整備という機会をとらえ、用例の抽出、分析、編集を行い、用例分析、記述の理論を構築し、従来の辞書記述の課題解決を図る。

用例記述の理論・方法論の構築は、言語研究、自然言語処理研究に対して具体的貢献をもたらすと期待される。

【研究実施状況】

一般の国語辞典に必要な用例を明らかにするため、現行の国語辞典の多義語の意味記述と、用例の掲載状況を比較、分析した。調査語は動詞約40語である。対象とした辞書は、『岩波国語辞典』第六版（岩波書店）、『新明解国語辞典』第六版（三省堂）、『新選国語辞典』第八版（小学館）、『明鏡国語辞典』（大修館書店）、以上4冊である。

また、用例提示が貢献すべき用途を分析した。さらに、用例の記述方法案を検討した。

【研究成果】

- ・国語辞典4種の用例収載状況一覧（動詞40語）
- ・用例提示が貢献すべき用途一覧
- ・用例の記述方法案

【研究課題名】三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究

(基盤研究C)

【研究期間】平成18年度～平成20年度（3年次）

【研究組織】代表者：熊谷智子

連携研究者：三井はるみ，熊谷康雄

協力者：木谷直之（国際交流基金ジャカルタ日本文化センター）

【研究概要】

本研究では，三者面接調査（調査者1人に対して回答者2人の面接調査）の談話データを分析して，参加者行動，特に回答者間に見られる相互作用の種類および談話における働きを明らかにし，同時に，相互作用パターンの地域差について新たな知見を得ることを目的とする。また，特定の談話目的を持ち，話者間の一定の役割関係を前提とするほかの種類（教室談話など）にも応用可能な分析の枠組みを得ることも目指す。

この研究によって，以下のことが期待できる。

- ・三者面接調査における回答者間相互作用に関する知見の拡充と深化
- ・親疎関係が相互作用に与える影響に関する知見の獲得
- ・言語行動・対人行動の地域差に関する知見の獲得
- ・他の種類の制度的談話にも応用可能な分析観点の提示

研究計画は，以下のとおり。

- ・文献の収集・検討を通して，調査・分析方法の立案を行う。
- ・三者面接調査を行い，秋田・東京・大阪の三地域で談話データを収集する。
- ・データの文字化・分析を行い，考察結果を随時，学会・研究会で発表する。そこでの議論は以降の分析・考察への参考とする。

【研究実施状況】

平成20年度は，昨年度で収集を終えた面接調査談話データ（画像・音声・文字化）の整備を完了し，その分析に基づいて，回答者間の相互作用，参加者による面接調査談話の構築，発話や言語行動のくり返し等に関する論文執筆，学会発表を行った。

【研究成果】

<談話データ>

- ・三者面接調査談話44件分（約32時間）の電子化（録音・録画）・文字化データ

<論文>

- ・熊谷智子・木谷直之「発話のくり返し，語りの重ね合い ―三者面接調査における共感表出行動―」『待遇コミュニケーション研究』6号，pp. 65-80，2009年
- ・熊谷智子・木谷直之（投稿中）「質問者に直接返されない<回答> ―三者面接調査における連鎖交渉―」

<口頭発表>

- ・熊谷智子・木谷直之「三者面接調査における経験の語り合い ―初対面回答者による「共－成員性」の表示と調査談話への適応―」『社会言語科学会第22回発表論文集』pp. 28-31，2008年

<成果報告書>

- ・『三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究 研究成果報告書』，2009年3月

【研究課題名】方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究（基盤研究C）

【研究期間】平成18年度～平成20年度（3年次）

【研究組織】代表者：井上文子

分担者：熊谷康雄，熊谷智子，三井はるみ，井上優

【研究概要】

同一地域における複数の世代の方言談話を比較・対照し，方言談話に見られる表現法の変容の実態と，地域間の変化の過程の相違について考察することを目的とする。

国語研究所におけるプロジェクト「日本語に関する蓄積資料の整備」の一環として蓄積してきた方言談話資料を基礎データとし，これらと比較するために，同一地域で，新規に，高年層と若年層の談話を収録する。蓄積・収録した方言談話は，言語データベースとして整備し，公開する計画である。

従来扱われることが少なかった間投表現，感動表現，呼びかけ表現，応答表現などを中心に，話しことばである方言談話に特徴的な表現に焦点をあて，各地域・各世代の談話に現れる表現法について，記述・分析を行う。

方言談話の世代間比較，地域間比較をすることによって，各地域の表現法の経年的変化と，その変化の方向性を探る。また，方言談話の地域的特性を明らかにすることも意図している。

【研究実施状況】

平成20年度は、『全国方言談話データベース』の調査地点の中から，新規に談話を収録する地点として，福岡県北九州市八幡東区大蔵河内を選定し，高年層（70歳代）3人の談話，若年層（20歳代）3人の談話をそれぞれ90分程度収録した。あわせて，談話データを分析する際には非言語行動の重要性も高いため，会話の場面も録画した。

収録した音声・画像をもとに，談話を文字化し，共通語訳をつけ，高年層・若年層の方言談話資料をそれぞれ作成した。これらの言語データは，効率的に検索・加工が行えるよう，また，資料の劣化が生じないように，電子データとしている。

基礎データとした『全国方言談話データベース』には，昭和56年に収録された福岡県北九州市八幡東区大蔵河内における明治34～40年出生の話者の談話が含まれている。この方言談話に現れた表現法の記述と比較しながら，新規に収録した高年層談話・若年層談話に現れる表現法の特徴について，記述・比較・分析を試みた。「見かけの時間による変化」ではあるが，同一地点における三つの世代（約30～50年間隔）の談話の比較を行うことによって，当該地域の経年的な変化の過程を探ることが可能である。

研究期間の最終年度にあたり，本研究課題により収集した資料および基礎データを用いた研究の成果を報告書として刊行した。

【研究成果】

- （1）福岡県北九州市八幡東区大蔵河内における高年層談話資料
- （2）福岡県北九州市八幡東区大蔵河内における若年層談話資料
- （3）「方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究」

平成18-20年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(一般)）研究成果報告書

**【研究課題名】明治期国語調査委員会資料と『日本言語地図』『方言文法全国地図』による
分布解釈研究（基盤研究C）**

【研究期間】平成20年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】研究代表者：吉田雅子

連携研究者：竹田晃子、鎌水兼貴

【研究概要】

日本全国規模の方言調査資料『音韻調査報告書』『音韻分布図』『口語法調査報告書』『口語法分布図』『日本言語地図』『方言文法全国地図』を用いて、方言分布の通時分析と総合的解釈を行う。これまで行われた全国方言調査の学史的社会的意義をふまえ、その調査データを用いて分布・解釈研究を行い、今後実施される全国方言調査・言語地図作成に備え寄与することをめざす。

期間中には以下の作業を実施する。（Ⅰ）対象資料の記述研究とデータベース化，（Ⅱ）分布分析と解釈研究（『口語法分布図』『方言文法全国地図』対照地図・『音韻分布図』『日本言語地図』対照地図の作成と，比較解釈研究），（Ⅲ）報告書作成とウェブ公開。

【研究実施状況】

- ① 未見・未入手資料の探索調査のため，6日間の出張をおこなった。また，研究発表のため，3日間の出張をおこなった。
- ② 収集資料のデータベース作成をおこない，データ整理に57日人を投入して電算データ化した。
- ③ 収集・電算化したデータの分析を進めた。その成果の一部を，日本方言研究会第87回研究発表会において口頭発表した。
- ④ 研究経過と成果を随時公開するため，ウェブサイトを開設し公開した。

<http://socling.org/kogoho/>

【研究成果】

- ・竹田晃子，「明治期国語調査委員会による音韻口語法取調の概要と第2次調査資料の分析」，日本方言研究会第87回研究発表会：岩手大学，（口頭発表），2008年11月
- ・竹田晃子，「明治期国語調査委員会による音韻口語法取調の概要と第2次調査資料の分析」，『日本方言研究会第87回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会），pp61-68，2008年11月
- ・竹田晃子，吉田雅子（共著），『方言と地図』（フレーベル館），84p，2009年2月
- ・鎌水兼貴，「陸上競技のことば一競技名を中心に」，『日本語学』27-9（明治書院），pp12-20，2008年8月
- ・鎌水兼貴，『共通語化過程の計量的分析—『方言文法全国地図』を中心として—』（博士（学術）論文，東京外国語大学大学院地域文化研究科博士後期課程），2009年1月
- ・吉田雅子，「方言関係新刊書目」，『日本方言研究会第86回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会），pp82-87，2008年5月
- ・吉田雅子，「方言関係新刊書目」，『日本方言研究会第87回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会），pp78-84，2008年11月
- ・吉田雅子（共著），『小学館ことばのえじてん』（小学館），431p，2008年11月
- ・吉田雅子（共著），『都道府県別全国方言辞典』（三省堂），（印刷中）

【研究課題名】加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究（萌芽研究）

【研究期間】平成18年度～平成20年度（3年次）

【研究組織】代表者：尾崎喜光

連携研究者：村中淑子（姫路獨協大学）

協力者：大鐘秀峰（北海道札幌西高等学校）

【研究概要】

言葉の変化と言った場合、社会全体としての変化が想起されることが多く、その面からの研究の蓄積は多い。しかしその一方で、加齢に伴う個人の内部での言語変化も考えられる。幼児期からそれ以降にかけての変化や、敬語使用を中心とする学生時代から社会人への変化については、これまでも多くの研究がなされてきた。しかし、青年期以降の敬語以外の面での加齢変化もありそうだ。この点については徐々に研究が進んできているが、まだ十分ではない。そこで本研究では、そもそものような表現に加齢変化が見られるかを広く探索するとともに、加齢変化が見られる原因について、特に社会活動の変化に注目しつつ、インタビューやアンケートにより明らかにする。加齢変化の研究はほとんど未開拓であるため、研究領域の開拓という点で学術的な貢献ができる。

【研究実施状況】

前年度までと同様の枠組みによるインタビュー調査を北海道と関西において継続し調査を完了させるとともに、東京都の専門学校生を対象としたアンケート調査を実施した。また、研究全体のまとめとして冊子体による研究成果報告書を作成した。

インタビューの内容は、若年層の頃（主として中学生・高校生）と比べ現在の自分の言葉で変化したところはないか、変化があった場合いつ頃、どんなきっかけで、なぜその言葉を使い始めたのか等を中心に、基本的に2～3人のグループ単位で自由談話に近い形で行なった。回答者は基本的に地元で生まれ育った成人とした。インタビューは全体を録音し、事後に概要をアルバイタに文字化させ、それを分析した。

インタビュー調査は、6月下旬に関西（京阪神中心）で12人、7月中旬に積丹町・古平町・札幌市で21人に対し実施した。北海道では前年度まで札幌市で調査を実施したが、方言の使用がより濃厚な地域も含めるべきであると考え、今年度は積丹町・古平町においても実施した。なお、補足的な調査として、首都圏で7月・8月に2人調査した。

3年間継続して実施したインタビュー調査により、北海道49人、関西47人、首都圏3人、計99人から回答を得た。

また、アンケート調査については、北海道（札幌市）710人、関西（姫路市）515人、東京都850人、計2075人から回答を得た。

【研究成果】

- ・村中淑子「関西方言の文末表現について—個人言語と年齢アイデンティティーとの関連—」『徳島大学国語国文学』第22号、2009年3月
- ・大鐘秀峰「加齢による言葉の変化について③」第181回北海道方言研究会、2009年2月
- ・尾崎喜光『加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究』[研究成果報告書]、2009年3月

【研究課題名】近代文語文を対象とした形態素解析のための電子化辞書の作成とその活用

(若手研究B)

【研究期間】平成19年度～平成20年度(2年次)

【研究組織】代表者：小木曾智信

【研究概要】

本研究では近代語文語文の形態素解析を行うための電子化辞書を作成する。この辞書は、見出し・語形・書字形に階層化し、斉一な解析単位による言語研究に適したものとし、明治期に発行された辞書の見出し語情報などの近代語研究に役立つ情報を付与する。

この辞書と形態素解析器を組み合わせることで近代文語の形態素解析システムを完成させ、日本語研究者に利用しやすい形で公開する。また、このシステムによる解析結果を用いてコーパス言語学の手法による近代語の記述的研究を行う。

【研究実施状況】

前年度に続き、辞書データベースに見出し語を追加して近代語解析のための語彙を整備した。同時に、人手修正を施した学習用コーパスを追加し、解析精度の向上を図った。こうして作成した「近代文語UniDic」をWeb上で一般公開し(②)、日本語学会においてデモンストレーション発表を行った(③)。また、解析精度向上のために現代語のコーパスを利用する方法を検討し、学会発表を行った(④)。

近代語形態素解析の応用として、「太陽コーパス」の文語記事を近代文語UniDicで解析して語彙調査を行った。この調査結果は出現頻度付きの語彙表にまとめた(①に掲載)。また、現代語コーパス(『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の一部)と近代語コーパス(『太陽コーパス』の一部)の解析結果をもとに、語種について比較を行った(⑤)。

【研究成果】

形態素解析辞書「近代文語UniDic」(②)を作成して一般に公開したほか、③～⑤の学会発表を行った。また、研究成果報告書(①)を作成した。

- ① 研究成果報告書『近代文語文を対象とした形態素解析のための電子化辞書の作成とその活用』(小木曾智信)、全233ページ、2009年3月
- ② 形態素解析辞書「近代文語UniDic」ver. 0.8, 0.9, 1.0 (プログラム) <http://www.kokken.go.jp/lrc/index.php?UniDic>
- ③ 日本語学会2008年度春季大会「近代文語文を対象とした形態素解析辞書：近代文語UniDic」
小木曾智信, 小椋秀樹, 近藤明日子 (2008年5月18日・於日本大学) 予稿集pp. 211-218 (デモンストレーション)
- ④ 言語処理学会第15回年次大会「現代語コーパスの利用による近代語形態素解析の精度向上」
小木曾智信・伝康晴・渡部涼子・近藤明日子 (2009年3月5日・於鳥取大学) 予稿集pp. 801-804 (ポスター)
- ⑤ 言語処理学会第15回年次大会「語種を観点とした近代語と現代語の語彙の比較 -形態素解析辞書「近代文語UniDic」「UniDic」を用いて-」
近藤明日子・小木曾智信 (2009年3月5日・於鳥取大学) 予稿集pp. 741-744 (ポスター)

【研究課題名】樺太方言と北海道方言の言語変容に見られる関係についての調査研究

(若手研究B)

【研究期間】平成20年度～平成21年度（1年次）

【研究組織】代表者：朝日祥之

【研究概要】

本研究では、日本語話者が移住する地域で移住者が持ち込んだ方言が接触することで形成された接触方言（コイネ）の特性を、北海道とサハリンで形成された接触方言（それぞれ、北海道方言、樺太方言）を例に、考察する。本研究では、両接触方言が形成された時期から現在にいたるまでの間に生じた言語変容をめぐる異同を明らかにすることをめざす。具体的には（１）北海道方言・樺太方言が形成された時期の言語生活に関する記述から当時の両方言の社会言語学的状況を記述する視点、（２）現時点での北海道方言・樺太方言の特徴を、現地調査から捉える視点、を設ける。この二つの視点から、樺太方言・北海道方言の言語変容に見られる関係を整理するのが、本研究の目的である。

【研究実施状況】

平成20年度に実施した調査は以下の通り。

1. 文献調査

北海道大学附属図書館で、戦前の樺太における言語生活に関する情報収集を行った（6月・7月）。その中でも、樺太引揚者によって作成された樺太方言語彙集の収集を行った。同様の作業を東京都に所在する全国樺太連盟の事務室でも実施した。

2. 面接調査

北海道札幌市（7月）、稚内市（3月）で実施した。札幌市での調査は、北星学園大学に通う学生20人と樺太からの引揚者（2人）が対象となった。調査では自然談話の収集とアクセント、および音声項目に関する面接調査を実施した。稚内市での調査では、札幌市での調査と同じ内容の調査を、樺太引揚者を対象に実施した。

【研究成果】（主要なもの）

- ・朝日祥之「樺太方言と北海道方言の関係についての一考察－サハリンでの現地調査データをてがかりとして－」山口幸洋博士の古希をお祝いする会編『方言研究の前衛 山口幸洋博士古希記念論文集』, 178-194, 桂書房, 2008年9月
- ・Asahi, Yoshiyuki. ‘Endangered Languages and Japanese Language Education in Sakhalin.’ Proceedings of the FEL XII Twelfth conference of the foundation for the endangered languages, 63-70, Leeuwarden: Fryske Academy., 2008年9月
- ・朝日祥之「サハリンの樺太方言における二拍名詞アクセント」『北海道方言研究会年報』85, 42-56, 北海道方言研究会, 2008年9月
- ・Asahi, Yoshiyuki. ‘”Cookbook method” and koine-formation: a case of the Karafuto dialect in Sakhalin.’ Dialectologia, 2, 1-21., 2009年3月
- ・Asahi, Yoshiyuki. ‘Linguistic features of a Japanese variety in a Japanese diaspora: an evidence from a Sakhalin Japanese Speaker of Uilta.’ In Toshiro Tsumagari (ed.) Linguistic world of Sakhalin, Hokkaido University, 27-40., 2009年3月

【研究課題名】「外国人にとってわかりにくい日本語」の判断基準に関する研究（若手研究B）

【研究期間】平成18年度～平成20年度（3年次）

【研究組織】代表者：植木正裕

【研究概要】

日本に住む外国人の増加に伴い、自治体の言語サービスの充実や、大規模災害時の緊急性の高い情報の伝達的手段として、共通言語としての日本語でわかりやすく情報を伝えることへの注目が高まっている。しかし、どのような表現がわかりやすい(わかりにくい)のかという点については明確な基準になるものがない。そこで本研究では、「外国人にとってわかりにくい日本語」に関わる要因を洗い出し、わかりにくさを客観的に比較・判断するためのデータ・ツールを作成することを目的とする。

本研究の成果は、外国人にとってわかりやすい日本語を考える際の手助けになるだけでなく、日本語能力試験など日本語力を問う枠組みを検討する際の有益な資料にもなると考えられる。

【研究実施状況】

辞書の表記や語義に対して、外国人に対する日本語教育の初級段階の学習項目かどうかの判定を昨年度に継続して行った。

- (1) 一般には、「初級」「中級」「上級」の3段階、あるいは、日本語能力試験「4級」「3級」「2級」「1級」という区分で日本語の難易度や学習項目が考えられることが多い。しかし、本研究では、日本語能力が初級程度の外国人にとってわかりにくいかどうかを判定するため、「わかる」「わかりにくい・わからない」の2段階の区分とする。
 - ・表記の難易度(語彙の学習段階と、その語彙で使用される漢字の学習段階のずれ)
 - ・語義ごとの難易度(日本語能力試験は語義ごとの級別を定義していない)
 - ・類義語や対義語との難易度の上下(言い換えや補足に使えるかどうか)
- (2) 中規模の国語辞典に採録されている動詞・形容詞・形容動詞・副詞(擬音語・擬態語を除く)について、平成20年度は日本語能力試験「4級」「3級」に含まれる形容詞・形容動詞を対象に作業を行った。

【研究成果】

- ・各語の表記や語義に対する難易度判定

【研究課題名】日本語学・日本語教育の概念を応用した国語科言語事項の指導法開発

(若手研究B)

【研究期間】平成18年度～平成20年度（3年次）

【研究組織】代表者：森篤嗣

【研究概要】

本研究課題の目的は、日本語学・日本語教育といった国語科教育と従来は十分に交流のなかった隣接分野の概念を活かして、言語事項を中心とした国語科での指導法開発及びその基礎となるデータの分析を行うことである。今まで有機的に機能してこなかった隣接分野の交流を行うことに学術的有用性があり、また、基礎研究の成果を指導法開発という実践的な形で具現化することに社会的有用性がある。

【研究実施状況】

本年度は研究課題に従って主に2つの研究を並行して進めた。

小中高生に対する聞き取り能力の研究

1つは母語話者である小中高生に非母語話者向け試験である日本語能力試験聴解問題及び国語科筆記・聞き取り試験を受験させた結果について、「日本語教育の観点から日本語能力試験が日本語学習者にどのような能力を問うているか」「国語科教育の観点から国語科聞き取り試験はどのような能力を問うているか」について分析した。

小学生に対するロールプレイを用いた話し言葉教育の研究

もう1つは、昨年度、全国大学国語教育学会で発表した「日本語教育の方法を応用した話し言葉教育の試みーロールプレイを用いた高等学校国語科の授業ー」の方針を引き継ぎ、小学生に対してもロールプレイ実践の準備・実施を進めた。2009年2月25日～28日に愛媛県西予市立狩江小学校にて教育実践を行った。また、実践と前後して教材の作成・出版についての検討を進めた。

【研究成果】

「小中高生に対する聞き取り能力の研究」については、2008年6月に茨城大学で行われた第114回全国大学国語教育学会にて「日本語能力試験による中高生の聞き取り能力調査」という題目で口頭発表を行い、2009年3月に千葉大学で行われた第12回日本語文法教育研究会にて「日本語能力試験と小中高生の聞き取り能力の関係について」という題目で同じく口頭発表を行った。また、並行して2つの学会誌に論文投稿を行った。

「小学生に対するロールプレイを用いた話し言葉教育の研究」については、データを得たのが2009年2月であったため、この報告書作成時点ではまだ分析の過程にあり、成果は発表できていない。来年度以降に学会発表などの形で成果を公表すると共に、その成果を市販教材の作成に活かし、出版へとつなげたいと考えている。

【研究課題名】 日本語学習者の語彙力および読解力の発展におけるメタ言語的スキルの役割
(若手研究B)

【研究期間】 平成19年度～平成20年度（2年次）

【研究組織】 代表者：和田志子

【研究概要】

本課題の主な目的は、非漢字系日本語学習者の語彙および文字に対する認識力を測定するための実験用ツールを開発することである。第2言語としての日本語に対する認識能力には学習者間個人差が大きいことが広く知られている。本研究では特に、語彙能力の熟達度における学習者間個人差とその原因である学習内要因に着目している。

本研究で期待される学術的な貢献は、心理言語学的な学習者内要因のうち文字認識能力の学習者間個人差を測定することが可能になる点である。また、本研究で開発するツールはミリ秒単位の回答速度も目標変数に含めるため、連続的な熟達の度合いを測定できるようになる。

一方、従来のテスト方式の多くは回答の正誤のみを目標変数としている。そのため微細な学習者間個人差を測定したり、連続的な熟達の度合いを表現するための手段としては不十分である。本研究で開発するツールは回答速度を指標として用いることができるため、熟達度を表現するための手段として社会的貢献も期待される。

【研究実施状況】

平成20年度は、以下の3点を実施した。

(1) 実験ツール開発

昨年度開発したソフトウェアに不具合が発見されたので、その修正を行った。また、実験内容となるスクリプトを作成してソフトウェアに実装し、パイロット版を完成させた。

(2) パイロットテスト

4人の被験者に対してパイロットテストを行った。また、パイロットテストの結果、スクリプトに不具合が発見されたので、現在スクリプトを修正している。

【研究成果】

- ・向山陽子「第二言語習得において学習者の適性が学習成果に与える影響－言語分析能力・音韻的短期記憶・ワーキングメモリに焦点を当てて」、『日本語科学』25号、平成21年4月刊行予定
- ・向山陽子「学習者の適性プロフィールと学習成果の関連－クラスタ分析による検討－」（査読審査中）
- ・吉澤真由美「Involvement load 仮説のSearch(検索)の効果を調べる－L2読解における語彙学習と内容理解への影響－」（査読審査中）
- ・Mukoyama, Y. & Wada, Y. 「Contribution by language aptitudes to second language learning: Roles of linguistic analysis ability, phonological short-term memory, and working memory.」 *Studies in Second Language Acquisition* (執筆中)

【研究課題名】近世後期日本語逆接条件表現に関する記述的研究（若手研究スタートアップ）

【研究期間】平成20年度～平成21年度（1年次）

【研究組織】代表者：宮内佐夜香

【研究概要】

本研究課題は近世後期の話し言葉の逆接条件表現について、特に上方語における逆接条件表現の実態を調査・記述することを目的とする。条件表現研究には順接条件表現を中心に多くの研究成果があり、逆接条件表現についても近世前期頃までの上方語の様相が明らかにされている。また代表者はこれまで近世後期以降の江戸語・東京語の逆接条件表現に関して研究を行ってきた。本研究課題において近世後期の上方語を調査・研究することで、条件表現史研究の未着手の時代が埋まることになる。また先行の研究成果との比較が可能になり、日本語条件表現史の全体像の解明、さらに現代日本語にみられる文法的特徴の史的背景の解明に利する成果が得られるものと考ええる。

本研究計画の概要は以下の通りである。初めに上方洒落本の活字資料の調査を行い、逆接条件表現全体の用例を採取する。さらに一次資料を収集し、適宜調査する。平成20年度には、活字資料を対象に用例調査を行って、逆接条件表現の代表的形式であるガ・ケレド類に焦点を絞って分析し、その成果を学会で報告する。平成21年度には、一次資料の調査結果を追加しガ・ケレド類についての分析結果を論文化する。さらに、完成したデータベースを使用して、上方語の逆接条件表現形式の全体像を観察し、その結果を江戸語の逆接条件表現形式の全体像と比較して、分析結果を論文化する。

【研究実施状況】

本年度は、活字資料による用例調査を行った。具体的には洒落本大成（中央公論社1978-1988全30巻）から上方で出版された洒落本を選定して目視悉皆調査を行い、本年度の分析対象であるガ・ケレド類の用例を優先してデータベースを作成した。次に、データベースを利用して上方洒落本におけるガ・ケレド類の使用頻度、及び機能について分析を行った。その結果、同時代の江戸語との使用頻度の相違点（上方語ではケレド類が優勢で、江戸語ではガが優勢）、また、機能の共通点（江戸語、上方語ともにケレド類は逆接専用形式）などが確認された。以上の成果について、近代語学会研究発表会（平成20年12月13日 白百合女子大学）で口頭発表した。

また、1月下旬に近世後期上方語の一次資料の収集を行った。具体的には、稀少な近世末期の上方語の資料の一つである、『穴さがし心の内そと』（一荷堂半水 元治（1864-1885）頃刊）を所蔵する、名古屋市蓬左文庫（名古屋市東区）に調査に行き、所蔵書の写真版の複写を行った。また、複写と所蔵書の実物との照合を行って、写真版において不鮮明な箇所などの翻刻作業を行った。

【研究成果】

学会発表

- ・宮内佐夜香「近世上方語における接続助詞ケレド類について-洒落本を資料として-」近代語学会研究発表会（白百合女子大学）、平成20年12月13日

【研究課題名】『日本言語地図』データベース（研究成果公開促進費（データベース））

【研究期間】平成20年度

【研究組織】代表者：熊谷康雄

分担者：井上文子，大西拓一郎，三井はるみ，澤木幹栄（信州大学人文学部），
小林隆（東北大学大学院文学研究科）

【研究概要】

日本の方言に関する基礎資料である『日本言語地図』全6巻（国立国語研究所編，1966年～1974年）に地図化された方言分布に関するすべての情報，および，その原資料として国立国語研究所に唯一保管されている原カード約54万枚の調査記録のすべてをデータベース化し，公開する。

『日本言語地図』は，全国各地の方言で，どのような語形や発音がどこに現れるかを項目ごとに地図で表示したものであり，日本全国の方言の地理的分布を一望できる基礎資料である。調査は1957年～1965年に行われ，調査地点数 2400，調査項目数 285からなる。原カードには，調査者によって記入された各地点の回答に関する原情報・原表記のみならず，言語地図作成時の分類整理の情報が記録されている。本データベースは，分類整理され地図化された情報を文字データとし，手書きの原表記や注記を含む原カードを画像データとすることにより，原カードに遡らずには得られなかった情報や地図としては未公開の項目も含め，すべての情報をデータベース化し，広く提供するものである。

このデータベース化により，多面的な検索等による『日本言語地図』の研究や教育上の利用環境の飛躍的な向上が見込まれるだけでなく，原カードの画像が参照でき，かつ，地図上の語形の分布が文字データにより提供されるため，『日本言語地図』の資料批判や，新たな観点からの地図化，計量的研究も含めた新たな研究など，研究の深化発展が期待でき，方言研究に新たな基盤を提供することができる。また，別途，国立国語研究所のホームページより，インターネット上に『日本言語地図』の地図画像ファイルの公開を開始しており，本データベースと合わせて利用することにより，方言の基礎的な資料が研究，教育においてより広い利用が可能となる。

【研究実施状況】

これまでに，平成13，14，15，16，17年度に「『日本言語地図』データベース」（研究代表者：熊谷康雄）として科学研究費研究成果公開促進費（データベース）の補助を受けて，原資料のカードの入力を進めて来た。データ項目は，項目番号，地点番号（位置情報），整理番号（凡例上の回答語形情報），注記の有無の情報，原資料カードの画像イメージ等である。

平成20年度は，約50,000件の原カードの画像入力を実施し，平行して文字データ（コード情報）の点検を進めた。これまでと合わせて全体のほぼ9割強（推定）の入力が済んだことになる。

点検が終了し，公開準備の整った項目より画像データベースやダウンロード用のコードデータのファイルなどとして，インターネット上で順次公開する。

『日本言語地図』データベース（LAJDB） <http://www.kokken.go.jp/lajdb/>

資 料

独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

最終改正：平成二〇年一二月二六日法律第九四号

(最終改正までの未施行法令)

平成十九年七月六日法律第百八号 (一部未施行)

平成二十年十二月十二日法律第八十九号 (未施行)

平成二十年十二月二十六日法律第九十四号 (未施行)

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要の

ないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

- 3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

- 2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三條 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四條 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五條 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六條 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七條 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八條 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務

を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項 の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。
- 3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項にお

いて準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法 の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法 の規定

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政

法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。
- 4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。
- 5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

- 6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

（職員の給与等）

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

（報告及び検査）

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

- 一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者
- 二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者
- 四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （平成十一年十一月二五日法律第一四一号） 抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十二年十一月二七日法律第一二五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年七月三十一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一六年一二月三日法律第一五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

1 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第百六条 削除

（罰則に関する経過措置）

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合におけ

る郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成一八年十一月一七日法律第一〇一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月一六日法律第四二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年五月一六日法律第四五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年七月六日法律第一〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定 公布の日

二 第一条中国家公務員法第三十八条第四号の改正規定、同法第百九条の改正規定（同条第十二号に係る部分を除く。）、同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。）及び同法本則に二条を加える改正規定（同法第百十二条に係る部分に限る。）、第三条中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定（国家公務員法第百九条及び第百十二条の準用に係る部分に限る。）並びに附則第七条、第十条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）、第十一条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）及び第三十条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（処分等の効力）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。

附 則 （平成二〇年一二月一二日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一二月二六日法律第九四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

独立行政法人国立国語研究所法

公布：11年12月22日法律第171号

施行：平成13年1月6日

改正：平成12年5月26日法律第84号

施行：平成12年6月1日

改正：平成18年3月31日法律第24号

施行：平成18年4月1日

目 次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）

第三章 業務等（第十二条・第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立国語研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資

することができる。

- 3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

- 2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第八条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

- 第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。
- 2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。

- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、必要があると認めるときは、研究所の成立の時において現に整備中の土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、

独立行政法人国立青少年教育振興機構，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については，当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と，前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は，施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が，附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり，かつ，引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については，その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし，その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは，この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については，これらの規定は，なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては，退職手当法に基づく退職手当は，支給しない。

5 施行日後の研究所等は，前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博

物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用

しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国の有する権利義務の承継)

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時ににおいて独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

(青年の家等の解散等)

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間にお

ける前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。

- 10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

- 2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

- 3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所に関する省令

平成十三年三月三十日 文部科学省令第三十四号

最終改正：平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のように定める。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号。以下「研究所法」という。）第十二条第一号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究に関する事項
- 二 研究所法第十二条第二号に規定する調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表に関する事項
- 三 研究所法第十二条第三号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供することに関する事項
- 四 研究所法第十二条第四号に規定する外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修に関する事項
- 五 研究所法第十二条第五号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 業務委託の基準
- 七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 八 その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については研究所の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設・設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成に係る事項)

第四条 研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)

第五条 研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第六条 研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 研究所は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 研究所の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

- 2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
- 3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しようとしている償却財産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除額として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 研究所は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(重要財産の範囲)

第十三条 研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(重要財産の処分等の認可)

第十四条 研究所は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 研究所に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十

二年政令第三百十六号) 第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

(評価に関する庶務)

第十六条 研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁文化部において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 研究所の成立の際研究所法第五条第二項の規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

附 則 (平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

独立行政法人国立国語研究所業務方法書

平成18年 8月 4日

文 部 科 学 大 臣 認 可

（目的）

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

（業務運営の基本方針）

第二条 研究所は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

（調査及び研究）

第三条 研究所は、次に掲げる事項について、その特性に応じて基礎的・実践的な調査及び研究を行う。

- 一 国語の体系及び変異に関すること。
 - 二 国民の言語生活に関すること。
 - 三 外国人に対する日本語教育に関すること。
 - 四 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育についての情報及び資料に関すること。
- 2 研究所は、必要に応じて、前項に掲げる調査及び研究を国内外の機関等と共同で実施することができる。
- 3 前項の共同研究について必要な事項は別に定める。

（資料の作成及び公表）

第四条 研究所は、前条の調査及び研究に基づく資料を作成し、公表する。

- 2 前項の公表は、報告書の作成、学会誌への寄稿、ホームページへの掲載のほか、公開事業の実施等を通じて広く行う。

（情報及び資料の収集、整理及び提供）

第五条 研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供する。

- 2 情報及び資料の提供に際しては、情報通信技術の活用を推進する。

（研修）

第六条 研究所は、外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行う。

- 2 前項の研修は、日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に普及させるための専門的研修とする。
- 3 研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(附帯業務)

第七条 研究所は、第三条から前条の業務に関連して、次の業務を行う。

- 一 外国人等の日本語教育指導者を養成するための大学院教育へ参画し、連携・協力を行うこと。
- 二 研究機関等の求めに応じ、援助及び指導を行うこと。
- 三 その他関連する業務を行うこと。

(業務委託の基準)

第八条 研究所は、第三条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由が存する場合には、外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 委託に関し必要な事項は、別に定める。

(契約方法)

第九条 研究所は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公示して申し込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

独立行政法人国立国語研究所の中期目標

平成18年4月1日

文部科学大臣指示

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配慮しつつ、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて、我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上で、の基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化、情報化など国語をとりまく社会状況の変化は、国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては、このような現状を踏まえ、調査研究の柱となる基幹的調査研究を、中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに、その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し、その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

- (1) 基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、次の調査研究を実施すること。なお、この調査

研究の成果は、文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

- 1) 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。
- 2) 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。
- 3) 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

- (2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明かになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

- (1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

- 1) 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
- 2) 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

- (2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

- (1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果について

は、次の方法により積極的に情報を発信すること。

- 1) 学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。
- 2) 成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

- (2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

独立行政法人国立国語研究所の中期計画

平成18年4月1日

文部科学大臣認可

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。

ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに实际的に活用するための研究を行う。

ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。

ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。

イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を

迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。

ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。

イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学，比較文化，異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し，3,000語を対象に用例用法，習得情報，誤用情報，指導情報等が内包された先導的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準の項目等評価基準を開発し，提供する。また，この評価基準に基づくテストを開発し，範型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し，普及させるために，次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として，大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと，日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに，関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から，インターネットを活用するとともに，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお，満足度調査を実施し，参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図る。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ，また，研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容を充実させるなど，調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会、施設公開等を実施する。

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力をを行う。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。

(1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

(1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。

(2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

- | | |
|---------------|-----|
| ①期初の常勤職員数 | 61人 |
| ②期末の常勤職員数の見込み | 57人 |

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【別紙】

平成18年度～平成22年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5, 4 7 9
受託収入	2 0
著作権使用料・施設使用料等	4 6
計	5, 5 4 5
支 出	
業務経費	2, 2 8 0
うち調査研究事業費	1, 3 1 5
日本語情報資料収集事業費	9 6 5
一般管理費	2 8 2
受託事業費	2 0
人件費	2, 9 6 3
管理部門	6 9 2
事業部門	2, 2 7 1
計	5, 5 4 5

[人件費の見積り]

期間中 2, 4 9 5 百万円を支出する。

一般管理費	5 8 2 百万円
業務管理費	1, 9 1 3 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式とする。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

P(y)：当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

α ：効率化係数（業務部門人件費）。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = \{R(y-1) - \varepsilon(y-1)\} \times \beta (\text{係数}) \times \theta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) + \varepsilon(y)$$

R(y)：当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

$\varepsilon(y)$ ：特殊業務経費。政府主導による重点施策等の実施等の事由により発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon(y)$ 。

β ：効率化係数（業務経費）。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ ：業務政策係数。事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 管理部門人件費

毎事業年度の人件費（Pk）については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

Pk(y)：当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度におけるPk(y)。

δ ：効率化係数（管理部門人件費）。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 (R_k) については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$R_k(y)$: 当該事業年度における一般管理費。 $R_k(y-1)$ は直前の事業年度における $R_k(y)$ 。

π : 効率化係数 (一般管理費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

5) 自己収入

毎事業年度の自己収入 (受託研究を除く。) (E) の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu (\text{係数})$$

$E(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積り額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

μ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金 (A) については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + P_k(y) + R_k(y) - E(y) \times \lambda (\text{係数})$$

$A(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

- ・運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費 (△ 5 % (退職手当等を除く))、一般管理費 (△ 1 5 %)、業務経費 (△ 5 %) と仮定した場合における試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数) は一律 1 として試算。
- ・ θ (消費者物価指数) は、1 として試算。
- ・自己収入の見積りについては、 μ (収入政策係数) は 2 % として試算。
- ・ λ (収入調整係数) は、一律 1 として試算。

収 支 計 画

平成18年度～平成22年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5, 5 2 5
經常費用	1, 2 6 5
調査研究事業費	9 1 5
日本語情報資料収集事業費	2 3 2
一般管理費	2 0
受託事業費	2, 9 6 3
人件費	6 9 2
管理部門	2, 2 7 1
事業部門	1 3 0
減価償却費	
収益の部	5, 5 2 5
運営費交付金収益	5, 3 2 9
受託収入	2 0
版権使用料・施設使用料等	4 6
資産見返運営費交付金戻入	1 0 0
資産見返物品受贈額戻入	1 0
資産見返寄付金戻入	2 0

資 金 計 画

平成18年度～平成22年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 5 4 5
業務活動による支出	5, 3 9 5
投資活動による支出	1 5 0
資金収入	
業務活動による収入	5, 5 4 5
運営費交付金による収入	5, 4 7 9
受託収入	2 0
版權使用・施設使用による収入	4 6

平成20年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献に関して、以下のことを実施する。

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について、次のことを実施するとともに、コーパス事業の民間との共同体制について検討する。

ア. 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指す。そのため、前年度までに策定した全体計画に基づき、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理、電子化など、具体的な構築の各段階における作業を継続する。

イ. 当該データベースを実際的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進め、公開可能となったサンプルの試験的な公開を行う。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。

ア. 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために、本調査を実施する。

イ. 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに

言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を進めるために、次のことを行う。

- ・ 平成19年度に実施した全国約1000地点での面接調査のデータを分析するとともに、その結果を踏まえて面接調査の第2年次調査を実施する。
- ・ 「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査(メール調査)を実施する。また、地域詳細調査(協力調査)のデータ集約サーバの運用を試行する。
- ・ 国民の文字生活について、文字認知能力の経年変化を明らかにするために、調査方法の検討を引き続き行う。

③ 上記①及び②の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。

ア．国語政策の企画立案や推進に役立つ基礎資料の提出に向けて、下記(2)の喫緊課題を含む問題点・課題等について文化庁との連絡協議を行う。

イ．医療・介護の分野を対象として、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を行うために、平成19年度に組織した「病院の言葉」委員会を開催し、検討を進めて提案を行う。また、引き続きデータベースを活用して検討に必要な資料を整備する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次の①及び②を実施する。

① 文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、審議に資する基礎資料を作成し提出する。
なお、「国語力」については、上記(1)②イの、文字認知能力の経年変化を明らかにするための研究に関連付け、その中で実施する。

② 電子政府の基盤を支える「漢字情報データベース」の構築を更に進める。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供に関して、以下のことを実施するとともに、他の公的日本語教育機関との役割見直し等について検討する。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国

の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。そのために、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、以下のことを実施する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

- ・ 定住外国人の言語使用実態調査、日本語使用及び学習に対するニーズと意識に関する調査を実施する。
- ・ 学習項目一覧及び段階的目標基準のモデル案を作成する。
- ・ 海外における移民等に対する自国語教育政策情報の整理等を行う。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ・ 平成19年度に確定させた作業工程を踏まえ、「辞書の機能」及び「辞書における意味用法記述のあり方」に関して研究をし、成果をまとめる。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ・ 生活場面における学習者の書き言葉データと評価データの収集・分析を継続し、「評価プロセスモデル」を精緻化する。
- ・ 定住外国人の言語使用実態調査、日本語使用及び学習に対するニーズと意識に関する調査を実施する。
- ・ 発話判定基準のモデル案を作成する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

上記 (1) の①、②及び③の開発に必要な日本語教育情報を作成するために、国語研究の成果から抽出した使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。そのために、以下のことを実施する。

- ・ 日本語教育情報発信環境の整備のため、日本語教育用データベースの整備・運用を行い、そのフォローアップをする。
- ・ 「にほんご学びネット」を構成するツールの開発と試験公開をし、フィードバック調査を行うとともに、判定・評価等の研究を行う。
- ・ 関連機関・関係者との連携を推進する。

② 成果の効果的・効率的な普及のため、次のことを行う。

- ・ 上記①を踏まえ、インターネットの活用による成果物の迅速な公開、公開情報の活用実態の把握に努める。あわせて基盤情報の流通に関する検討を行う。
- ・ 前項(1)の①、②、③から得られた知見を含む日本語教育研究や国語研究の成果、並びに(2)①の公開情報に基づき、80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象としたセミナーを開催する。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため、調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化、テーマの重点化を図り、次の取組及び事業を実施する。

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。また、研究発表会(年1回)と査読付論文誌(2種「日本語科学」、「日本語教育論集」)の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるようにする。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用(メディアミックス)の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・ 『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を2種作成する。
- ・ ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・ 国立国語研究所概要等を作成する。
- ・ 「ことば」フォーラム、施設公開等を実施する。

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施するとともに、質問応答内容の記録、蓄積を行い、ホームページ上にFAQ(よくある質問に対する回答)を掲載する。

また、電話質問等への対応の実施体制について検討する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・ 日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理、目録整備を行う。
- ・ 国語に関する研究文献情報等を収集・整理し、『国語年鑑2008年版』を編集、刊行する。
- ・ 日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、『日本語教育年鑑2008年版』を編集、刊行する。
- ・ 国民の言語生活に関し、新聞記事からの情報収集、並びに記事目録データベースの追加更新、公開を継続する。
- ・ 国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2007』を編集し、Webでの公開を行う。
- ・ 資料整備計画に基づき、蓄積資料の整理、目録の作成を進める。
- ・ 電子化研究資料、データベースなどの整備を推進し、電子化報告書、電子化資料などのインターネット、CD-ROM等による公開を行う。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

日本語情報資料館システムの満足度調査を行い、その結果をシステムの改善・強化に反映させ、システムの整備・運用を継続し、情報内容の管理を行う。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムの次年度開催について検討する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。

(1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上の削減を実現するため、平成20年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成20年度においては、平成19年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて平成18年度に導入した給与体系を適切に運用する。これに関連して、職員の能力・業績を適正に判定するため人事評価制度の試行を継続して行う。

III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 調査研究を効率的・効果的に実施するために，常勤職員のほか，客員研究員，特別奨励研究員，任期付研究員，契約職員，短時間勤務職員等の適正な配置と活用に努める。

② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに，職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については，その人件費総額の抑制を図る。

平成２０年度 予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1, 1 1 1
受託収入	0
版權使用料・施設使用料等	9
計	1, 1 2 0
支 出	
業務経費	4 5 6
うち調査研究事業費	2 6 3
日本語情報資料収集事業費	1 9 3
受託事業費	0
一般管理費	5 6
人件費	6 0 8
管理部門	1 3 5
事業部門	4 7 3
計	1, 1 2 0

〔人件費の見積り〕

今年度中５６２百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成20年度 収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1, 1 2 0
調査研究事業費	2 6 3
日本語情報資料収集事業費	1 9 3
受託事業費	0
一般管理費	3 1
人件費	6 0 8
管理部門	1 3 5
事業部門	4 7 3
減価償却費	2 5
収益の部	1, 1 2 0
運営費交付金収益	1, 0 8 6
受託収入	0
版権使用料・施設使用料等	9
資産見返運営費交付金戻入	2 0
資産見返物品受贈額戻入	1
資産見返寄付金戻入	4

資 金 計 画

平成20年度 資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1, 1 2 0
業務活動による支出	1, 0 9 5
投資活動による支出	2 5
資金収入	
業務活動による収入	1, 1 2 0
運営費交付金による収入	1, 1 1 1
受託収入	0
版權使用・施設使用による収入	9

役 職 員 (平成21年3月31日現在 常勤59名)

役 員	所 長	杉戸 清樹	主任研究員	尾崎 喜光	
	理 事	徳重 眞光	〃	熊谷 智子	
	監事(非常勤)	窪川 秀一	研 究 員	朝日 祥之	
	〃	工藤眞由美	〃	高田 智和	
管 理 部	部 長	山本 昌博	〃	米田 純子	
	総 務 課	課 長(兼務：山本 昌博)	言語問題 グループ	グループ長 田中 牧郎	
		課 長 補 佐 仙波 恵子	主任研究員	斎藤 達哉	
		再雇用職員 田島 正幸	〃	三井はるみ	
総務係	係 長	高山 和男	情報資料部門	部 門 長	熊谷 康雄
	一 般 職 員	鈴木美保子		上席研究員	米田 正人
	企画評価係	係 長(兼務：仙波 恵子)		資料整備 グループ	グループ長 井上 文子
		一 般 職 員 新井田貴之		研 究 員	森本 祥子
人事係	係 長	徳田 浩慈	〃	磯部よし子	
	会 計 課	課 長 富澤 広	〃	中山 典子	
		課 長 補 佐 安保 邦夫	文献情報 グループ	グループ長 伊藤 雅光	
	財務係	係 長 林 哲也	主任研究員	池田理恵子	
経理係	一 般 職 員	長谷川 愛	〃	新野 直哉	
	係 長	大沼 徹	研 究 員	塚田実知代	
	一 般 職 員	戸谷 浩士	電話応対 グループ	グループ長 山田 貞雄	
	契約係	係 長(兼務：安保 邦夫)	図書館担当 グループ	グループ長 (兼務：熊谷康雄)	
	一 般 職 員	木村 友恵	一般職員	綱川 博子	
研究開発部門	部 門 長	相澤 正夫	日本語教育基盤情報センター	センター長	柳澤 好昭
	上席研究員	吉岡 泰夫		主任研究員	嶋村 直己
	言語資源 グループ	グループ長 前川喜久雄		グループ長	野山 広
		グループ長 山崎 誠		研 究 員	早田美智子
		主任研究員 小椋 秀樹		用例用法 グループ	グループ長 井上 優
		〃 柏野和佳子		研 究 員	植木 正裕
		〃 山口 昌也		学習項目 グループ	グループ長 金田 智子
		研 究 員 小木曾智信		研 究 員	福永 由佳
		〃 小磯 花絵		グループ長	宇佐美 洋
		〃 丸山 岳彦		研 究 員	森 篤嗣
		〃 小沼 悦		評価基準 グループ	グループ長
	言語生活 グループ	グループ長 横山 詔一		研 究 員	
	主任研究員 大西拓一郎				

予 算

年 度	歳 出 予 算			科学研究費補助金	
	人 件 費	事 業 費	合 計	件数	交付金額
	千円	千円	千円	件	千円
16	586,868	741,285	1,328,153 (1,321,035)	20	46,250
17	597,138	583,611	1,180,749 (1,173,631)	23	45,850
18	573,261	531,599	1,104,860 (1,095,999)	25	107,230
19	616,272	521,290	1,137,562 (1,128,524)	22	168,146
20	608,952	511,659	1,120,611 (1,111,392)	27	172,382

注) ① () は運営費交付金

②科学研究費補助金は、分担金、利息等を除いた配分額（直接経費＋間接経費）

建 物

平成17年2月1日から（立川市緑町）

名 称	独立行政法人国立国語研究所
構 造	S R C 地上4階 地下1階
建面積㎡ 延面積㎡	4,210. ⁸⁵ 14,523. ⁴⁹
建設年月	平成16. 10

土 地

平成17年2月1日から（立川市緑町）23,980㎡

独立行政法人国立国語研究所

平成20年度

事業報告書

2009年6月 発行

独立行政法人 国立国語研究所

〒190-8561 東京都立川市緑町10-2

TEL. 042-540-4300

URL <http://www.kokken.go.jp>